

達氏一派を處分もしきらずに共倒れをし、安達内相をのぞく若槻内閣の全閣僚が現状維持を主張するにかゝらず、それが黨の多數によつて力強き支持を見出し得なかつた程に、内閣は政黨と浮き離れてゐたことを證明したのである。この點からいへば形式的の多數が、實質的の多數にあらざることが曝露した時に、政權が移動するとも考へられるのである。かくて國民は今や少數黨の組閣を不思議とせず、又解散

刻んでゐるのである。實のところ政友會の政策として掲げてゐるところは、必しも國民の賛同を得てゐると思はれぬ。また在野時代の證文をそのまゝ、實行するだらうと期待する程に、國民は政友會を信用してはゐない。國民が犬養内閣に望む所は、組閣の第一歩において、犬養内閣が田中内閣とは異つた、政友會の上に立つてゐる事の證明である。田中内閣の倒壊につき、田中總裁の不慮の死によつて、犬養翁を

隱居所から呼びだした事は、政友會の「更新」でないまでも、その「清黨」を期待したのである。大正十四年五月、犬養翁が政友會の陣門に降つた時『改進黨以來四十年常に敵として非難攻撃し來つた政友會と合同するのは、わが同志が多年逆境で鍛へ上たる勇氣を以て政友會を改善せんがためである』といつた事を、六年の歲月、しかも總裁たる事二年後の今日如何の狀にあるかを事實によつて示さんことである。

吾人が國民の名において注文するのはこの點である。社會の事情が進展し、人心が變化する程、政治家の思想も、政策も進歩してゐないことは事實である。新しき時代には新しき政治家を必要とする。必ずしも年齢のみを問はぬとしても、たゞ政黨的閱歷の古きものを老齡首相の下に集めて、老人内閣たるが如き感と與へないだけの新鮮さを必要とする。何といつても若さは力である。また民政黨内閣を暗くしたものは、脱しきらぬ官僚臭であつた。この點の比較的少いのは政友會の一つの強味である。政策においては五十歩百歩の差を出でないと考へらるゝが、内閣が變つた以上は、せめてその組織において新鮮味を示すと共に、政策實行力に強味を現さなければならぬ。

犬養首相の有終の美解散に直進せよ

(東京朝日新聞十二月二十二日)

第六十議會の召集を前にして議員總會を開く朝野兩黨の關心事は、一に本議會が解散されるかどうかにかゝつてゐるといつてよい。理論からいふならば、百七十一名の少數黨の上に立つ犬養内閣が、二百四十九名の民政黨を反對にまはして、議長も各委員長もすべて多數黨

にとられた上で、その豫算案も法律案も通過せしめ得ないことはもちろんであるから、その政策を行ひ政務を進行せしむるについては、新しき衆議院を構成すべく、まづ解散を行ひ民意に問ふの舉に出づべきは當然の順序といはなければならぬ。

然るにこゝに、常に然るが如く解散が問題視されるのは、これを必至の勢ひと見ながら、なほ一顧の望みを、陰暗の小康に求めて、議員の解散回避氣分に乘せんとするものがあるからである。しかしながら明かに相反する金輸出再禁止を黙して議會に臨む事は出來ないし、たとひ拓務省復活だけにしても、行政整理省廢合のたゞ一つの成果をよみにじられた豫算を、大體は若槻内閣の編成したものだとして通過せしむるわけにはゆくまい。軍國多事を口實にしてこれをしも忍ぶべくんば、協力内閣に反對し、協力内閣運動に加はつたものを脱黨せしめたいひ分も立たぬことになる。

一體かの協力内閣運動なるものも、一方から見れば兩黨の内部にある解散回避の雲に乗じて出て來たのである。そこへもつて來て幣原臨時首相代理の失言問題を中心とした議會の暴狀と、民政黨内閣の無力二大政黨對立の無意味を痛感した外部の空氣とが、混亂してあそこまでもつていつたのである。この失敗したる協力内閣劇にビクとも動かされなかつた犬養總裁の政治的信念は形式的であつても、立憲政治が政黨の對立により運行され、常に民意と離れざる政治を行ふがためには、獨裁的善政主義ではなくて、立憲的民政主義をとるものと認めなければならぬ。

原敬氏は政友會の總裁として、とにもかくにも、政黨内閣制を打ち建てた。西園寺公は元老として數次の政變を経て、一つの政治的習律

すなはち、それが政策的に行詰つたにせよ、内部の不統一のために倒れたにせよ一つの内閣が総辭職した時は、常に反對黨の總裁をもつて組閣の大命を拜すべく、奏薦するといふ憲政の常道を定めたのである。犬養總裁が協力内閣説に迷はず、單獨組閣の大任を完うしたことは、その四十有餘年の政治歴を終りあらしむるものであると共に、少數黨による内閣組織を立憲化する解散と總選舉が、次に來るべき必然の手段としなければならぬ。

また民政黨の絶對多數が、若槻總裁の下に完全なる統制のとれた多數でなく、必しも多數民意の背景をもつ多數でなかつた事は、すでに曝露したところといつてよい。またそれがいゝといつても、悪いといつても、政策政見によつて集まらず、人によつて争はれた選舉である以上は『濱口か犬養か』で得た多數は、濱口氏亡き後においては、當然に崩壊して新たな再組織を必要とする。解散必しも歓迎すべからずとしても、總選舉必しも正しき民意の反映を見る事を期し難いとしても、解散回避が如何に結果するか、昭和新政の始めに當つて、若槻床次、田中三黨首の申合せや、田中内閣によつて行はれた。御大典前後の、選舉によらざる多數獲得が何であつたかを記憶する者は、解散と總選舉を回避することが政界を毒する以外何ものでもないことをよく知つてゐるのである。

多數黨員を有し觀念上永久性をもつ政黨が十大政策をかゝげ、八大政綱を立てるとしても、現實には一年半か二年の壽命しかもたぬ一つの内閣で出來る仕事は限りがある。また一人の政治家がもつ使命といふものも、その過去の経歴と、内外の認定によつて拘束され制限されざるを得ないが故に、かつては四十年の清節を以て憲政の神様とうた

はれた犬養翁の、政治的生涯の有終の美を濟すについては自らその道が定まつてゐる。吾人は翁とその周圍がその道を選ぶに誤らざらんことを期するのである。

第四章 犬養内閣の時救應急策

多數黨員を有し觀念上永久性をもつ政黨が十大政策をかゝげ、八大政綱を立てるとしても、現實には一年半か二年の壽命しかもたぬ一つの内閣で出来る仕事は限りがある。また一人の政治家がもつ使命といふものも、その過去の経歴と、内外の認定によつて拘束され制限されざるを得ないが故に、かつては四十年の清節を以て憲政の神様とうた

第四章 犬養内閣の時救應急策

第壹節 金輸禁止に伴ふ兌換停止緊急勅令公布

第一項 緊急勅令案上奏理由書發表

高橋藏相は十四日午後二時からの閣議に於て金輸禁止に伴ふ兌換停止に關する緊急勅令案を付議決定するため、同日正午頃から富田理財局長、大久保銀行局長及び深井日銀副總裁を藏相官邸に招致し種々審議の結果右成案の作成を終り、午後の閣議に提案説明するところあり、閣議に於ては大藏省案通り決定した、故に政府は即日樞密院に御諮詢の手續を取つた。右緊急勅令案は現行兌換銀行券條例の特例としての形式を採つたものでその骨子たるべきものは大要左の如くである。

一、現行兌換銀行券條例中第一條の「兌換銀行券は日本銀行條例第十四條により同銀行に於て發行し金貨を以て兌換するものとす」及び第六條の「兌換銀行券の引換を請ふ者あるときは日本銀行本店及び支店において營業時間中いつにても兌換すべし」の二ヶ條の効力を一時停止せしめる特例的の規定たる事。

一、特に兌換を必要とするものと認められたものに對しては大藏大臣の許可を得たるものに限り兌換を許可する特許制度たること

政府は右成案に基く兌換停止に關する緊急勅令案を直に上奏し樞密院に御諮詢を仰いだところ、御裁可あらせられ即日樞密院に御諮詢相成つたので倉富議長は、十五日九名の審査委員に付託し、審査委員會は十六日より開會して審議することとなつた。

政府は右御諮詢手續をとり直ちに左の理由書を發表した。

理由書

我國は金輸出解禁以來内外の情勢により財政經濟極度の行詰りを來し最近は巨題の正貨流出に伴ひ金融のかうそく甚しく財界は深刻なる影響を蒙り、このまゝ推移するを許さざるに至れり。よつて現内閣は金輸出禁止を行ひ時局を匡救するの急務なるを認め昨十三日組閣の劈頭に於て、金輸出取締に關する大藏省令を公布せり。然れども日本銀行その他の發券銀行の金貨兌換に關する規定をそのまゝとなし置く時

は兌換の要求により正貨準備は更に減少するの危険あり、我國保有正貨の現状に照し憂慮に堪へざるを以て銀行券の金貨兌換を當分の間、一般的に禁止し大藏大臣の許可を得たる場合に限り兌換を認むることとするの必要あり。然して數日來の日本銀行に於ける兌換要求の實情に鑑み法律案を帝國議會に提出するの暇なきを以て緊急勅令により速かに斷行するの要あり。

尙當日の定例閣議に於て犬養首相は「本日宮中に於て鈴木侍從長と會見し十三日金輸出禁止に關する大藏省令發布に至つた事情、並にこれが財界に及ぼしたる影響等につき詳細説明した」る旨の報告をなし、後高橋藏相は金輸出禁止後に於ける一般經濟界に及ぼしたる影響につき種々説明し更に前田、山本、三土の各閣僚からそれぞれ關係各方面の事項につき説明あり就中株式取引所の自發的立會中止問題、三品取引所綿糸取引所等の情勢につき報告あり尙今後の應急對策につき協議の結果左の如き申合せをなした。

財界善處に全力をつくす

申 合

金輸出再禁止の結果は年末金融に安定を與へ各金融機關は始めて生色を呈するに至つたが、この情勢を永續せしむる必要があるから今後は財界回復のため全幅の努力を拂ひこの上とも萬遺憾なきを期することに申合せ次いで秦拓相から金輸出禁止令を臺灣、朝鮮にも内地同様發令したる旨報告ありたり。

第二項 緊急勅令公布と樞密院

一、兌換停止勅令案樞府審査委員會

樞密院に御諮詢あらせられた金兌換停止に關する緊急勅令案は憲法上極めて、重要案なるを以て倉富樞密院議長は、十五日午後平沼副議長を委員長とする左記九名の審査委員を指名し審議を付託した。

委員長平沼騏一郎男、委員富井政章男、同黒田長成侯、同古市公威男、同江木千之、同荒井賢太郎、同鎌田榮吉、同水町袈裟六、同岡田良平、右委員任命に依りその第一回審査委員會は十六日の樞密院本會議終了後、午前十一時より樞府事務所に開催された。樞府側から倉富議長、二上書記官長も出席し、政府からは、犬養首相、高橋藏相、秦拓相、並に島田法制局長官、黒田大藏次官以下各關係官參列、まづ犬養首相は同案御諮詢奏請の理由を説明した後、更に高橋藏相は勅令案の内容及經濟界の現状殊に金解禁以來に於ける我國の財政經濟が極度の行詰りを來した旨及若し、この情勢を以て推移せんかその前途眞に寒心に堪へざるものある爲め政府は時救匡急策として、金輸出再禁止を斷行するに至つたがこの再禁止の意義を更に徹底せしめ正貨擁護の方針を以て、今回此の金兌換停止勅令を發布することになつた所以を詳細に説明した

後審議に入り各委員と政府委員との間に質問應答を重ねた即ち各顧問官から

一、政府が緊急勅令の形式によつて金兌換停止を行はねばならぬほど經濟界の事情は切迫して居るか。

一、以前に大藏省令第十號によつて金輸出禁止を行つた際には兌換停止を行はなかつたが、今回大藏省令第三十六號によつて金輸出禁止を

委員長平沼騏一郎男、委員富井政章男、同黒田長成侯、同古市公威男、同江木千之、同荒井賢太郎、同鎌田榮吉、同水町袈裟六、同岡田良平、右委員任命に依りその第一回審査委員会は十六日の樞密院本會議終了後、午前十一時より樞府事務所に開催された。樞府側から倉富議長、二上書記官長も出席し、政府からは、犬養首相、高橋藏相、秦拓相、並に島田法制局長官、黒田大藏次官以下各關係官參列、まづ犬養首相は同案御諮詢奏請の理由を説明した後、更に高橋藏相は勅令案の内容及經濟界の現状に金解禁以來に於ける我國の財政經濟が極度の行詰りを來した旨及若し、この情勢を以て推移せんかその前途眞に寒心に堪へざるものある爲め政府は時救匡急策として、金輸出再禁止を斷行するに至つたがこの再禁止の意義を更に徹底せしめ正貨擁護の方針を以て、今回此の金兌換停止勅令を發布することになつた所以を詳細に説明した

後審議に入り各委員と政府委員との間に質問應答を重ねた即ち各顧問官から

一、政府が緊急勅令の形式によつて金兌換停止を行はねばならぬほど經濟界の事情は切迫して居るか。

一、以前に大藏省令第十號によつて金輸出禁止を行つた際には兌換停止を行はなかつたが、今回大藏省令第三十六號によつて金輸出禁止をなすに當り特に金兌換停止を行ふ理由如何

等の質問あり、これに對し主として高橋藏相答辯に當れり、要旨左の如し

金兌換の停止を行はなす時は、兌換の要求によつて正貨準備は益々減少するに至るべく財界の前途憂慮に堪へざるものがある。かつて大藏省令第十五號によつて金輸出禁止を斷行した當時は正貨の減少を來すとか正貨現送とかいふが如き事態はなかつたが、今回はその當時と經濟界の事情を異にし、かつ人心が著しく變化して不安となつてをり例へば日銀に兌換の要求をなすものが少くないなど、もしこのまゝ何等の善後處置をも講ぜず、政府が傍觀するならば、たとへ現内閣の財政策が實現し日を逐ふてかゝる不安が除かれることが期待されるにせよ、しばらく緊急勅令によつて兌換を停止し、財界の不安を除き人心の安定を計る必要があると信ずる。要するに兌換停止は今後財界に不安なる事態が派生することを避けんとする趣旨に出でたものである。

と答へ更に江木顧問官は

政府は本案を議會に於て承認を求むる必要があるが、與黨が少數である關係から否決されるかも知れないがその時如何なる覺悟があるかと質したるに對し、**犬養首相**は

政治の見すゑはつかんから議會で承認を得るか否かはわからないが時局重大の今日反對黨が財界安定のためもつとも必要なる本案に反對するが如き事あらば、斷然たる處置をとる考へである。

と答へ午後一時半から更に質問應答を續行すること、し零時半休憩、午後一時半再開午前引續き質疑應答に入り江木、鎌田顧問官、その他からも質問あり政府側より親しく答辯した後質問を終了し午後三時半政府側全部退席した。樞密院側は全部居残りこれが態度に付協議した結果、財界の現状に顧み緊急やむを得ざるものと認め原案を可決した、唯金の輸出禁止は事情やむを得ずとするも、金の兌換停止に至つては事極めて重大であるからこれに對し政府に警告的希望を付するの要ありといふに意見一致し、結局、左の如き希望を付する事となつた。

兌換停止は變態的手段であり貨幣の信用を失ふと共に種々の弊害を伴ふ恐れあり、よつて政府はその重大なるに顧み今後の善後處置を誤らざるやう努むると共になるべく速かに常道に復することに全力を盡されたし。

との意味を審査報告書中に明記する事となり同四時散會した。

一、樞府本會議と金兌換停止勅令公布

銀行券金貨兌換に關する緊急勅令案を審議すべき樞密院本會議は十七日午後一時半より宮中東溜の間に於いて開會、倉富、平沼正副議長以下各顧問官、二上書記官長、政府側より、犬養首相、高橋藏相、前田商相、秦拓相外閣僚並に説明員として島田法制局長官その他關係官參列天皇陛下親臨あらせられるや倉富議長開會を宣し十六日の審査委員會で決定した。

一、憲法第八條第一項に基く銀行券の金兌換に關する緊急勅令案を上程し、まづ平沼委員長起つて案の内容及び政府が、同案御諮詢奏請をなした理由並に審査委員會の經過及び結果を報告説明し、終つて審議に入り、採決の結果異議なく全會一致委員長報告通り原案を可決して一時五十七分散會、よつて倉富議長は上奏の手續をとり政府は御下渡あらせらるゝを待ち之が公布の件を閣議に諮り上奏御裁下を仰ぎ憲法第八條第一項により發す旨の上諭を付し同日付官報號外で公布即日より實施されたり。公布勅令全文は左の如し。

勅令第二百九十一號(官報號外)

銀行券の金貨兌換に關する件

- 一、日本銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外兌換銀行券の金貨兌換をなす事を得ず、
- 二、朝鮮銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外朝鮮銀行券の金貨引換をなす事を得ず、
- 三、臺灣銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外臺灣銀行券の金貨引換をなす事を得ず、

付 則

本令は公布の日よりこれを施行す

第三項 日銀の金地金賣却制限

政府は日本銀行保有にかゝる金地金の賣却についても、政府の特許を必要とする事に決定し、十八日付を以てその旨日本銀行に通達した。即ち政府は十三日金の輸出禁止を斷行したが我國保有正貨の現狀に鑑み十六日更に銀行券の兌換も停止するに至つた。然し日本銀行が同行保有の金地金を賣却することについては何等の制限なく専ら日銀の自由に委されてゐたのである。かくては銀行券の兌換停止の効果を徹底せし

めることは出來ないので、今回かく日銀の金地金賣却制限をなすに至つたのである。

金製品合金輸出禁止令

大藏省では金本位停止に伴ひ二十一日左記大藏省令を公布即日施行することと決定して。

第三項 日銀の金地金賣却制限

政府は日本銀行保有にかゝる金地金の賣却についても、政府の特許を必要とする事に決定し、十八日付を以てその旨日本銀行に通達した。即ち政府は十三日金の輸出禁止を斷行したが我國保有正貨の現狀に鑑み十六日更に銀行券の兌換も停止するに至つた。然し日本銀行が同行保有の金地金を賣却することについては何等の制限なく専ら日銀の自由に委されてゐたのである。かくては銀行券の兌換停止の効果を徹底せしめることは出来ないので、今回かく日銀の金地金賣却制限をなすに至つたのである。

金製品合金輸出禁止令

大藏省では金本位停止に伴ひ二十一日左記大藏省令を公布即日施行することに決定した。
「省令」金を主たる材料とする製品又は金の合金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受くべし、

前項の規定に違反したる者は三月以下の徴役又は百圓以下の罰金に處す

第二節 金輸禁止後の善後處置

第一項 金輸禁止後の正貨現送

金輸出禁止は十三日より實施されたが正金銀行の正貨三千萬圓の現送期日は十五日の豫定である。然も三千萬圓の現送は正金銀行の絶対に必要とするところなのでこの點が問題となつたが、高橋藏相は十三日午後七時深井日銀副總裁を官邸に招致し現送の理由を詳細に聴取した上その處置を如何にするかにつき協議した、然して高橋藏相としては「もし正金銀行一個の營業上の必要に出でたものであればもちろん特にこれを承認することは出来ない」との意向であつたが、深井副總裁は「豫定の三千萬圓の現送は正金の營業によるものではなく政府の金本位擁護政策上生じたものであるから政府としては現送中止を命じて正金の損失は政府がこれを補償するかさうでなければ豫定通り現送せしむべき性質のものである」との説明をなした、従つて高橋藏相もこれを諒とし十四日の新舊藏相の事務引継ぎの際井上藏相に一應確めた上豫定通り現送せしむることとなり、十四日中正金銀行から藏相に金輸出の許可申請があつた場合はこれを許可する意向である。高橋藏相は深井副總裁と協議を遂げた後左の如き談話を試みた。

爲替は左して變動すまい

高橋藏相談

正貨の現送は政策のために行ふものと商賣上の必要で行ふものとは別に考へねばならぬ。どうしても送らねばならぬものならば送る事とするのは當然である。金の再禁止を斷行したため今後爲替相場に相當變動があるがこれによる不便は國民も忍ばねばならぬ。將來新平價解禁を行ふか否かは今豫斷は出来ぬ。その時の事情によつて決定さるべきことであるが國の實力によつて安定した爲替相場で解禁すべきである、爲替相場の下る事は關稅同様の作用によつて國內産業を助長する事となる、前内閣で金解禁を行つた結果國產愛用などを宣傳してゐたがあれは

金の輸出を防止する事に外ならぬ、今度再禁止をすればこの作用を爲替相場の下落に一任する事になるのである。爲替の騰落による不便との爲替相場下落による利益とどちらが國內産業に取つて有利であるかどうかといふ論があるが、爲替相場の變動は向後左してないと思ふ、先年の解禁前の如く正金並に民間の爲替相場がばくち場の如きものとなつては困る。又商人は爲替相場の變動を左程嫌はないでこのリスクを爲替銀行に委してゐる故相場の變動はそれ程經濟に取つて悪影響を及ぼすものとは思はない。

第二項 金輸出禁止に依る正金の損失は前内閣の責任

井上前藏相は正金銀行をしてドルの思惑買に對し巨額を賣應せしめ金輸出再禁止後の今日に至り再び巨額の正貨現送を行ふか或は國家がその損失を補償せざる可からざるかの事態を惹起せしめ、然も刮として恥ぢず、其の責任は現内閣に在りなど暴言を吐露し然も屢々之れを公表發表せり、然れ共井上藏相が正金をして多大なるドル賣を敢てせしめ必要に應じて正貨の現送を許すの一札の如きを正金に與へあるに見るも其の責任を他に轉嫁せんとは言語道斷にして現政府に對し未だ挑戰的態度を以て向はんとするは、恕し得べき事に非ず、故に我黨に於ては二月二十二日久原幹事長の名に於て左の如き聲明書を發表し、井上前藏相の聲明を反駁せり。

ドル賣未決濟問題の責任者

井 上 前 藏 相 は 語 る

廿二日民政黨議員總會席上現在政治問題化してゐる正貨の現送に關する代議士の質問に對し井上前藏相は左の如く説明答辯した。

今回政府で發表された正貨現送問題は或る意味において前内閣の攻撃らしいが一言でいへば全部再禁止の結果で前内閣には毛頭責任なきものであつて八千萬圓の正貨現送問題並に正金銀行の責任における一億二千萬圓のドル爲替賣渡額の善後處置の問題に關してこれが恰も若槻内閣の大不始末であつて政友會内閣がその尻ぬぐひをせねばならぬといふ非難は作爲の甚しきもので自分の見解を以てすれば斯の如きことを引起したのは全く犬養内閣の無謀なる再禁止によるものでそれが責任は全然現内閣にあるといふべく苟も金本位制度を實行しつゝある國が國家の重大問題たる金の再禁止を行ふに當つて何等の準備も措置も講ぜず正金銀行のドル賣の内容並にわが國の國際貸借關係も調査せずこれを強行するが如きおきは黨略によつて國家の經濟を誤まるものといはざるを得ない、自分をしていはしむれば金の輸出をせず解禁を維持してゐさへすれば八千萬圓現送の問題もまた正金銀行關係における一億二千萬圓のドル賣善後措置も起らずに済んだのであつて若槻内閣總辭職直前における對米爲替は四十九ドル七十五セントを唱へ寧ろ金利關係その他に於て逆に金流入還元に見んとする傾向さへあつた、従つてすでに現送すべく年内に決定を見てゐた三千万圓の如きもドル買の取消により現送の必要を見なくなることは自分の確信せる處であつて來年に現送すべき五千万圓もドル買解約の行はれる形勢にあつたことは事實である、故にかゝる實狀も知らずに再禁止といふが如き大問題を輕卒に取扱つた責任は全然犬養内閣に負はさねばならぬ處であるなほ自分が藏相當時政府と日銀と正金との間にドル賣に對し何等かの諒解を取交し政府が責任補償を正金に與へたるが如き一札を入れたと誤傳されてゐるが自分は去る九月廿一日以後ドル買の思惑が行はれた際正金をしてドル爲替を賣らしめ出来るだけ正貨現送に尠く制限せしめその間日銀の金利を引上げてドル買を取消さしむる

に努むる話合をつけたことはある、然しかくの如き金本位制を維持せんとする政府が日銀正金と話合をつけることは當然である、しかもこの結果として止むを得ざる部分の正貨は現送するが正金に政府が損失補償を與へるが如き問題は金解禁を維持してゐれば絶対に起らなかつた譯である然るに斯様な事態のあることがわからず再禁止をなしたことは國家の重大事件を考へぬ不用意の甚しきもので誠に遺憾に堪へない。

おきは黨略によつて國家の經濟を誤るものといはざるを得ない、自分をしていはしむれば金の輸出をせず解禁を維持してゐるへすれば八千萬圓現送の問題もまた正金銀行關係にける一億二千萬圓のドル賣善後措置も起らずに済んだのであつて若槻内閣總辭職直前における對米爲替は四十九ドル七十五セントを唱へ寧ろ金利關係その他において逆に金流入還元に見んとする傾向さへあつた、従つてすでに現送すべく年内に決定を見てゐた三千万圓の如きもドル買の取消により現送の必要を見なくなることは自分の確信せる處であつて來年に現送すべき五千萬圓もドル買解約の行はれる形勢にあつたことは事實である、故にかゝる實狀も知らずに再禁止といふが如き大問題を輕率に取扱つた責任は全然犬養内閣に負はさねばならぬ處であるなほ自分が藏相當時政府と日銀と正金との間にドル賣に對し何等かの諒解を取交し政府が責任補償を正金に與へたるが如き一札を入れたと誤傳されてゐるが自分は去る九月廿一日以後ドル買の思惑が行はれた際正金をしてドル爲替を賣らしめ出来るだけ正貨現送に尠く制限せしめその間日銀の金利を引上げてドル買を取消さしむる

に努むる話合をつけたことはある、然しかくの如き金本位制を維持せんとする政府が日銀正金と話合をつけることは當然である、しかもこの結果として止むを得ざる部分の正貨は現送するが正金に政府が損失補償を與へるが如き問題は金解禁を維持してゐれば絶対に起らなかつた譯である然るに斯様な事態のあることがわからず再禁止をなしたことは國家の重大事件を考へぬ不用意の甚しきもので誠に遺憾に堪へない。

久原幹事長聲明書

正金の下ル賣未決濟の事情に關する井上前藏相の發表は實に驚き入つたる暴言である今日正金に一億七千六百萬圓ばかりのドル賣未決濟のある事は最早争ふべからざる事實である、井上前藏相は去る七月末からその辭職の當時まで正金をしてドル買に賣り向はしめ、正金の資本金一億圓に對して七億五千餘萬圓のドル賣を敢てせしめたのである、餘りにも亂暴な冒險ではないか、さうしてその内一億三千三百萬圓許りはゆる解合によつて解決されたのであるがその餘の決濟のためには實に四億千五百萬圓といふ正貨を海外に現送せしめて居るのである。しかも若槻内閣總辭職の當時なほ二億六百萬圓といふ未決濟額があつたが、その内三千万圓は井上前藏相が承認を與へて居た結果現内閣になつてやむを得ずそれを今月の十五日に現送する事となつたのである。

そのみならず若槻内閣總辭職の日即ち今月十二日に正金は日銀を通じて井上前藏相に對して兼て御話合になつて居るから必要な場合はこの未決濟額に對して、正貨の現送を許され度とりん申したが井上前藏相がそれに對してこれを承認するといふ一札を與へた事はこれ又おほふべからざるの事實となつて居る。かくの如く井上前藏相が正金をして多大なるドル賣を敢てせしめその結果少なからざる正貨の流出を促し、更に二億圓以上の未決濟額を残さしめたといふその責任は實に重大である。のみならず井上前藏相は自分がその職にありさへすればこの未決濟額は必ず融け合をなさしめ得られたのであるといはれるがその解合をなさしむるには一面に金利を引上げ金融をひつぱくせしめ圓の調達を不能に導きその結果國民の大多數を驅つてこれが犠牲たらしめねばならぬ。事を知らねばならぬ特に井上君自身の大藏大臣たるの位置は決して永久に續くものではない、しかもそれを何時までも繼續されるもの如く考へこの驚くべきドル賣を敢てせしめて顧みざるはこれ實に一大暴舉であつていやしくもその職責を解するものなすべき事ではあるまい。特にドルの賣買については買ふ者に對して思惑だと攻撃してゐる、然らば賣る者も又思惑でなければなるまいこの點から忌憚なくいへば井上前藏相は國家の損失をかけ正金をして一大思惑なをさしめたものと見なされても辯明の言葉はあるまい。然るに責を他に轉嫁し更に進んで挑戰的態度で現政府に向はんとするは跪辯も甚しいといはねばならぬ。

右聲明書發表後政友會に於ては飽迄ドル賣問題を糾彈すべき強硬態度を持ちドル賣問題糾彈實行委員として金光庸夫、大口喜六、木暮武太夫三氏を擧げ政府を鞭撻せしめつゝありしが、三十一日午前十時右三委員は高橋藏相を私邸に訪問後二時間に亘つて協議を試み前日藏相が日

銀正金兩當局から徴したドル問題の真相を聴取し、希望を開陳し、對策を協議したところ、高橋藏相と全く意見の一致を見たので、黨本部に引揚げ、午後一時から再び犬養總裁を官邸に訪問、これを報告せり。

第三項 ドル賣問題政府斷然補償せず

政府與黨たる政友會幹部は犬養首相を官邸に訪問、午後二時久原幹事長の私邸に幹事長を訪問して、協議の上、黨の態度を聲明書か乃至は談話の形式で發表することになつたが、政府の態度は愈々次の如く確定するに至つた。

一、正金のドル賣現送不足額三千萬圓及借入金一億二千七百萬圓、計一億五千七百萬圓の對策は現政府が金輸出再禁止を斷行した精神に基き、今後斷じて現送せず正貨擁護の方針を強行すること

二、井上前藏相の日銀、正金兩當局にドル賣を命じたところは井上前藏相の政治的、道徳的責任であるから、現政府が引つぐべき性質にあらず、従つて國民の負擔となる政府の補償すべきものにあらざることを

三、ドル賣未決濟において生じる責任は従つて日銀、正金にて負ふべきものたることを

右の如く政府はドル賣問題につき斷固たる態度に出づる事に決定した、然して金輸再禁止は我國現下の状態より當然の事たるは今更多言を要する迄もなき處なれ共、井上前藏相の如きは未だ自己の責任を轉嫁せんとして政府に挑戦的態度を示せるに鑑み、前大藏大臣現遞信大臣たる三土忠造氏は井上前藏相の聲明を反駁し、其歸趨を明かにする爲め、大要左の如き聲明をなし、金輸再禁止の當然なるを力説し、ドル統制賣問題に對する責任問題についてもその歸趨を明示せり。これ實に現内閣の重要政策の早解と見るを得べきものなり。

第四項 金輸再禁止斷行は當然の道

前大藏大臣現遞信大臣 三 土 忠 造 述

(上)前内閣は昭和四年七月成立以來金の輸出解禁をもつてほとんど唯一の使命とし、同年十一月二十一日解禁に關する省令を公布し、翌五年一月十一日からこれを實施するに至つた。當時我々はいまだ何等の準備成らざるに早急に解禁を實行し、これがため爲替相場の急激なる回復と物價の甚だしき下落を來し、産業經濟各方面に急激なる變化を及ぼすことを免れず、多年不況に沈淪したる我財界がこれに堪ふるや否やに付すこぶる懸念したのである。殊に一昨年十一月解禁聲明當時は米國財界の大恐慌が既に發生してをり、世界的不景氣が益深刻になるべき徴候が十分現れてゐたのであるから、責任ある政府當局としては暫く情勢の推移を観るのが至當の態度であると考え、我々は解禁の時期尙早を唱へたのである。然るに前内閣は徒らに功を急ぎ内外情勢の變化に顧慮する所なく、一昨年一月から解禁を實行するに至つたのである。

巨額の正貨流失 我々としては如何に從來の主張に反すといへども、既に政府がその見る所に従ひ金解禁を實行したる以上もはや争ふべき

餘地なきを以て徒らに反對することなく、内外情勢の推移と政府のこれに處する對策を觀望するの態度をとつて來たのである。然るに解禁後における内外情勢の變化は事毎に前内閣の豫想を裏切り、我々の危ぐしたる所がほとんどそのまゝ事實となつて現れて來たのである。まづ前内閣は解禁準備として在外正貨の充實に努めたるが故に、解禁を行ふも巨額の正貨流出せずと聲明したに拘らず、一昨年一年間において在外正貨一億數千萬圓を失へる上に内地正貨三億八百萬圓の流出を見るに至つた。かくの如き正貨流失の金融經濟に及ぼす影響の多大なるは論を

と物價の甚だしき下落を來し、産業經濟各方面に急激なる變化を及ぼすことを免れず、多年不況に沈淪したる我財界がこれに堪ふるや否やに付すこぶる懸念したのである。殊に一昨年十一月解禁聲明當時は米國財界の大恐慌が既に發生してをり、世界的不景氣が益深刻になるべき徴候が十分現れてゐたのであるから、責任ある政府當局としては暫く情勢の推移を観るのが至當の態度であると考へ、我々は解禁の時期尙早を唱へたのである。然るに前内閣は徒らに功を急ぎ内外情勢の變化に顧慮する所なく、一昨年一月から解禁を實行するに至つたのである。

巨額の正貨流失 我々としては如何に從來の主張に反すといへども、既に政府がその見る所に従ひ金解禁を實行したる以上もはや争ふべき

餘地なきを以て徒らに反對することなく、内外情勢の推移と政府のこれに處する對策を觀望するの態度をとつて來たのである。然るに解禁後における内外情勢の變化は事毎に前内閣の豫想を裏切り。我々の危ぐしたる所がほとんどそのまま事實となつて現れて來たのである。まづ前内閣は解禁準備として在外正貨の充實に努めたるが故に、解禁を行ふも巨額の正貨流出せずと聲明したに拘らず、一昨年一年間において在外正貨一億數千萬圓を失へる上に内地正貨三億八百萬圓の流出を見るに至つた。かくの如き正貨流失の金融經濟に及ぼす影響の多大なるは論を待たぬ所である。

極端なる行詰り 加之前内閣の緊縮政策は世界的不景氣と相待つてさなきだに不況に苦しめる、我財界を一層の難境に立たしむる結果となり。これによつて國民の購買力は減少し物價は暴落し産業貿易は微不振に陥り、失業者日に増加する状態となつたのである。財政においても毎年政府の豫想を裏切り、我々の指摘したる通り歳入は激減し、議會終了後直に實行豫算を編成し歳出の節約に努めたるも、尙かつ歳計の均衡を得る能はず、昭和五年度においては從來主張に反したる震災善後の公債發行により、辛うじて歳入の缺陷を補填したるも、本年度の如きは五六千萬圓を下らざる歳入缺陷補填公債を發行するにあらざれば決算を行ひ得ず、更に昭和七年度豫算に至つて少くも四五千萬圓の増税と一億數千萬圓の新規公債を發行することにより、辛うじて收支の均衡を計るの餘儀なきに至り、ひとり民政黨の政策主張が根底から覆された許りでなく、我財政經濟全體が極度の行詰りに陥つた。

金本位停止續出 殊に昨年九月、英國の金本位制の停止、並にこれに引續き行はれたるスエーデン、ノールウェー、デンマーク、カナダ等の金本位離脱は我財界に非常なる衝動を與へた、英國は金本位制の母國として多年國際金融の中心たる地位を占め、我國の銀行會社またすこぶる巨額の資金をロンドンに預けて居つたのである。然るにその英國が突如として金本位制を停止するに至り、多數の國が續々としてこれにならひ、從來からの金本位停止國と合せて今や世界の大半を支配し、今日尙金本位を維持せるは米國、佛國、オランダ、スウェーデン、ベルギー等の數國に過ぎず、ドイツ、イタリー二國の如き名義上は金本位を維持し居るも、爲替管理を行ひ、實質上は既に金本位より離脱せるに等しいのである。我國の金本位復歸には少からぬ無理があるので、一昨年來これが維持につき疑問を懐く者が少くなく、その結果爲替は常に軟調を呈し、正貨の流出は前内閣の夢想だもせざりし巨額に上つたのであるが、ここに英國の金本位離脱を動機として金本位の世界的動搖時代を出現するに至つた。

猛烈な圓賣弗買 我國の金本位崩壊も結局時期の問題に過ぎずと觀る者が多數を制しこれがため内外市場において圓賣ドル買の需要がはかに多くなつた。又ロンドンに資金を存置したる銀行會社にして、新たにニューヨークに營業資金を作るためドルを買入れんとするものも多くなつた。これ等の事情にてドルの買手の増加せるに對し、横濱正金銀行は井上前藏相の命を受け、盛んにドルを賣向つたのである。この正金銀行の統制賣の高は一昨年七月以降の分と合せ實に七億五千四百萬圓の驚くべき巨額に上つたことは、井上君も承認された所である。横濱

正金銀行はこれによつて生じたる爲替の賣持を決済するため、一昨年九月から昨年十二月五日までに四億一千四百萬圓の金の現送を行つたその内昨年十月以降二ヶ月間だけで三億圓を超過した。

(中) かくの如き急激なる正貨の流出に伴ひ、金利の騰貴、金融のかうそくは免れざるところである。加ふるに前内閣は總ての政策に失敗し、金本位制だけが唯一の形態的存在として残つてゐるので、體面上それだけは何物を犠牲とするも死守せんとするすこぶる勇敢なる決意の下にたう／＼たる正貨流出の防止策として極端なる高金利策を強行し、殊に十月六日、十一月五日の二回にわたり日本銀行の金利引上を行はしめ以てドル買銀行をして正金銀行との間に、爲替の解合を餘儀なくせしむる政策をとつたのである。然るに高金利政策の眼目たる爲替の解合は遅々として進まざるに反し、その財界に對する悪影響だけは完全に實現したのである。即ち年末決済期に迫り都市の商工業も、地方農村も、極めて深刻なる影響を被り、地方金融界に憂慮すべき事件相ついで發生し事業界は金融難のためにほとんど癱瘓の状態に陥りこのまゝ推移するにおいては前途眞に寒心に堪へざる事態を出現するに至つたのである。即ち前内閣に井上前藏相は、その體面上金本位制を死守せんとして、産業經濟乃至國民生活に及ぼす影響を顧慮するの餘裕を持たなかつたのである。その決意は壯なりといへども、かくの如き行懸りにとらはれたる政治の犠牲となつた國民は不幸といはねばならぬ。

次に我國の金本位制は、前内閣末期の正貨の現狀から觀て當局の好むと好まざるとに拘らず、到底永く維持し難き實情にあつたことを知らねばならぬ。十二月十三日の日本銀行保有正貨は、五億二千百萬圓であつて、前内閣の金輸出解禁前に比し半額以下となつて居る。加之横濱正金銀行が前述の正貨現送にも拘らず、尙未決済のまゝ、残したる爲替賣持の高の二億圓以上に上ることも、井上君の明かに承認されたところであり、若市場において出合又は解合を得ざる限りは、結局正貨の現送により決済を行ふ外なきものであることも、井上君が在職中正式に承認を與へたる所である。即ち兌換制度の維持といふことは、政府の方針如何に拘らず事實上不可能の状態にあつて、その停止はいつきやう時期の問題に過ぎなかつたのである。然して時期の問題としては、我々は時既に遅きを感じたのである。よつて現内閣は金の輸出禁止を行ひ時局を匡救するの急務なるを認め、十二月三日組閣の劈頭において、金輸出取締に關する大藏省令を公布し、大藏大臣の許可がなければ、金貨及び金地金の輸出をなし得ざることとした、然しながら日本銀行その他の發券銀行の金貨兌換に關する規定をそのまゝとなし置くときは、兌換の要求により正貨準備は更に減少する危険があり、前述の保有正貨の現狀に照し眞に憂慮に堪へなかつたので、各發券銀行の金貨兌換を當分の間一般的に禁止し、大藏大臣の許可を得たる場合に限り、兌換を認むることとするの必要を生じた。然して十二月十一日以來日本銀行に對し金貨兌換を要求する者は同行の店頭に殺到し、その傾向は日々激しくなる模様であつて、一國中央銀行の威信上面白からざるのみならず人心の不安を助長するおそれがあり、一日も速かに鎮靜を計る必要があつたので、十二月十七日緊急勅令の公布を見るに至つた次第である。現内閣の金輸出禁止政策に對し、民政黨殊に井上前藏相は早速挑戰的態度を以てこれを非難して居る。井上君はまづ、現内閣の金輸出禁止

を無準備なりと攻撃して居る。これは我々が前内閣の解禁を無準備なりと攻撃したる返報と思はるるが、事理をわきまへざるの論といはねばならぬ、英國にしても佛國にしても、金解禁準備については數年の歳月を費したのであるが、金本位の停止は即時實行さるのであつて、今回の英國の金本位停止も問題となつてから二日間に實施されたのである。理論上も實際上も輸出禁止に準備期間などあり得るはずがない。

貨及び金地金の輸出をなし得ざることとした、然しながら日本銀行その他の發券銀行の金貨兌換に關する規定をそのまゝとなし置くときは、兌換の要求により正貨準備は更に減少する危険があり、前述の保有正貨の現狀に照し眞に憂慮に堪へなかつたので、各發券銀行の金貨兌換を當分の間一般的に禁止し、大藏大臣の許可を得たる場合に限り、兌換を認むることとするの必要を生じた。然して十二月十一日以来日本銀行に對し金貨兌換を要求する者は同行の店頭に殺到し、その傾向は日々激しくなる模様であつて、一國中央銀行の威信上面白からざるのみならず人心の不安を助長するおそれがあり、一日も速かに鎮靜を計る必要があつたので、十二月十七日緊急勅令の公布を見るに至つた次第である。現内閣の金輸出禁止政策に對し、民政黨殊に井上前藏相は早速挑戰的態度を以てこれを非難して居る。井上君はまづ、現内閣の金輸出禁止

を無準備なりと攻撃して居る。これは我々が前内閣の解禁を無準備なりと攻撃したる返報と思はるるが、事理をわきまへざるの論といはねばならぬ、英國にしても佛國にしても、金解禁準備については數年の歳月を費したのであるが、金本位の停止は即時實行さるのであつて、今回の英國の金本位停止も問題となつてから二日間に實施されたのである。理論上も實際上も輸出禁止に準備期間などあり得るはずがない。

次に前藏相はその金政策の失敗をまほはんがため、ドル買者を非國民呼ばはりし、國民の感情に訴へて、冷靜なる判斷を防止せんとして居るのは驚くべき事柄である。固より我々もいはゆるドル買中に、投機思惑の分子の少からず存在することを認める、然しながら民政黨が、このドル買を攻撃することは、決してその失敗の責任解除となるものではない。抑現代の金本位制なるものは、井上君の著書にも明記してある様に、國際間の支拂の決済及び資金の移動を圓滑ならしむることを、唯一の役目とするものである。故に一國の貿易が入超になつたり、あるひはその經濟狀態乃至社會狀態に不安を生じたり、あるひは金利が低い時には、金が國外に流出するのは自然の勢ひであるといはねばならぬ。殊に資本の國際的移動は年と共に盛んとなり、寧ろ資本に國境なしといふのが真相である、かくの如き時代において、我國の資本家だけがその自由を拘束されるといふことはあり得べからざる所である。又投機思惑といふことは何の商賣にもあるのであつて、取引所の定期取引の如き見方によつては大部分が投機である、爲替の賣買は爲替銀行や貿易商から見ると、投機と然らざるものとの區別が判然し難い場合が多い。たゞドルを資本とする外國銀行がドル買を行へりとなれば投機分子が多いとは容易に想像し得る所である。

もつとも正貨の流出にしても、爲替の投機にしても、その時期又は程度により公益を害する場合があります、故にかゝる場合には政府はこれが防止の方法をとること當然である。然しそれはかゝる現象の源にさかのぼつて改善を施すか、左もなければ法令の發布により、これを防止するの外途があり得ない、ドル買者を非國民扱にし、愛國心だけの力で經濟の流れを防止せんとした政治家は、外國にはその例がない、現にドル買の筆頭は某外國銀行であつて、その金額は内地側銀行全部の合計にも匹敵するといふことであるが、外國銀行に對しても愛國心を拘束しようとしたのであらうか、左もなければ、爲替變動により生ずる利益の外國人獨占を認むる結果に陥るものである。

(下) 要するに井上君のドル買攻撃は、多數國民の正貨や爲替上の知識無きに乗じたる、淺薄なる責任轉嫁論に外ならないが、我等はそれよりもここに井上君の統制賣政策の根本的に誤れることを指摘せねばならぬ、ドル買あればドル賣あり、ドル買が投機ならばドル賣も投機である。井上君の定義からすれば、横濱正金銀行はその本來の業務に屬せざる巨億の爲替投機を行つたのである、それは井上君の誤れる正貨流出防禦策として、その命を受け實行したものである、もし正金銀行當局が最後の決済手段として正貨現送の約束を信じて實行したものとしたならば、井上君は我國の正貨の大部分を賄して大投機を實行したものに外ならぬ。

元來統制賣の如きは、その必要なかりしものである、井上君は金解禁するも正貨流出せずと宣傳してをつたため、巨額なる正貨流出の繼續するを見てらうばいし、正金銀行をて無限に爲替を賣らしめたのであるけれども、その程度において常軌を逸したるものといはねばならぬ。

もし統制賣無かりせば、内外銀行は正貨現送の途をとつたであらう。然しその場合は必然に正貨減少に伴ふ作用を起し、自然にその傾向を防止するか、左もなければ金の流出に堪へず、もつと早く輸出禁止の絶對的なるを實證し、いづれにしても今日だけの正貨を流出せずして済んだはずである。又英國の金本位停止後の統制賣は、日に數千萬圓に及んだといふことであるが、正貨の現送は船便の關係上、左様に巨額に行はるゝものでない、故に自然のまゝに放任して置いたならば、現送は自らある程度で済んだはずである、又各自現送實行となれば、その目的をある程度に世間に知らしむる必要上、投機の分子は自ら制限を受ける。然るに統制賣といふ隠れたる形式をとつた、め、投機を助長したことは遺憾である、例へば外燈を消し窓を開放して盜賊を誘ひ入れた様なものである、故にもドル賣問題において、何人が一番の責任者かといへば、いふまでもなくその考案者たる井上藏相その人であることは一點の疑ひなき所である。然るに井上君は現内閣の金輸出禁止の實行に對し、その影響を見るの餘裕もなく眞先に反對し、殊に禁止後の正貨現送及び正金の爲替損失をもつて、現内閣の責任なりと聲明書まで發するを見て、我々は唯呆然たるの外はない。如何にも井上君が國家の何物を犠牲とするも、最後まで死守せんとしたる金本位維持の失敗に歸せるを見て、心安からざるものあることは察するに餘りある、然し井上君の行へる統制賣の跡始末として、實行したる正貨の現送を以て、殊に十二月十五日の三千萬圓の現送の如き、井上君の退職前の承認を履行したるに過ぎざる分までも、現内閣の責任なりと論ずるに至つては驚くの外は無い、井上君の正貨政策の失敗の根本は、民政黨内閣従つて井上藏相の地位が何年でも限りなく續くものといふ認識不足に端を發して居る。洋の東西時の古今を問はず、内閣の生命には限りがある。況や二年有半の執政に政策行詰まりを暴露したる内閣として、表面は兎も角内實はいつ政變起るも、國家の迷惑とならざるだけの萬全の策を講じて置くべきである。又政變以外にも突發事件のため、金の禁止を行ふ必要が起るかも知れない。その場合統制賣未決濟の責任は、何人に轉嫁せんとするのであるか。

又井上君は民政黨内閣繼續せば爲替の解合行はれたるべしといふ假定の上に、誤れる責任論を繰返してをらるゝのであるが、元來始めから解合を前提として、爲替の商賣を行はしむるが如きは、この上なき不都合といはねばならぬ。又過去の實績に徹するに解合の行はれたる額は極めて少いといふことである。實績において少き解合を將來にのみ期待して、正貨現送の必要を否認するが如きは全く世間に通用せざる議論である、少くも極めて確實性乏しき事柄に信賴して、危険なる綱渡りを演じて居つたといふ非難は、如何に辯明さるゝであらうか。井上君は政變直前の爲替相場が、四十九ドル半以上なりし點を以て、解合見込の唯一の根據として居られるけれども、それは爲替の直物の相場だけであつて、一月以降の先物は三十八ドルをも割り、正金銀行も先物に賣應せず、全く暗たんたる状態ではなかつたか、これ我國の再禁止が結局時期の問題に過ぎないことを裏書する證據であつて、かくの如き状態の下において解合期待は根據薄弱なりといはねばならぬ。

井上君はドル買者流に利益を與ふる故に、再禁止すべからずといふ論を唱へて居られ、従つて現内閣の再禁止を非難するに當つても三四の銀行に利益を與へたといふ點に重きを惹いて居られる。之は爲替の問題等に理解少き多數國民に對し現内閣の再禁止がその銀行の利益を眼目

とせるが如き印象を與へ、現内閣を故意に傷つけんとする、卑むべき動機に出でたるものと推斷せざるを得ない。現内閣が再禁止を斷行したのは、危機に立てる産業經濟を救ふことと、金本位維持は當局の好むと好まざるとに拘らず到底不可能なる故、成るべく正貨の喪失を少くすることの必要があつたからである、再禁止により、ある者は益しある者は損するはやむを得ない、然しこれは結果に外ならないのである。例

政變直前の爲替相場が、四十九ドル半以上なりし點を以て、解合見込の唯一の根據として居られるけれども、それは爲替の直物の相場だけであつて、一月以降の先物は三十八ドルをも割り、正金銀行も先物に賣應せず、全く暗たんたる状態ではなかつたか、これ我國の再禁止が結局時期の問題に過ぎないことを裏書する證據であつて、かくの如き状態の下において解合期待は根據薄弱なりといはねばならぬ。

井上君はドル買者流に利益を與ふる故に、再禁止すべからずといふ論を唱へて居られ、従つて現内閣の再禁止を非難するに當つても三四の銀行に利益を與へたといふ點に重きを惹いて居られる。之は爲替の問題等に理解少き多數國民に對し現内閣の再禁止がその銀行の利益を眼目

とせるが如き印象を與へ、現内閣を故意に傷つけんとする、卑むべき動機に出でたるものと推斷せざるを得ない。現内閣が再禁止を斷行したのは、危機に立てる産業經濟を救ふことと、金本位維持は當局の好むと好まざるとに拘らず到底不可能なる故、成るべく正貨の喪失を少くすることの必要があつたからである、再禁止により、ある者は益しある者は損するはやむを得ない、然しこれは結果に外ならないのである。例へば政府が米の買上を行へば、米の相場が上り取引所の買手側は利益する、然し政府の買上は、買手側の相場師に利益を與へるためなりと論ずる者あらば、世上如何にこれを批評するであらうか、もし井上君のいはれる如く、金の輸出再禁止により、爲替相場變動のために少數資本家及び銀行に利益を與へたことを不可なりとするならば、昭和四年金解禁方針の聲明により、爲替相場の昂騰のために政府殊に預金部の損失において、少數資本家及び銀行に莫大の利益を得せしめたる事を如何に辯解せんとするのであるか。(東京朝日新聞 昭和七年一月一、三、四日)

第三節 弗賣未決濟善後處置對策

政府に於ても弗賣未決濟問題に就ては善後處置を如何にすべきや目下正金日銀兩當局者との間に解決策を講ぜざる可らざるに至り、鳩首凝議中なるも具體案の決定を見る迄には、相當の日時を要するは案自體の重大性に鑑み當然の事に屬す。今其の過程に屬する大要を述べんに左の如し。

第一項 豫金部外貨債正金へ賣却決定

正銀行が井上前藏相より弗賣を命ぜられ之れに依る損失を蒙り、弗賣未決濟問題を惹起したるは既に述べたる如くにして事案重大性に鑑み政府に於ては種々之れが前後策を考慮しつゝあり、然れ共之れ等損失の補償は國庫より支出すべきものに非ず、故に正貨の現送をなさざる事も金輸禁止の精神に基きたるものなれば、何等かの方法を講ぜざる可らざる事となれり、於茲一月六日預金部運用委員會の開催に當り、預金部所有外貨證券運用に關する件、を議題として審議せしめ、漸くにして原案を決定せり、右は預金部手持ちの外貨證券を正金銀行に賣却し、正金銀行が之れに依つて海外に於て資金を調達し弗賣り決濟資金に充てるものである。

第二項 外貨債賣却に依り正貨現送無用

正金の弗賣未決濟善後對策に關して大藏當局は預金部所有の、弗貨證券二千六百五十六萬弗及磅貨證券百六十四萬磅を正金に買戻し條件付を以て賣却し之れを外貨預金として正金に預け入れこれによつて正金が差迫つて必要の弗決濟資金を調達する方針を決定したがその結果

- 一、近く期限の到来する三千萬圓の決済資金を調達することが出来るので正貨の現送は今後一先づ防止することが出来る。
 - 一、一億二千七百萬圓の海外借入金に對する増擔保を充實し得る。
- 等當面の措置を講じ得た譯である而して

預金部の賣却値段は大體時價であるが、時價の方が帳簿價格より高き爲め預金部としては一時賣却差益を計上し得べく一方正金としても差當り爲替差損を計上せず済む勘定である。

然し『預金部所有の外貨債を買戻し條件付にて正金に賣却することは事實上證券の貸付であつて預金部運用規定の精神に違反するのみならず、金再禁政策の結果惹起したる問題處理のための預金部資金流用ともなる』とて六日の運用委員會に於てはこの點に關して、二三委員から戒告を發せられたが種々審議の結果右の如く決定した。

従つて將來この外貨證券を預金部が買戻す場合には爲替變動其他如何なる理由に依るも絶対に預金部の損失とならぬやうに、條件を附されてゐる。

第三項 正金ドル賣り損失處理方法未決

正金ドル賣越未決済問題に對する大藏、日銀、正金各當局者の善後處置協議會は六日午後四時から藏相官邸に開催、大藏省、堀切、黒田兩次官、富田理財局長、大久保銀行局長、日銀、土方、深井正副總裁、正金、兒玉頭取

等出席先づ大藏當局から預金部運用委員會に於て別項の通り豫金部所有の外貨證券の一部を正金に拂下げに、決定せる旨報告しこの措置により正金は當面正貨現送を必要としないこととなつたが、今後海外借入金一億五千七百萬圓の返済に當つて生ずべき、數千萬圓の損失を如何に處理すべきかにつか。

一、政府の負擔とすべきに非ざること

一、正貨現送は避けるべきこと

の二點は既に政府の決定方針なるを以て

これ以外の方法を以て何等かの解決方法を見出し度き旨

提議したこれに對し正金當局は若し正金がその損失を負擔せしめらるゝときは、對外的信用を維持すること困難なる旨を主張し日銀側もとゞ政府の命令に基き行動したる結果に因る損失を無條件に正金に負擔せしめらるべきものに非ざる旨抗議し具體策に就ては猶意見の一致を見ずして六時散會したが、八日更に協議をなす管尙政府の意嚮として主として日銀に負擔せしむる方針で具體案の作成は日銀側に一任した

が急速なる解決は至難の様様である。

第四節 弗賣未決済後始末に就て

一、正貨現送は避けるべきこと

の二點は既に政府の決定方針なるを以て

これ以外の方法を以て何等かの解決方法を見出し度き旨

提議したこれに對し正金當局は若し正金がその損失を負擔せしめらるゝときは、對外的信用を維持すること困難なる旨を主張し日銀側もとゞ政府の命令に基き行動したる結果に因る損失を無條件に正金に負擔せしめらるべきものに非ざる旨抗議し具體策に就ては猶意見の一致を見ずして六時散會したが、八日更に協議をなす管尙政府の意嚮として主として日銀に負擔せしむる方針で具體案の作成は日銀側に一任した

が急速なる解決は至難の様様である。

第四節 弗賣未決濟後始末に就て

財界各方面に聽く

ドル賣未決濟額の後始末は如何にすべきか？ 其方法としては現送か、損失補償かの二途であるが、現送は正貨擁護の大方針からして新内閣が極力避ける事は云ふ迄もなく問題でない。然らば損失補償であるがこれも政府は國庫の負擔に於ては絶対せぬといふのであるから誰が負擔すべきか、正金か日銀か、前藏相井上氏個人かに就て二三財界の人に就いて所見を聽いて見た。

井上前藏相の責任とは云へ

結局政府の負擔 白石元治郎氏談

一億六千萬圓の弗賣に依る爲替差損はその當時正金と井上前藏相との間に如何なる約束が行はれて居たか正確な真相を知悉して居ないから、負擔の責任が誰にあるかに關する法律的或は道義的の判定を下すことは一寸困るが、私の考へでは結局政府が負ふことになるのではないかと思ふ、正金銀行が負擔すると言つた處で數千萬圓を背負はすことは銀行の信用上から見ても如何かと思はれるし、それに又正金に言はせれば井上前藏相の方針に基づいて行つたことだから時の政府が責任を負ふべきだと主張するだらう。日本銀行の立場としても正金の立場と大して變りはない。政府が責任を負ふとすれば結局國民が負擔することになる譯で甚だ遺憾であるが兎に角井上前藏相が餘りに我を通し過ぎたが爲めにあんな成行になつたのだから、今更濟んでしまつた事でもあるし、政府の政策の變動によつて生じたなら理由は抜きとして政府が負ふより仕方あるまい。

純然たる法律問題

宮島清次郎氏談

此の問題は純然たる法律問題であると思ふ、即ち大藏大臣が爲替の思惑を爲すの權限ありや否や、又議會の協賛を経ずして豫算外國庫の負擔と爲るべき義務を有する契約の形式に於いて、正金に對して補償する事が出来るかどうかの問題である、若その權限ありとすれば、固より國家の負擔に歸すべきであるが、その權限なしとなれば由々敷法律問題である。その際の損失補填は當然正金自身の責任に歸する順序である。

私財提供と年賦償還

早川芳太郎氏談

政府と正金と言ふか、井上前藏相と正金首腦部と言ふか、無論日銀も同列であるが其の内容が不明瞭ですから判然とは言ひ兼ねるが、噂の如く井上藏相が閣議にもかけず、省議にもはからずして一札入れたとすれば實に亂暴な話で、井上前藏相の責任は極めて重大であるから、先づ私財の提供が第一である。又かゝる不完全な一札を信賴して

其の命令に盲従した日銀なり正金なりの兩當局も、職に忠なるものとは言ひ得ぬから其の責を分かつべきは當然である。従つてこれ亦損失を分擔せねばならぬ。併し損失負擔の實行方法としては一時政府に公債でも發行して貰ひ、減債基金制度に真似て年々日銀正金の兩行から年賦償還的に政府へ返済辨償し、林主其の他に影響のないやうにして穴埋めをさする外ないであらう。

日銀、正金兩行の責任 某有力銀行家談

弗賣り問題の解決は却々困難な事であるが、土方日銀總裁の『正貨現送を行へば、總てが解決する』と言ふやうな議論は正貨準備が四億臺に激減してゐる今日更に又一億以上の現送を爲す事は國の信用及び今後爲替相場を或點に維持する上から見て到底不可能な事である。従つて此問題は飽迄正貨の現送以外の解決策を考究せねばならぬのである。然らば現送を避ける場合に生ずる爲替差損は政府、日銀、正金の三者何れが負擔すべきかであるが、この問題は政府が負ふべきものでなく、日銀、正金兩當局に於いて考慮すべきが至當である、即ち正金としては井上前藏相の爲替統制策を遵守して全く自行の商賣と離れてその巨額の弗賣をやつたもので、若賣持ち爲替の決済がつかぬ場合には當然正貨の現送を行ふ事を豫め前藏相及び日銀當局との間に契約があつたものであらうが、政府が國民負擔に依つて損失を補償するやうな事は議會の協賛を経ねばならぬ問題であつて、正金と井上前藏相との間に如何なる形式の誓約が取交してあつてもそれは反古同様である正金としてはたとへ時の政府の政策とは云へ、その政府が永久に續く事のないのは明白なるに拘らず、莫大な弗賣りを行つた不明の責任は

逃がれ得ない事である。従つて若正金と日銀との間に損失の生ずる場合、日銀がそれを負擔すると言ふ誓約があれば勿論日銀が全部負擔するは議論のないものであり、又兩者の間に確りとした契約がなかつたものとすれば日銀正金兩者に於いて善處すべきであると思ふ。

喪失兌換銀行券整理法に依れ 某大銀行家談

井上前藏相は弗買に就いて國家の前途に對して思惑を行つたものであると云つて非難されたが今正金の巨額の弗賣持ちの、結果を見ると井上氏こそ國家の運命を賭して大きな投機をやつてゐたのであると云ふ事が云へやう。従つてこの弗賣りの責任は全く井上氏にあるので、日銀や正金當局は單に井上氏の命に依つて動いたのに過ぎないのであるから、之が路始末に就いて日銀正金の當局のみを責めるのは無理である。併し兩行の首脳部が政府の政策にのみ盲従して事態を洞察するの明のなかつた事は甚だ遺憾である。この點に於て兩行とも多少の損失を負はねばなるまいと思はれるが同様にかゝる藏相を頂いて居た事がよくなかつたと云ふ點に於いて、大部分の損失は國庫が負擔すべきものではなからうか、國民は迷惑であるが致し方があるまい併しその損失額なるものは未だ確定的のもので無く、少くとも解禁するまではいろいろに變るものであるから、今直ぐ補償額を定めると云ふ事は出來得べからざる事で、一定期間後に計上された正金の損失額をこれ／＼の方法で補償すると云ふ事を定めればよいのである、之には喪失兌換銀行券整理法に依つて日銀より國庫に納入する金額の一部を充當したならばよいと思ふ。

あつたものであらうが、政府が國民負擔に依つて損失を補償するやうな事は議會の協賛を経ねばならぬ問題であつて、正金と井上前藏相との間に如何なる形式の誓約が取交してあつてもそれは反古同様である正金としてはたとへ時の政府の政策とは云へ、その政府が永久に續く事のないのは明白なるに拘らず、莫大な非賣りを行つた不明の責任は

出來得べからざる事で、一定期間後に計上された正金の損失額をこれの方法で補償すると云ふ事を定めればよいのである、之には喪失兌換銀行券整理法に依つて日銀より國庫に納入する金額の一部を充當したならばよいと思ふ。

第五節 昭和七年度豫算方針決定

十七日の閣議に於て決定されたる現内閣の昭和七年度豫算編成に關する方針は左の通り

昭和七年度豫算編成に關する件

第六十議會開會の期日は旬日の間に迫り前内閣の決定したる昭和七年度歳入歳出概算に對し大なる變更を加ふるの餘日なく、よつてやむを得ず昭和七年度豫算は大體前内閣の決定したる概算によることとした。左の諸點につき特に閣議の決定を経たり。

一、行政財政整理は大體これを續行すること。

二、拓務省はこれを存置しその人員及び豫算は適當にこれを整理すること。

一、樺太廳特別會計の廢止はこれを中止し將來更に研究すること。

一、印刷需品局の設置はこれを中止し將來更に研究すること、印刷局特別會計の豫算は適當にこれを整理すること。

一、俸給恩給その他諸給與に關しては左記によること。

(イ) 官吏その他の減俸は臨時の意味において繼續すること。

(ロ) 外國在勤俸は本俸との均衡上當分相當の減額を行ふべき筋合なるも爲替相場變動の程度を考慮するの必要あるを以て、その處置は後日に譲ること。

(ハ) 植民地在勤加俸は新たに相當の減額割合を定めこれを減額すること。

(ニ) 海軍航海加俸は現行率を維持すること。

(ホ) 議員歳費は減額せざること。

(ヘ) 旅費は現在實行しつつある減額(原則として一割五分)をその儘實行すること。

(ト) 恩給の根本的改正案はこれを實行すること、官吏減俸は當分臨時の處置なるを以て從つて減俸を理由とする恩給法別表に定むる軍人恩給額改正はこれを行はず、文官に對しては減俸せざる場合の俸給額を基礎として、恩給金額を決定すること。

一、前内閣の計畫にかゝる失業救濟事業に關しては事業の種類金額等を考究するため、總豫算に計上する事を見合せ追加豫算に計上すること。
二、前内閣に於て計畫したる調査會その他の經費にして再考を要するものは、一應これが計上を見合せ追加豫算に於て改めて審議すること。

一、減債基金の繰入は一部これを中止すること

一、新規政策に關する經費は追加豫算に於て審議すること。

一、前内閣の計畫したる税制整理内國税及び關稅の増徴はこれを中止すること。

尙ほ復活した拓務省では大體前年度の成立豫算を基本として編成し、事務費等の節約については各省並の割當の程度には應ずるの他あるまじいとの方針に基いて昭和七年度の豫算を編成中であるが、前内閣に於て樺太廳行政は内務省始め各關係省に分離移管される事となつて居たところ、秦拓相、加藤政務次官等首脳部間に於て樺太は税源乏しく租稅力に於て到底内地諸府縣同様獨立し得るまでに至つてゐず今後なほ拓殖行政を確立して森林事業等の重要産業に就て、指導開發の要があり從來通り拓務省の所管下に置き總合行政のまゝ、特別會計としてある程度の補給の必要あるものとの意見に一致を見たので前内閣の内地移管方針は取り止め現在通り樺太廳は拓務省所管のまゝで變更しない事となつた

一、新内閣豫算方針評

(東京朝日新聞昭和六年十二月十八日)

新内閣は十七日の閣議にて昭和七年度豫算編成方針を決定したが、前内閣の決定案に比して著るしく相違してゐる點は、増稅を中止したること、その補填策として減債基金繰入の一部中止を採用したことである。

前内閣は突發的事實のために倒壞したといへ、その倒壞前において政策については全く行詰つてゐた。しかしてそのもつとも顯著なものは、減稅を標ぼうした民政黨内閣が逆に四千萬圓の増稅計畫を採用し、これを明年度歳入の赤字補填策となした事であつた、吾人はこれを前内閣の不信行爲として責め、今日の如き不景氣の場合に増稅をなして國民を苦しむるよりか、減債基金のくりいれを中止することの妥當なる所以を一再ならず力説したのであるが、遂にその容るゝ所とならなかつた。

然るに新内閣は前内閣の増稅案及び減債繰入續行案を否定し、歳入の缺陥は減債の中止と公債の發行とによりてこれを補填するの方針を樹てたのであるが、これは今日の場合の處置として極めて適當の方策だと確信するのである。元來減債基金の繰入なるものはその性質として歳入に餘剩のある場合に行ふべきものである。我が制度は外形においては、剩餘金の有無に拘らず、國債額の萬分の百十六を繰入ることになつてゐるが、今日のやうな深刻な不況による歳入激減の場合に、増稅をなして不正減債を續行する如きは、制度の形式に囚はれ過ぎた遣方で、決して財政經濟の實狀に副ふべき政策を實行する所以ではない。この意味において吾人は新内閣が國民のもつとも苦痛とする増稅計畫を中止しその對案として減債基金繰入の一部中止を採用したことに賛意を表することを惜まないものである。

然しながらその他の點について新内閣の豫算方針が動もすると放漫に流るゝの兆ある如く感ぜらるゝは吾人の甚だとらざる所である。この點は今後計上さるゝ追加豫算の内容が如何なる程度のものであるかを明かにした上でなければ、十分には斷定し得ないことだが、今日の場合

には公債の發行の如きも出來得る限りその額を少くすることを努めねばならぬ。金再禁止により混亂してゐる財界を見て景氣好轉の兆の如くに考ふるのは淺薄極まる判斷である。物價昂騰と好景氣來は同一のものではない。金再禁止により必然的に物價が昂騰しても、一方に消費力購買力の増進しない限り財界は決して繁榮するものではない。だから今後の好景氣を見越して歳入減の緩和を考ふる如きは財政家として非常

入に簡便のある場合に行ふべきものである。我が制度は外形においては、剰餘金の有無に拘らず、國債額の萬分の百十六を繰入ることになつてゐるが、今日のやうな深刻な不況による歳入激減の場合に、増税をなして不正減債を續行する如きは、制度の形式に囚はれ過ぎた遣方で、決して財政經濟の實狀に副ふべき政策を實行する所以ではない。この意味において吾人は新内閣が國民のもつとも苦痛とする増税計畫を中止しその對案として減債基金繰入の一部中止を採用したことに賛意を表することを惜まないのである。

然しながらその他の點について新内閣の豫算方針が動もすると放漫に流るゝの兆ある如く感ぜらるゝは吾人の甚だとらざる所である。この點は今後計上さるゝ追加豫算の内容が如何なる程度のものであるかを明かにした上でなければ、十分には斷定し得ないことだが、今日の場合

には公債の發行の如きも出來得る限りその額を少くすることを努めねばならぬ。金再禁止により混亂してゐる財界を見て景氣好轉の兆の如くに考ふるのは淺薄極まる判斷である。物價昂騰と好景氣來は同一のものではない。金再禁止により必然的に物價が昂騰しても、一方に消費力購買力の増進しない限り財界は決して繁榮するものではない。だから今後の好景氣を見越して歳入減の緩和を考ふる如きは財政家として非常な不謹慎な態度である。

今日は寧ろ反對に物價高が歳出（主として事業費）を増加せしめて、豫算の實行を困難ならしむることはないかと憂慮すべき場合である。この點について吾人は特に新内閣の眞面目にかつ慎重の考慮を希望する次第である。

第六節 凶作地非常救濟策決定

北海道及び東北飢饉の救濟方に關し農林省では低利資金を供給する外に凶作地に對する政府米の廉價拂下に關し關東大震災時の例にならひ急速に應急の非常手段を講ずることに決定し大藏當局と協議中であつたが大藏當局にも異議なく具體的の協議まとまつたので、二十一日藏相官邸に開かれたる預金部資金運用委員會の審議を経たる結果之れが決定を見、右の非常救濟策の内容を左の如く具體的に發表した。

第一 米穀應急資金融通の件 内地におけるもみ及び玄米貯藏者に對する貸付資金に充てしむるため左の通り預金部資金を融通すること（一）融通金額三千萬圓以内（二）融通の形式日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及び産業組合中央金庫に對する貸付金、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及び産業組合中央金庫は右により得たる資金を産業組合を經由し、又は直接にもみ及び玄米貯藏者に貸付くるものとす但し直接もみ及び玄米貯藏者に貸付くる場合は十人以上の連帶債務者となすことを要す（三）融通利率預金部の融通利率は年四分五厘（四）償還期限一ケ年以内

第二 朝鮮米穀應急資金融通の件（一）融通金額二千萬圓以内（二）融通利率預金部の融通利率は年四分五厘（三）償還期限一ケ年以内

第三 中小商工業者等産業資金融通の件 中小商工業者等の産業資金に充てしむるため左の通り預金部資金を融通すること（一）融通金額三千萬圓以内（二）融通の形式（イ）預金部は興業債券、勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券又は産業債券の引受をなす（ロ）日本興業銀行は工業組合輸出組合若くは、普通銀行を經由し又は直接中小商工業者等に貸付く（ハ）日本勸業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行は工業組合もしくは信用組合を經由し、又は直接中小商工業者等に貸付く（ニ）産業組合中央金庫は信用組合を經由し中小商工業者等に貸付く（三）融通利率（イ）預金部の債券引受利率は年四分五厘（ロ）日本興業銀行、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び産業組合中央金庫の組合及び普通銀行に對する貸付利率は年五分五厘以内（四）償還期限五ケ年以内△償還方法五ケ年以内の半年賦若くは月賦元利均等償還

第四 北海道及び東北地方凶作救済資金融通の件 北海道及東北地方（青森、岩手、秋田、福島及び富山の五縣）における昭和六年凶作救済

資金にあてしむるために左の通り預金部資金を融通すること（一）融通金額八、〇四九、〇〇〇圓以内〔内譯〕内務省關係二、九九八、〇〇

〇圓以内、農林省關係五、〇五一、〇〇〇圓以内（三）融通利率預金部の各債券引受利率は年四分二厘縣の貸付利率は年四分二厘以内、銀

行の貸付利率は年四分八厘以内とす町村は轉貸の場合利鞘を徴することを得ず、（四）償還期限中、内務省關係分二十ヶ年以内（五ヶ年以

内、据置期間を含む）乙、農林省關係分七ヶ年以内（三ヶ年以内の据置期間を含む）

第五 青森及び岩手兩縣に對し資金融通の件 青森及び岩手兩縣における公共團體の歳入缺陥及び歳計現金の不足等に充てしむるため左の通

り預金部資金を融通すること（一）融通金額三百三十一萬一千圓〔内譯〕青森縣二百五十一萬七千圓、岩手縣七十九萬四千圓（三）融通利率預金

部の債券引受利率は年四分二厘縣は轉貸の場合利鞘を徴することを得ず（四）償還期限十ヶ年以内（二ヶ年以内の据置期間を含む）

第六 横濱及び神戸兩市に對し資金融通の件 （一）融通金額二百十七萬圓以内〔内譯〕横濱市百七萬圓以内、神戸市百十萬圓以内（二）融通の形

式、横濱市債及び神戸市債の引受による（三）利率年四分五厘（四）償還期限二十五ヶ年以内

第七 臨時冬季應急失業救済事業資金融通の件 昭和六年度臨時冬季失業救済事業資金として百二十七萬九千圓を限り融通すること融通條件

は本委員會第三十四回會議議案第七號の決定と同一とす

第八 朝鮮簡易生命保險積立金の預入による預金部資金の運用方針に關する件 朝鮮簡易生命保險積立金の預入による預金部資金はその預入

總額を限度として朝鮮における公共の利益のため朝鮮における、公共團體又は營利を目的とせざる法人若は組合に對し融通するの方針を採

用すること

第一項 中小商工業の低資割當決定す

商工省では去る二十二日の預金部運用委員會で決定した中小商工業者に對する低資三千萬圓融通の各府縣割當額につき、二十八日協議の結

果總額三千萬圓の三分の一を北海道、青森、岩手の凶作地方に割當て、殘額二千萬圓を他府縣の申込に應じ査定した上左の通り、決定しそれ

各府縣に通牒を發した。（單位千圓）

- △北海道五、〇〇〇△青森三、〇〇〇△宮城五〇〇△秋田六〇〇△山形六〇〇△福島六〇〇△茨城五五〇△栃木二七〇△群馬八〇〇△千
- 葉三〇〇△東京三、六〇〇△富山九〇〇△福井五〇〇△山梨九〇〇△長野六〇〇△静岡五〇〇△愛知一、二〇〇△三重二一〇△京都五〇〇△
- 大阪四二〇△兵庫九〇〇△鳥取四六〇△島根五〇〇△廣島四二〇△山口二五〇△香川一五〇△愛媛五〇〇△高知六〇〇△福岡五〇〇△佐賀三
- 〇〇△熊本三〇〇△長崎六〇〇△宮崎五〇〇△計二六、三五〇

め割當は明年に留保された。しかして右金額の各銀行別割當高は左の如し（單位千圓）

- 勸 銀 六、八〇三
- 興 銀 八、六五五
- 農工銀行 二、四九〇

各府縣に通牒を發した。(單位千圓)
 岩手の凶作地方に對當て 殘額二千萬圓を他府縣の申込に應じ査定した上左の通り 決定しそれ

- △北海道五、〇〇〇△青森三、〇〇〇△宮城五〇〇△秋田六〇〇△山形六〇〇△福島六〇〇△茨城五五〇△栃木二七〇△群馬八〇〇△千葉三〇〇△東京三、六〇〇△富山九〇〇△福井五〇〇△山梨九〇〇△長野六〇〇△静岡五〇〇△愛知一、二〇〇△三重二一〇△京都五〇〇△大阪四二〇△兵庫九〇〇△鳥取四六〇△島根五〇〇△廣島四二〇△山口二五〇△香川一五〇△愛媛五〇〇△高知六〇〇△福岡五〇〇△佐賀三〇〇△熊本三〇〇△長崎六〇〇△宮崎五〇〇△計二六、三五〇

尙岩手、埼玉、神奈川、新潟、石川、岐阜、滋賀、奈良、和歌山、岡山、徳島、大分、鹿兒島、沖繩の十四縣は二十八日まででに申込なきため割當は明年に留保された。しかして右金額の各銀行別割當高は左の如し(單位千圓)

勸 銀	六、八〇三	興 銀	八、六五五	農工銀行	二、四九〇
産業組合中央金庫	三、四〇二	北海道拓殖銀行	五、〇〇〇	計	二六、三五〇

第二項 凶作地融資貸付要綱決定

農林省では廿二日の預金部運用委員會で決定せる凶作地救済低資五百萬圓の貸付要綱並に縣別割當を左の如く決定、廿四日各地方長官宛貸出の通牒を發した。

(一) 凶作救済低利資金融通要綱

一、資金の使途

本件資金は昭和六年度に於ける凶作被害者が左記使途に要するものに限る。

(イ)肥料資金 (ロ)種籽資金 (ハ)炭材資金 (ニ)副業資金

二、融通の形式 勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券及び産業債券の引受に依る。

三、融通利率 預金部の各債券引受利率は年四分二厘とす。日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及産業組合中央金庫の貸付利率は年四分八厘以内とす。町村は轉貸の場合利鞘を徴することを得ず。

四、償還期限 七箇年以内(三箇年以内の据置期間を含む)とす

五、本資金の取扱に付ては前各項に依るの外預金部普通地方資金貸付規程に準據するものとす。

六、本資金の資金經由機關の貸付は昭和七年六月末日を以て打切るものとし預金部の各債券の引受に付て昭和七年七月末日とす。

(二)割當額

道縣名	肥料資金	種籽資金	副業資金	炭材資金	計	岩手	秋田	福島	富山	計
北海道	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	二六七	二六七	二六七	二四〇	二一〇
青 森	一、三八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三項 代金一ヶ年延納にて政府米を拂下

北海道出身政友會代議士東武、板谷順助、三井德寶、青森縣出身藤井達也、兼田秀雄、工藤十三雄の各氏をはじめ同地方代表者は二十一日午後三時農相官邸において山本農相、砂田政務次官、今井參與官と會見、東、板谷、三井の三氏から交々北海道青森の凶作地の窮狀を説明し當局の救濟策を速かに實施されたいと述べたのに對し山本農相から、救濟策としては政府米の廉價拂下を行ふ方針で大藏省との交渉を終つたから二十二日確定案を公表する事となつてゐる、その具體方策は

- 一、小樽青森の倉庫にある政府米約七萬石を町村に拂下げる事。
- 二、尙不足する分は他の地方から回送して補ふこと
- 三、右代金は一ヶ年延納を許すこと

といふ方針である旨を述べ更に政府米は出来るならば、無償にても給付したいが現在としては米穀需給特別會計の法規があつてそれもなり兼ねる故出來限り廉價にして拂下げる事とした。

御 下 問 に

山 本 農 相 感 泣

北海道及び青森地方の凶作を深く御懸念あらせらるゝ、聖上陛下には二十一日正午閣僚に賜餐ののち別室で山本農相に對し、同地方の飢饉について親しく御下問あらせられた、農相は痛く恐くし。

國民の一部に食ふに困るものがあるといふことは、聖代の政治にふさはしくないことで農林省としては政府米をやすく拂ひ下げることになり二十二日確定案を得る方針なる旨奉答した。

第四項 教育費國庫負擔凶作地へ増額

鳩山文相は二十四日午後二時から省内大臣室に安藤、粟屋兩次官並に各局長を招致し省議を開いた結果左の二項を決定之を發表した。

- 一、私立大學の供託金融通の件 前大臣の方針通り其學校の實情に依り或程度までの金額を融通する。
- 二、奥東北四縣及び北海道の凶作地方に對する義務教育費國庫負擔金の増額及び交付期繰り上げの件

文部省では北海道及び東北地方に於ける今次凶作地の情況調査のため曩に係官を之等各地方に派遣し詳細その實情を視察せしめたのであつたが此程右調査全く完了するに至つたので、直ちに此等各地方に對し市町村義務教育費國庫負擔法第五條の規定に依る特別交付金を特に隨時繰上げ増加交付する事に決定し國庫支出金八十二萬三千十八圓を廿八日夫々關係地方長官に通牒した。北海道及各縣別町村數並交付金額は左の通りである。

北海道廳	一二九ヶ町村	五四二、九四一圓	青森縣	一一一ヶ町村	一六二、七七五圓	岩手縣	二八ヶ
町村	三七、七〇六圓		秋田縣	八五ヶ町村	七九、五九六圓	合計	三五三ヶ町村
							八二三、〇一八圓

一、私立大學の供託金融通の件 前大臣の方針通り其學校の實情に依り或程度までの金額を融通する。
二、奥東北四縣及び北海道の凶作地方に對する義務教育費國庫負擔金の増額及び交付期繰り上げの件
文部省では北海道及び東北地方に於ける今次凶作地の情況調査のため曩に係官を之等各地方に派遣し詳細その實情を視察せしめたのであつたが此程右調査全く完了するに至つたので、直ちに此等各地方に對し市町村義務教育費國庫負擔法第五條の規定に依る特別交付金を特に隨時繰上げ増加交付する事に決定し國庫支出金八十二萬三千八百八十八圓を廿八日夫々關係地方長官に通牒した。北海道及各縣別町村數並交付金額は左の通りである。

北海道廳	一二九ヶ町村	五四二、九四一圓	青森縣	一一一ヶ町村	一六二、七七五圓	岩手縣	二八ヶ町村	三七、七〇六圓	秋田縣	八五ヶ町村	七九、五九六圓	合計	三五三ヶ町村	八二三、〇一八圓
------	--------	----------	-----	--------	----------	-----	-------	---------	-----	-------	---------	----	--------	----------

第五項 凶作地に國庫補助追加豫算計上

北海道及び東北各縣の凶作救済のためさきに、農林省では關東大震災時の例に準じ應急の非常手段として凶作地の窮民に對し政府所有米の廉價拂下を行ふと共に預金部委員會の議を経て北海道及び青森、岩手、秋田、福島並に富山等の凶作府縣に對し合計七百三萬圓の低利資金を融通したが更に同省では凶作地救済の徹底を期するためこれ等の凶作地方における耕地整理、改良炭カマド建設及び副業等の各事業に對し國庫補助金を交付することになり右の補助金二百七十八萬圓を七年度の追加豫算に、計上することになつた。これが内譯左の如し、

- 一、耕地整理事業に對し二百五十萬圓その内百萬圓は北海道に、殘餘の百五十萬圓は岩手、秋田青森、福島及び富山の各縣にそれぞれ凶作の程度に應じ割當つ
- 二、改良炭カマド建設事業に對し十五萬圓
- 三、副業事業として十三萬圓改良炭カマド建設及び副業事業に對する補助金はいづれも凶作の程度に應じて凶作地方に割當つ

第六節 米價基準價格の引上策

山本農相は、就任以來農林行政中米穀政策を以て當局のなすべき當面の急務なりとし米穀市況の推移を注視して米價維持に努めてゐるが、その政策の第一着手として東北の凶作救済のために政府米の拂下を行ふと共に適當量の買上を斷行せんとする意向を有し次第によつては、二十一日開會の米穀委員會に付議せんとする模様である。然してその理由とするところは十五日に行はれた第二次買上（百五十萬石）が政變のため米穀市價の奔騰を見、百五十萬石の買入豫定に對して僅に三萬七千石の買入れが行はれたに過ぎないので、市場在米は異常にだぶつき東京在米の如きも二百萬俵を突破し、市況もために昨今のはびなやみの有様となつた。故に當局としては取りあへず本月五日（十二月）の米穀委員會で決定した百五十萬石買入の權利を履行するといふ名目で、百四十六萬三千石（即ち第二次買入のうち買入未了となつたもの）の買上を斷行せんとするもので、二十一日の米穀委員會にはこれを諮問案として提出せず、財界異常時の場合は米穀法による基準米價に基かずして買入をなし得るといふ規定に従つて委員會の諒解を求めんとする意嚮である。

山本農相は十二月二十一日午後三時より農相官邸に就任最初の米穀委員會を開けり、當日は農相を始め各委員幹事出席、農相は劈頭新任の挨拶を述べ次いで石黒次官より各種の報告ありたる後、山本農相より諒解事項として

一、米穀法第四條の最低最高価格は米穀法施行令付則第四項の規定により左の如く定むること

最低價格十六圓三十一錢、最高價格二十四圓四十七錢、物價の變動著しき場合は基準價格の改定をなし得るを以て物價の騰貴する場合に
おいてはこれにより基準價格を改定して適當に米價維持を計るべし。

と提示し各委員の諒解を求め更に土井權大氏より「十二月の五日に行つた買入れの殘餘を今後買入るべきや否や」を質問したるに對し山本農相より「この買入れは十五日に決定したもので現在の市價においては買入ることは出來ぬ、然し今後物價の變動著るしくなれば米穀法の規定により基準米價を改正して買入をなすにちうちよせず、然し目下の所は米價が他の物價に比し左程下るものとは思へない」との質疑應答を重ねたり、米穀委員會に對する政府の態度は右の如く本年度の率勢米價をそのまゝ基準價格となし何等積極的行動に出でなかつたが、これは現内閣が在野時代現米穀法に反對し生産費の調査方法にも異論を挾んだのでそのまゝ適用は出來ないのである。しかも米穀法施行令第九條に經濟狀況の異常なる變動に際しては最低價格は生産費と率勢米價を以て、最高價格は家計米價と率勢米價を以てする規定に準じ改訂し得る定めであるが、基準價格を合法的に變改するのは十二月の日銀物價指數發表後でなければ斷行出來ぬ状態にある。しかも物價指數の變動を以てしては政府の希望する如き米價の示現は困難視されてゐるので、山本農相及び政務官は勅令なる施行令を改正して率勢米價にとらはれず、達觀的に買上げ得るやう現行米穀法に一大修正を加へたい意向である、故に今後の米價如何によつてはかゝる方途に出るものである。
尙ほ當日石黒次官より報告あつた米穀事情の主なるものは次の如し

一、第一次内地米百萬石買上成績

古米玄米

五、七六七石

納入總計

九九五、八三四石

白米

三五、五一六石

内五年産米

四九八千石

計

四一、二八三石

六年産米

四九七千石

一、十二月十五日現在政府所有米は

一、第二次内地米百萬石買上は十二月十七日終了したが十五日現在

五年度米

三、五三九千石

在までに

六年度米

四九五石

納入濟

三七、三〇四石

その他計

四、二九八、四一六石

一、隨時賣却(十二月十一日以降十二月十六日迄)

第七節 政友會政務調査總會

第一項 十大政綱實現成案

六年産米

四九七千石

一、十二月十五日現在政府所有米は

一、第二次内地米百五十萬石買上は十二月十七日終了したが十五日現

五年度米

三、五三九千石

在までに

六年度米

四九五石

納入済

三七、三〇四石

その他計

四、二九八、四一六石

一、隨時賣却(十二月十一日以降十二月十六日迄)

第七節 政友會政務調査總會

第一項 十大政綱實現成案

政友會は廿一日午後三時から本部で本年最終の政務調査總會を開會、久原、秋田、山崎その他の本部役員山本、松岡、青木、田子政調正副會長外百五十餘名出席

山本會長から

政局の急轉によりわが黨内閣成立し天下の耳目はわが黨に集中しつゝある、この際政調總會を開いて調査の結果を報告する機會を得たることそれ自體が時局と對應して頗ぶる重要性を帯ぶるものである。

と冒頭し調査完了せる十大政綱の成案經過と案の輪廓大要を説明し、結論として左の報告案を付議しついで高山委員長から、産業五ヶ年計畫の實行細目の調査内容安藤委員長から教育制度改善及思想問題對策の成案につき報告し、滿場一致各報告案を承認可決し最後に松岡俊三氏から東北凶作と雪害救済問題につき陳情し五時散會

政務調査會長報告

わが黨は本年四月左記十大政綱を決定せることは當時既に一般に公表せる所である。

- (一) 産業五ヶ年計畫
- (二) 國民所得の増進と大衆生活の安定
- (三) 生産費の合理的低下と消費經濟の改善
- (四) 米穀蠶糸及水産國策の樹立並に農村經濟の調整
- (五) 國稅及地方稅の輕減
- (六) 失業對策及社會政策
- (七) 國防の經濟化
- (八) 國家權益の擁護及外交の刷新
- (九) 教育制度施設の根本的改善及思想問題對策
- (十) 行政機構の全般的改革

顧るにわが國從來の政黨中眞に誠實且周到なる用意の下に斯くの如き實際的政綱を熱心に攻究調査せるは、曾つてその例あるを知らず、新内閣は今やその當然の任務としてわが黨既定の政策を遂行し國家の重大難局を打開せなければならぬ使命を擔當するに至つたのである。今後益々政策中心主義に基き豫て國民に聲明せる公約を着々實現せらるべきは敢て言を費すまでもない。

かくしてわが政務調査會が立案せる黨の政策は緩急に應じて漸次實行の時機に到着したのであるが、なかんづく當面に横はれる主要問題につき若干の説明を加ふるならば、先づ滿洲問題の解決である。既に一言せる通りわが黨は前内閣の追隨外交を排して公明なる自主的外交方針を執り以て多年の懸案を根本的に一掃せん事を期するものである。

最近の國際聯盟理事會は國際正義に立脚せる帝國の提案を容認する事に依り一段落を告げたが、是れわが黨主張の勝利を物語るものであ

り、更に進んで條約の正當性を確保しわが國既得の權益を擁護すると同時に滿洲の永久的平和を圖り帝國の生命線を安全ならしめ、廣く世界各國と相伍して共存共榮の福祉を増進すべき必要あるは辯を俟たぬ。

勿論、新十大政綱は此彼聯繫して各々密接する關係を有するが故に、前内閣の如き斷片的施設を排し統一的に實行されねばならぬ。例へば産業五ヶ年計畫は統括的に輸入を防遏し輸出を増進するため、農林、鑛工、水産等各種産業に亘り積極的助成施設を行ふと同時に關稅其他の制度を改正し、且つ内地及び殖民地を通じて産業の統制を圖り併せて金融及び運賃等の諸方面にも各般所要の方法を講じ、以て貿易を振興し國際貸借の改善と國民經濟の充實繁榮を期せんとするのである。

世上或は上述の産業五ヶ年計畫が刻下の應急對策としてやゝ緩漫ならざるやを疑ひ或は、その財源如何を危ぶむものありと雖も前内閣の退嬰政策に禍ひされ極度に萎靡せるわが國の經濟界は本計畫の刺戟により、忽ち敏活なる機能を働かし、人心頓に蘇りて漸次活況を呈するに相違なきのみならず、本計畫の完成期は五ヶ年を豫定すれど、實際には着手後直ちにその効果を顯し二三年の後には大半の目的を達し得る可能性があり、わが貿易をして輸出超過に好轉し得べき鞏固なる地歩を確認し能ふであらう。

なほその他の各項目を通じて既に調査を了し黨議決定せる主要政策は無論現内閣の施政中に取入れられねばならない。例へば財政關係においては前内閣の増稅計畫の如きは考慮の價値だに無きものであり、わが黨は原則として國民負擔の輕減を根本方針とするが故に、前述の臨時奢侈稅の如き特殊の性質に屬するものを除き増稅を行はず、殊に最近十年來甚だしく膨脹の傾向を示せる地方稅に對しわが黨は整理輕減を必要とするものである。又行政機構の改革については時代の要求に對應するため現行制度法規の改正を必要とするもの多々あり。國民の迷惑を除くため官廳事務の整理簡捷を圖る方針の下に現行の認可許可規定二千百餘項中改廢を要するもの約一千にも上つてゐる。

第二項 教育の根本的施設改善要綱

安藤文部政務次官は二十一日政友會政務調査會で教育制度根本的改善に關する特別委員會々長として、同委員會で得たる成案「教育の根本的施設の改善要綱」につき報告を試みこれが決定を見たがこれは今後新内閣の文制刷新方針として着々鳩山文相の手によつて具體化されるものと見られる、右要綱は大略左の如くである。

一、精神教育の徹底(一)國家の理想を基調として人物陶冶に重點を置くこと(二)教授時間と自由時間とを適宜に調節し自治訓練の精神を涵養すること(三)特に修身、國語、歴史において國民精神並に自治精神を陶冶すること(四)東洋文化振興の道を講ずること

二、教育の實際化(一)修業年限を短縮し完成教育を以て本旨とすること(二)畫一教育の弊を打破し地方の實情に適應し、また學校の特性を發揮せしむること(三)注入教育を排し綜合思索創意開拓の自立的訓練を施すこと(四)教授法、教授精神及び教科書を刷新すること(五)實際の

需給關係を基礎とする學校の調節整理

三、師範教育の向上並に解放

四、大衆教育制度の確立(一)青年訓練所と實業補習學校とを併合しこれを青年學校とし中等程度の教育を完備すること(二)境遇上の關係に

的施設の改善要綱」につき報告を試みこれが決定を見たがこれは今後新内閣の文制刷新方針として着々鳩山文相の手によつて具體化されるものと見られる、右要綱は大略左の如くである。

一、精神教育の徹底(一)國家の理想を基調として人物陶冶に重點を置くこと(二)教授時間と自由時間とを適宜に調節し自治訓練の精神を涵養すること(三)特に修身、國語、歴史において國民精神並に自治精神を陶冶すること(四)東洋文化振興の道を講ずること

二、教育の實際化(一)修業年限を短縮し完成教育を以て本旨とすること(二)畫一教育の弊を打破し地方の實情に適應し、また學校の特性を發揮せしむること(三)注入教育を排し綜合思索創意開拓の自立的訓練を施すこと(四)教授法、教授精神及び教科書を刷新すること(五)實際の

需給關係を基礎とする學校の調節整理

三、師範教育の向上並に解放

四、大衆教育制度の確立(一)青年訓練所と實業補習學校とを併合しこれを青年學校とし中等程度の教育を完備すること(二)境遇上の關係に依り正規の學後教育を受けざる青年男女にして素質の優秀なるものをしてその天稟を發揮することを得せしむるため官公立學校に一定數の席を設けてこれを收容し正規の學校教育を受けたる者と同一の取扱ひをなすこと(三)その他一般社會教育の振興を圖ること。

五、女子教育の解放

六、學校卒業特權の改廢

七、教育制度上の社會政策的施設(一)貧困にして小學教育を受けざる者の絶滅を期し現在の兒童就學獎勵金の國庫補助を増額し且つ貧困兒童に學用品、食事、生活費の給與を行ふの施設を確立充實すること、(二)公費による獎學金支給制度を確立充實し貧困にして素質優秀の青年男女に學資を給し中等教育並に高等教育を完了せしむるの途を講ずること

八、教育費の低減(一)職員定員制の改正停年制の實施(二)重複設備を嚴に督し並に設備の節約簡易を計ること、(三)學校を適當に整理すること、(四)官立大學及び各學校に對し政府支出金の定額を定むること(五)軍醫學校、經理學校、幼年學校、水産講習所、學習院等特別の學校は適當に廢止または移管すること(六)國民の經營能力に應じ學校經營は漸次民營に移すを適當とすること

九、特殊教育の完整

十、勞働者教育の普及充實

十一、教育行政組織の簡易化(一)中央地方を通じて事務の本質に鑑みて一般行政機構の根本的改革と相まちて教育行政組織の根本的簡易化を計ること、(二)地方教育行政組織は全部文部省管下に移すこと(三)一般行政機構の改革と相待ちて成るべく教育行政官は實際教育者の中より詮衡任命の方策を樹つること。

十二、教育令の法律化

十三、調査會の設定

第五章 地方長官及部長其他任命

第一節 地方長官任命

犬養内閣は組閣直後本省局長並に地方長官の全國的大更迭を企圖し過般來關係當局において選考中のところ、十八日朝に至り漸く全部の選考を完了し同日午前十時より開會の定例閣議に付議し左の如く決定上奏御裁可を仰いで發表した。

【本省】

社會局社會部長

大野綠一郎

社會局勞働部長
補社會局社會部長(二)

富田愛次郎

元愛知縣知事
任新潟縣知事(一)

小幡 豊治

任地方局長(一)

宮城縣知事

湯澤三千男

元靜岡縣知事
任東京府知事(一)

長谷川久一

任群馬縣知事(二)
元臺灣總督府警務局長

大久保留次郎

任土木局長(一)

內務省都市計畫課長

大島辰次郎

元內務省警保局長
任京都府知事(一)

横山 助成

任茨城縣知事(二)
社會局勞働部勞務課長

君島 清吉

任衛生局長(一)

內務省土木局長

丹羽 七郎

元熊本縣知事
任大阪府知事(一)

齋藤 宗宜

任神奈川縣警察部長
任栃木縣知事(二)

豊島 長吉

任社會局長官(一)

岡山縣知事

安井 英二

元三重縣知事
任神奈川縣知事(一)

遠藤 柳作

社會局書記官
任奈良縣知事(二)

齋藤 樹

任社會局勞働部長(二)

元臺灣總督府事務官

山本 理一

廣島縣知事
任兵庫縣知事(一)

白根 竹介

東京府內務部長
任三重縣知事(二)

廣瀬 入忠

任社會局保險部長(一)

元朝鮮總督府警務局警務課長

三橋孝一郎

元千葉縣知事
任埼玉縣知事(二)

宮脇 梅吉

元復興局整地部長
任靜岡縣知事(二)

田中廣太郎

任內務事務官(警保局保安課長)

(二)

(二)

(二)

(二)

(二)

(二)

元三重縣書記官

芝 辻一郎

任岡山縣知事(一)

千葉 了

任山梨縣知事(二)

琦玉縣知事

山中 恒三

任廣島縣知事(一)

千葉 了

北海道長官

佐上 信一

任滋賀縣知事(一)

千葉縣知事

岡田 周造

長崎縣知事

分

岡山縣知事 安井 英二 元三重縣知事 遠藤 柳作 社會局書記官 任奈良縣知事(二) 齋藤 樹
 任社會局勞働部長(二) 任神奈川縣知事(一) 廣島縣知事 白根 竹介 東京府內務部長 廣瀬 久忠
 元臺灣總督府事務官 山本 理一 任兵庫縣知事(一) 宮脇 梅吉 元復興局整地部長 田中廣太郎
 任社會局保險部長(二) 任千葉縣知事 任埼玉縣知事(二) 任靜岡縣知事(二)

元三重縣書記官 芝 辻一郎 任岡山縣知事(一) 千葉 了 【留 任】 北海道長官 佐 上 信 一
 任山梨縣知事(二) 元長野縣知事 任廣島縣知事(一) 岡田 周造 長崎縣知事 鈴木信太郎
 埼玉縣知事 山中 恒三 千葉縣知事 唐澤 俊樹 長野縣知事 石垣 倉 治
 任滋賀縣知事(一) 內務省衛生局保健課長 伊藤 武彦 任山口縣知事(二) 富山縣知事 鈴木 敬 一
 任岐阜縣知事(二) 內務省地方局長 三邊 長治 任和歌山縣知事(二) 沖繩縣知事 井野 次 郎
 任宮城縣知事(一) 元北海道土木部長 村井 八郎 任德島縣知事(二) 落合慶四郎 愛知縣知事 香坂 昌 康
 元北海道土木部長 元福島縣知事(二) 奈良縣知事 石黒 英彦 任香川縣知事(二) 伊藤 昌庸

任岩手縣知事(二) 元大阪府書記官 宮本貞三郎 任愛媛縣知事(二) 久米 成夫
 任青森縣知事(二) 元青森縣內務部長 川村貞四郎 任高知縣知事(二) 赤松 小寅
 任山形縣知事(二) 元臺灣總督府殖産局長 內田 隆 任福岡縣知事(一) 元石川縣知事 中山佐之助
 任秋田縣知事(二) 元福井縣知事 小濱 淨鑛 任大分縣知事(二) 元熊本縣警察部長 永野 清
 任福井縣知事(二) 元內務監察官 平賀 周 任佐賀縣知事(二) 奈良縣書記官 早川 三郎
 任石川縣知事(二) 內閣書記官兼法制局參事官 館 哲二 任熊本縣知事(二) 元德島縣知事 山下 謙一
 任鳥取縣知事(二) 元島根縣知事 八木 林作 任宮崎縣知事(二) 佐賀縣知事 半井 清
 任島根縣知事(二) 文部省普通學務局長 篠原英太郎 任鹿兒島縣知事(一) 三重縣知事 市村 慶三

【警視廳幹部異動】
 地方長官の異動と共に警視廳幹部及びこれに伴ふ地方部長の異動が行はれ十八日左の如く發令された。
 大阪府警察部長 大竹 十郎
 元山形縣內務部長 木下 義介
 任警視廳書記官(三)補官房主事 元富山縣內務部長 松本 三郎
 任警視廳書記官(三)補刑事部長 警視廳官房主事 多久 安信
 任長崎縣書記官(三)補內務部長 同警務部長 古川 靜夫
 任神奈川縣書記官(三)補內務部長 同刑事部長 相川 勝六
 任京都府書記官(三)補學務部長

京都府學務部長

戸塚九一部

任大分縣書記官(三)補警察部長

次いで左の人事異動を決定した。

横濱税關長

中島 鐵平

任大藏省主税局長(二等)

大藏省主税局長

青木 得三

任横濱税關長(一等)

正四位勳三等

武部 欽一

任文部省普通學務局長(一等)

農林省蠶糸局長

小平 權一

任農林省農務局長(二等)

農林省水産局長

長瀬 貞一

任農林省山林局長(一等)

農林省畜産局長

戸田 保忠

任農林省水産局長(一等)

農林省書記官

村上龍太郎

任農林省畜産局長(二等)

從四位勳四等

入江 魁

任農林省蠶糸局長(二等)

司法次官

小原 直

任判事(一等)

檢事

皆川 治廣

任司法次官(一等)

【三縣知事異動決定す】

愛知縣知事の更迭及び山中滋賀、半井宮崎
兩縣知事の辭表提出に伴ふ地方長官異動は二
十一日の閣議において左の通り決定直に上奏
御裁可を仰いで發表した。

元新潟縣知事

尾崎勇次郎

任愛知縣知事

元青森縣知事

新庄祐治郎

任滋賀縣知事

警視廳官房主事

木下 義介

任宮崎縣知事

元内務省高等課長

村地 信夫

任警視廳官房主事(三)

第二節 部長級任命

政府は十八日右の如く地方長官の異動を發
表したが、續いて全國的部長級の異動をも行
ふ事となつた。

尙ほ二十四日發表されたる部長級の異動は
左の如し。

復興事務局書記官

武部 六藏

免本官專任内務書記官兼内務大臣祕書官如故

大臣官房會計課長を命ず

社會局事務官

山崎 巖

任内務書記官(三)大臣官房文書課長を命ず

内務事務官

兒玉 九一

任内務書記官(三)神社局總務課長を命ず

内務事務官

挾間 茂

同

坂 千秋

免本官專任内務書記官

内務事務官

宮野 省三

任内務書記官(三)

警保局警務課長を命ず

桑原 幹根

内務事務官

任内務書記官(四)

三橋孝一郎

警保局圖書課長を命ず

内務事務官

兼任内務書記官(三)

警保局高等課長を命ず

三浦 直彦

(東京)地方事務官

任内務書記官(四)

藤原 孝夫

衛生局保健課長を命ず

(學務)岐阜縣書記官

飯沼 一省

任復興事務局書記官(四)

經理課長を命ず

武井 群嗣

兼任復興事務局書記官(三)

庶務課長を命ず

大臣官房都市計畫課長を命ず

復興事務局書記官

齋藤 俊平

任内務書記官(三)

土木局道路課長を命ず

岡山縣書記官

加藤於菟丸

任内務事務官(四)

内務書記官

三樹 樹三

任滋賀縣書記官(三)補内務部長

前田 慎吾

任埼玉縣書記官(三)補内務部長

任和歌山縣書記官(三)補内務部長

齋藤 俊平

任司法次官(一等)

皆川 治廣

ふ事となつた。

尙ほ二十四日發表されたる部長級の異動は左の如し。

經理課長を命ず

内務書記官

兼任復興事務局書記官(三)

庶務課長を命ず

大臣官房都市計畫課長を命ず

復興事務局書記官

任内務書記官(三)

飯沼 一省

武井 群嗣

土木局道路課長を命ず

岡山縣書記官

任内務事務官(四)

大臣官房都市計畫課勤務を命ず

元埼玉縣内務部長

任東京府内務部長

内務省文書課長

任東京府學務部長

長野縣内務部長

任大阪府警察部長
(大阪府内務部長は異動せず)

北海道廳土木部長

任北海道内務部長(二)

從五位勳五等

任北海道土木部長(二)

元岐阜縣警察部長

任北海道警察部長

元栃木縣警察部長

任神奈川縣警察部長

内務事務官(警務官)

任福岡縣警察部長

内務省警保局警務課長

任岡山縣内務部長

秋田縣書記官

任奈良縣書記官(四)補學務部長

(栃木)地方警視

任秋田縣書記官(五)補警察部長

内藤 三郎

任滋賀縣書記官(三)補内務部長

任岐阜縣書記官(三)補内務部長

任愛知縣書記官(三)補内務部長

任福井縣書記官(三)補内務部長

任神奈川縣書記官(三)補學務部長

任群馬縣書記官(三)補内務部長

任兵庫縣書記官(三)補學務部長

任山口縣書記官(三)補警察部長

加藤於菟丸	任滋賀縣書記官(三)補内務部長	三樹 樹三	任埼玉縣書記官(三)補内務部長	齋藤 俊平
長井喜太夫	任岐阜縣書記官(三)補内務部長	前田 慎吾	任和歌山縣書記官(三)補内務部長	加賀谷朝藏
安藤狂四郎	任愛知縣書記官(三)補内務部長	稻葉俊太郎	任德島縣書記官(三)補内務部長	清水 良策
金森 太郎	任福井縣書記官(三)補内務部長	天谷虎之助	任靜岡縣書記官(三)補内務部長	福邑 正樹
西山 茂	任神奈川縣書記官(三)補學務部長	九鬼 三郎	任福岡縣書記官(三)補内務部長	關屋延之助
植木 壽雄	任群馬縣書記官(三)補内務部長	田島 義士	任新潟縣書記官(三)補内務部長	羽生 雅則
馬場 義也	任兵庫縣書記官(三)補學務部長	安原 舜一	任北海道廳部長(三)補拓殖部長	安藤狂四郎
中屋 重治	任山口縣書記官(三)補警察部長	本間 精	任東京府書記官(三)補學務部長	田口 易之
大津 敏男	(宮城)地方事務官	安井 章一	任愛媛縣書記官(三)補内務部長	中村安次郎
土屋 耕二	任鳥取縣書記官(四)補警察部長	橋本 清吉	任高知縣書記官(三)補内務部長	近藤 駿介
八田 三郎	山形縣書記官	松島 源造	任青森縣書記官(三)補内務部長	林 信夫
内藤 三郎	山梨縣書記官	土岐銀次郎	任警視廳書記官(三)補保安部長	山内 繼喜
	任山形縣書記官(三)補内務部長兼學務部長	佐藤 正俊	(岡山)地方事務官	田中 修
	任山梨縣書記官(三)補内務部長兼學務部長	横尾惣三郎	任青森縣書記官(四)補警察部長	
	任秋田縣書記官(五)補警察部長		廣島縣書記官	
			任佐賀縣書記官(三)補内務部長	

茨城縣書記官 吉永 時次 任京都府書記官(三)補警察部長
任廣島縣書記官(三)補警察部長 大阪地方事務官 岩上夫美夫
任宮崎縣書記官(三)補警察部長
沖繩縣書記官 島川 直英

岩手縣書記官 佐々木芳遠 任奈良縣書記官(四)補警察部長
任茨城縣書記官(三)補警察部長 岡山縣書記官 萱場 軍藏
任沖繩縣書記官(五)補警察部長
井田 憲次
(和歌山)地方事務官
足立 收

和歌山縣書記官 今吉 敏雄 任愛知縣書記官(三)補警察部長
任岩手縣書記官(四)補警察部長 高知縣書記官 鈴木 登
任北海道廳部長(三)補學務部長
神奈川縣書記官 足立 收

佐賀縣書記官 連 修 任岡山縣書記官(三)補警察部長
任和歌山縣書記官(四)補學務部長 (神奈川)地方事務官 中村 四郎
任神奈川縣書記官(三)補警察部長
和歌山縣書記官 渡 正監

(廣島)地方事務官 郡山 義夫 任高知縣書記官(四)補警察部長
任佐賀縣書記官(四)補警察部長 內務事務官 數藤 鐵臣
任靜岡縣書記官(四)補學務部長
山口織之進

兵庫縣書記官 歌川 貞忠 任德島縣書記官(三)補警察部長
任宮城縣書記官(三)補內務部長 三重縣書記官 麻生 亮藏
任和歌山縣書記官(四)補警察部長
富田 健治

新潟縣書記官 中井 光次 任熊本縣書記官(三)補警察部長
任兵庫縣書記官(三)補警察部長 靜岡縣書記官 額 彌三
任福岡縣書記官(三)補學務部長
郡 茂德

長野縣書記官 階川 良一 任靜岡縣書記官(四)補警察部長
任新潟縣書記官(三)補警察部長 鹿兒島縣書記官 藤岡 長敏
任福岡縣書記官(三)補學務部長
鹿野 三郎

福島縣書記官 池田 繁治 任鹿兒島縣書記官(三)補警察部長
任長野縣書記官(三)補學務部長 栃木縣書記官 山口 尙章
任千葉縣書記官(三)補學務部長
留岡 幸男

愛媛縣書記官 赤土 正強 補內務部長 足立 達夫
任香川縣書記官
近藤壤太郎

任福島縣書記官(三)補內務部長 福井縣書記官 小西竹次郎
任香川縣書記官(三)補警察部長
宮城縣書記官 久保田 峻

任鹿兒島縣書記官(三)補內務部長 新潟縣書記官 松枝 角二
任岐阜縣書記官(三)補學務部長
三井 饒

任北海道廳部長(三)補警察部長 內務事務官 雪澤千代治
任宮城縣書記官(三)補警察部長
長野縣書記官 金森 太郎

奈良縣書記官 二見 直三 任新潟縣書記官(三)補學務部長
任宮崎縣書記官(三)補警察部長
長野縣書記官 赤土 正強

任大阪府書記官(三)補警察部長 島根縣書記官 中野與吉郎
岡山縣書記官 上田莊太郎 任群馬縣書記官(三)補警察部長
品川 主計 勅任官を以て待遇せらる(各通)

任長野縣書記官(三)補內務部長 愛知縣書記官 右發表後に於ける部長の異動を二十八日左

任宮崎縣書記官(三)補內務部長 任宮城縣書記官(三)補內務部長

任宮崎縣書記官(三)補內務部長 任宮城縣書記官(三)補內務部長

任福島縣書記官(三)補内務部長 三島 誠也 任愛媛縣書記官(三)補警察部長 小西竹次郎
 内務書記官 任鹿兒島縣書記官(三)補内務部長 馬場 義也 任福井縣書記官(三)補警察部長 宮城縣書記官 久保田 峻
 任北海道廳部長(三)補警察部長 二見 直三 任新潟縣書記官(三)補學務部長 雪澤千代治 任宮城縣書記官(三)補警察部長 長野縣書記官 金森 太郎
 奈良縣書記官

任大阪府書記官(三)補警察部長 上田莊太郎 任群馬縣書記官(三)補警察部長 中野與吉郎 長野縣書記官 池田 繁治
 岡山縣書記官 任長野縣書記官(三)補内務部長 愛知縣書記官 品川 主計 福島縣書記官 赤土 正強
 内務書記官 任岡山縣書記官(三)補内務部長 青森縣書記官 福島 繁三 任埼玉縣警察部長(四等) 副見 喬雄
 千葉縣書記官 任奈良縣書記官(三)補内務部長 鹿兒島縣書記官 畑山四男美 任岐阜縣警察部長(四等) 出石於菟彦
 長崎縣書記官 任千葉縣書記官(三)補警察部長 尾池 秀雄 任東京府書記官(三)補内務部長 久保田金四郎 任岐阜縣警察部長(三等) 小山 三郎
 任福岡縣書記官(四)補警察部長 尾池 秀雄 任大分縣書記官(三)補内務部長 戶塚九一郎 任長崎縣學務部長(四等) 樺太廳警察部長 山崎 隆義
 内務事務官 任福岡縣書記官(三)補學務部長 大津 敏男 任兵庫縣書記官(三)補内務部長 滋賀縣書記官 關 壯二 任樺太廳警察部長(四等) 山崎 隆義
 任岡山縣書記官(三)補學務部長 内田 傳藏 任大分縣書記官(三)補警察部長 滋賀縣書記官 關 壯二 任樺太廳警察部長(四等) 山崎 隆義
 長野縣書記官 中里 喜一 任滋賀縣書記官(四)補警察部長 警視廳警視 高野 源進 任宮崎縣内務部長(三等) 熊本縣警察部長 麻生 亮藏
 任福島縣書記官(四)補警察部長 石川縣書記官 田中 藏六 任千葉縣書記官(三)補内務部長 奈良縣書記官 中野 善敦 任熊本縣警察部長(三等) 岐阜縣警察部長 山内 義又
 任長野縣書記官(三)補警察部長 島根縣書記官 辻野 三郎 任栃木縣書記官(四)補警察部長 休職富山縣書記官 瀨谷 薫 任石川縣内務部長(三等) 石川縣内務部長 中谷 秀
 (埼玉)地方事務官 山内 逸造 復職を命ず、補警察部長 大阪、京都、愛知三縣の内務部長はいづれ
 千葉縣書記官 竹田 武男 も居すわりとなつた。

任鳥取縣書記官(三)補内務部長 富山縣書記官 崎山 省吾 福井縣書記官 天谷虎之助
 任島根縣書記官(三)補學務部長 愛媛縣書記官 田口 易之 加賀谷朝藏
 後任は十一日の閣議後犬養首相、秦拓相に於

任香川縣書記官(三)補警察部長 宮城縣書記官 久保田 峻
 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 松枝 角二 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 赤土 正強
 任宮城縣書記官(三)補警察部長 雪澤千代治 長野縣書記官 金森 太郎

任香川縣書記官(三)補警察部長 宮城縣書記官 久保田 峻
 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 松枝 角二 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 赤土 正強
 任宮城縣書記官(三)補警察部長 雪澤千代治 長野縣書記官 金森 太郎

任香川縣書記官(三)補警察部長 宮城縣書記官 久保田 峻
 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 松枝 角二 任岐阜縣書記官(三)補學務部長 赤土 正強
 任宮城縣書記官(三)補警察部長 雪澤千代治 長野縣書記官 金森 太郎

第三節 長官其他異動發表

關東長官親任式塚本關東長官辭任に伴ふ
 後任は十一日の閣議後犬養首相、秦拓相に於

いて最後の協議を行つた結果、既報の如く山岡萬之助氏を起用する事に決定、犬養首相は一月十一日午後一時半宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ天機奉伺の上、塚本長官の辭表を執奏すると共に後任に山岡氏を内奏御裁可を仰ぎ同午後四時宮中表御座所に於て犬養首相侍立の上左の如く親任式が行はれた。

正四位勳三等 山岡萬之助

任關東長官

▲警視總監東京府知事更迭

十二日の持廻り閣議で長警視總監の後任に現東京府知事長谷川久一氏、東京府知事の後に元新潟縣知事藤沼庄平氏と決定した。

東京府知事正五位勳四等

長谷川久一

任警視總監(一等)

正五位勳四等 藤沼 庄平

任東京府知事(二等)

▲臺灣總務長官更迭決定

政府は太田臺灣總督の正式辭任に先ち總務長官の更迭を斷行する事となり、十三日の定例閣議に於て左の如く決定直ちに上奏御裁可を仰ぎ發表した。

元東京府知事正四位勳二等

平塚 廣義

任臺灣總督府總務長官(一等)

十一日の閣議において左の通り大藏、遞信兩省の人事を決定した。

【大 藏 省】

任銀行検査官(二)補銀行検査課長 大阪税關長 加藤榮一郎

任專賣局長官(一)專賣局部長 佐々木謙一郎

任專賣局部長(二)補販賣部長名古屋税務監督局長 佐野 正次

任專賣局部長(二)補收納部長專賣局參事 岡 雅枝

任專賣局理事(二)補東京地方專賣局長專賣局參事 山下 博敬

任專賣局理事(二)補廣島地方專賣局長税務監督局書記官 寶來龜四郎

任橫濱税關長(二)大藏書記官 金子 隆三

任神戸税關長(二)熊本税務監督局長 窪寺 勲

任大阪税關長(二)專賣局部長(收納部長) 末次 政一

任仙臺税務監督局長(二)函館税關長 元尾 光輝

任名古屋税務監督局長(二)仙臺税務監督局長 西森猷太郎

嶺田 丘造

任熊本税務監督局長(二)長崎税關長

▲函館、長崎の兩税關長決定

十一日の閣議で決定した大藏省の人事異動に伴ひ函館、長崎兩税關長は左の如く決定發表された。

任函館税關長(三)大阪税務監督局總務部長 太田龜太郎

任長崎税關長(三)大藏省國有財産課長 安江 好治

任國有財産課長(三)大藏事務官 星野 直樹

任預金部運用課長(三)預金部監理課長 原 邦道

任預金部監理課長(三)大藏事務官 原口 武夫

任稅務監督局技師(三等四級)大阪稅務監督局 副島 勝

【遞 信 省】

任郵務局長(二)遞信局長(廣島) 久埜 茂

免本官專任電務局長(一)郵務局長兼電務局長 山本直太郎

任工務局長(一)遞信技師 米澤與三七

任簡易保險局長(二)遞信局長(大阪)

香西 俊雄

任簡易保險局理事補業務長(二)遞信書記官

任大藏事務官(三等一級)主稅局勤務を命ず銀行検査官從五勳六 江口 順一

任造幣局書記官(三等二級)造幣局總務部長を

中央研究所在勤 本局 專賣局技師

安達 豊

東京製造課長(東京芝工場長)同 金原 信二

▲臺灣總務長官更迭決定

政府は太田臺灣總督の正式辭任に先ち總務長官の更迭を斷行する事となり、十三日の定例閣議に於て左の如く決定直ちに上奏御裁可を仰ぎ發表した。

任神戸税關長(二)熊本稅務監督局長

窪寺 勲

任大阪稅關長(二)專賣局部長(收納部長)

末次 政一

任仙臺稅務監督局長(二)函館稅關長

元尾 光輝

任郵務局長(二)遞信局長(廣島)

久埜 茂

免本官專任電務局長(一)郵務局長兼電務局長

山本直太郎

任工務局長(一)遞信技師

米澤與三七

【遞信省】

任簡易保險局長(二)遞信局長(大阪)

香西 俊雄

任簡易保險局理事補業務長(二)遞信書記官

猪熊 貞治

任遞信局長(札幌) (二)遞信書記官

山崎 晃

任遞信局長(大阪)兼地方海員審判所長(二)

前田 直造

なほ右に伴うて地方遞信局長並に官房課長

にも左の異動が行はれた。

補熊本遞信局長 札幌遞信局長 吾妻 耕一

補廣島遞信局長 熊本遞信局長 關 正雄

大臣官房保健課長を命ず

遞信書記官 進藤 誠一

〔殖産局長決定〕

缺員中の拓務省殖産局長は十三日の閣議に

於て左の如く決定した。

任拓務省殖産局長(二等)拓務書記官

從五位勳六等 北島謙次郎

【大藏 異動】 (十一日)

大臣官房文書課長を命ず(理財局國債課長)大藏書記官

廣瀬 豊作

理財局國債課長を命ず(大臣官房文書課長)大藏書記官

荒井誠一郎

任大藏事務官(三等一級)主稅局勤務を命ず銀行検査官從五勳六

江口 順一

任造幣局書記官(三等二級)造幣局總務部長を命ず(總務部)營繕管財局書記官從五

松山 宗治

任專賣局參事(三等一級)專賣局長官々房總務課長を命ず(總務部長)造幣局書記官正五勳五

菅野榮三郎

任專賣局參事(三等一級)補函館地方專賣局長拓務書記官正五勳六

高橋 周三

東京、事業課長(宇都宮事業課長)專賣局副參事

沼野英不二

東京、庶務課長(坂出、事業課長)專賣局副參事

杉山 昌作

東京、芝工場庶務掛長(岡山、庶務課長)專賣局副參事

大島 準悦

東京、横濱出張所長(廣島三田尻出張所長)專賣局副參事

渡邊 眞男

秦野出張所長(東京、淀橋)同

青木 操

任專賣局副參事(四等二級)大阪庶務課長

龜 大竹芳太郎

任專賣局副參事(四等二級)福岡事業課長

淀 中山治三郎

橋 司稅官正六

東京地方專賣局長心得を免す、東京地方專賣局兼務を免す、專賣局副參事

濱田 幸雄

本局製造部管理課勤務 東京 專賣局技師

日浦 德

中央研究所在勤 本局 專賣局技師

安達 豊

東京製造課長(東京芝工場長)同

金原 信二

東京芝工場長(仙臺)同

甘田 良三

東京淀橋工場長(本局)同

兒玉 章

大阪、京都工場長(東京淀橋工場長)同

馬場 堅一

任長崎稅關長(三等一級)財産課長 營繕管財局書記官

安江 好治

任函館稅關長(三等一級)大阪總務部長 稅務監督局書記官

太田龜太郎

任稅關事務官(三等三級)大阪稅關總務課長を命ず 大阪事業課長 專賣局參事

永井 勺

任稅關港務官兼稅關事務官(三等三級)大阪稅關港務部長を命ず(本官)大阪稅關監視部長を命ず、(兼官)大阪監視部長兼港務部長)稅關事務官

廣瀬 經一

横濱稅關長心得を免す稅關事務官

中村 重喜

任稅務監督局書記官(三等一級)名古屋稅務監督局總務部長兼經理部長を命ず、製造試驗所事務官正五勳五

河野 乙三

任稅務監督局書記官(三等三級)廣島稅務監督局關稅部長を命ず 仙臺關稅部長 稅務監督局事務官正六

落合 栞

鑑定部長を命ず醸造試験所技師從五勳五

金井 春吉

同時に左の通り犬養兼攝外相は解かれた

免兼官

内閣總理大臣兼外務大臣

犬 養 毅

任稅務監督局技師(四等八級)仙臺稅務監督局
鑑定部長を命ず(熊本)稅務署技手兼稅務監督
局技師正六勳六

鈴木豊太郎

本局總務課長 專賣局參事

菅野榮三郎

長崎稅關長

安江 好治

函館稅關長

太田龜太郎

勅任官を以て待遇せらる(各通)

▲芳澤新外相親任式

外務大臣の親任式は一月十四日犬養首相より内奏の結果即日行はせられる事となつたので芳澤大使は昭和六年十二月十三日犬養首相の召電に接し任地より、午後四時五十分東京驛着列車で入京し、直ちに同驛ホテルで燕尾服に着替へ勳章本綬を佩用參内したが、天皇陛下には午後六時宮中鳳凰の間に出御、犬養首相待立の上親任式を行はせられ芳澤大使に外務大臣親任の勅語を賜ひ、犬養首相より左の官記を授けられた。

特命全權大使從三位勳一等

芳 澤 謙 吉

任 外 務 大 臣

第六章 犬養内閣成立し景氣回復

左の官記を授けられた。

特命全權大使從三位勳一等

芳澤謙吉

任外務大臣

第六章 犬養内閣成立し景氣回復

第一節 インフレーション政策要望の財界

犬養首相に大命降下し、犬養内閣成立するや金輸出禁止、金兌換停止、續いて日銀保證準備の擴張、公債の増發など先づ矢つぎ早やのインフレーション政策の實現期待に十二月十四日の各清算市場前場は開市早々買物殺到し賣物皆無とともに、亂手續出僅かに砂糖、生糸のみを残して東株東米、杉の森綿糸各市場とも一せいで立會休止のやむなきに陥り、更にこの形勢は全国各地に波及して大株、名古屋株式、大阪その他主要清算米市場、三品綿糸、綿花市場等いづれも立會休止となつた。東株市場は短期新東六十圓、七十圓買から二百圓買ひの呼聲さへあり市場の混亂甚だしく、東米市場は産地の暴騰に加へて政府の米價引上策まで織込んでゐるので買氣猛烈を極めてゐるところから、兩市場とも後場立會不能に陥り杉の森は立會休止後の市場が漸く落つき平穩の立會振りを示した。然るに旬日ならずして全國市場は再び立會休止を餘儀なくせり、元より不景氣に依り株價其他の下落に依る立會停止はあるも、好景氣來を期待し株價の暴騰に依る立會停止は未曾有の事にして各市場の立會停止永きは三日より二日、一日、半日に至る數度に及べり、以て見るも如何に民心が、犬養内閣の成立を待望し居たるかを窺知するに難くない。尙ほ犬養内閣成立の翌日たる十二月十四日景氣政策を期待し各市場大混亂に陥り一せいで立會停止をなした事に對し藏相商相は大要左の如く語れり。

一時的現象で對策の要なし

高橋新藏 相語る

右につき高橋藏相は左の如く語つた。

今日の清算市場における株式その他商品の暴騰は政變による一時的の相場であつて暫くたてば鎮靜するものである。一種の氣分で生じた相場であつて實質の相場でない一時的の氣分の相場に驚いて一々政策を講ずる事はよくないと思ふ。市場のことは商工大臣の管下のことであるが商相も恐らく自分と同様の考へであると思ふ。

小麥	一二二	△	五	▲	一三
砂糖	二三六	△	三	▲	一二
生絲	七二	△	一	▲	八
綿絲	一一五	△	一〇	▲	三〇
木材	一三六	△	一一	△	一〇
洋鐵	六八	△	四	△	八

銅	七八	△	七	▲	二三
洋紙	一六一	△	四	▲	三
石炭	二三四	○		▲	一九
總平均	一五一・〇	△	四・〇	▲	九・八

前月に對する騰貴割合二分七厘

品別の騰落

△騰貴四十品、米、大麥、裸麥、小麥、大豆、小豆、小麥粉、硫酸安母尼亞、魚肥、油締糟、砂糖、製茶、醬

油、油、生絲、羽二重、絹手巾、甲斐絹、絹裏地、眞綿、綿絲、白木綿、金巾、縹綿、麻、毛織絲、毛斯綸

羅紗藍、木材、津鐵、洋釘、銅、鉛、石材、セメント、疊表、洋紙、石油、炭、

△低落六品

日本酒、鰹節、鶏卵、牛肉、板硝子、苛性曹達

△保合十品

鹽、味噌、西洋蓑、煉瓦、瓦、日本紙、皮革、燐寸、石炭、薪

第三節 政府黨必勝を期し又も株界沸騰

諸株新高直に躍進近年來の記録破り

總選舉の結果は政府黨が優勢を占むるものと見られ金輸禁にさびすを接して將來のインフレーション政策の實現を見越し物資の、騰貴から事業會社の収益増進を見越す反面においては、爲替も結局は尙下るであらうし金を物に換へる時代の到來といふ群衆心理からして株式市場は買氣益ぼつ興し月末納會を控へて乗換並に物色的買物が入込み軟派の踏退きと待つて、休日越前場は値かさの低い雜株を中心として諸株一せい奔騰し中でも日魯の三圓高、鬼怒川の小二圓高、東拓滿鐵の一圓五六十錢高、樺工新舊一圓五六十錢高、電化の二圓高、入山採炭及びペイントの三、四圓高となりこれに連れて休する状態にあつた主力株も搖ぎ出してビールは小二圓高主力電力株の一角にも買氣が動き出し各種取引所はいよゝ大相場時代による取引高の増進を買はれて米商、豆信新が三、四圓方躍進し長期東株は小五圓高の百八十四圓九と吹きだして昭和四年來の新高値を付短期新東も中野の賣物の略一巡に連れて寄付の凡調を破つて、無造作に解合後の高値を抜き七十一圓臺の新高値に突進し侮り難き形勢となつたが、長期の總取組は百三十四萬株臺に激増し近年未曾有のばうちやうを示した。(二月下旬の統計大勢)



第二編 犬養内閣の使命と第六十議會解散

第二編 犬養内閣の使命と第六十議會解散

第一章 第六十議會開會及休會

第一節 第六十議會と立憲政友會

第一項 議會開會前の觀望

犬養新内閣最初の第六十議會は愈々二十三日召集されることになつたので、朝野兩黨はいづれも二十二日午後議員總會を開いて勢揃へをなし、議會に臨むべき陣容を整へ政戰の第一歩を踏みだすことになつた。今議會は最近の政變によつて朝野兩黨その地位を顛倒し政友會は百七十一名の少數黨を以て政權を握り、民政黨は安達前内相一派の脱黨があつたにも拘らず、依然二百四十九名の絶對多數を擁しながら野黨となつて兩者相見えることゝなつた。犬養首相は組閣のはじめに當り黨内における協力内閣論を斷然排除して單獨内閣を組織し在野當時に主張したる諸政策の徹底的實現を期し、既に解散を覺悟して先般來地方長官の全面的大更迭を行ひ斷固たる決意を示してゐる。これに對し民政黨内には解散回避の立場から對議會策に關し硬軟兩論があり現在の情勢では硬派の主張の如く果して議會再開の冒頭に内閣不信任案を上程し一舉に内閣の牙城に迫るかどうかは疑問である。然し何れにしても少數黨によつて支持されてゐる現内閣としてはその政策の徹底的實現を期する爲めには議會解散によつて多數を獲得する以外に途はないから今議會の解散は必至の勢ひと思はれる、かく風雲を豫想される衆議院は召集日冒頭議長選舉によつてまず朝野兩黨は戰の火ぶたを切り、次いで二十八日の全院委員長並に各常任委員長の選舉を経て年末議會の幕を閉づることになつてゐる。然して與黨は少數であるから、議長及び各委員長の選舉においては野黨の絶對的多數に依り獨占せらるゝのはやむを得ない處である。與黨としても既に政府と同様少數黨内閣では政策の實現は困難であるから憲政の常道に則り堂々と議會を解散して國民の總意に基いて政策の實現を期すべしとの意向に傾いて居るから、年末の議會に於ては野黨との協力妥協などは絶對に策せず率直簡明なる態度で終始し、明春再開冒頭における政府の斷固たる決意に期待してゐる。

第二項 立憲政友會議員總會

議會陣容整備のための政友會議員總會は二十二日午後二時から本部に開會久原幹事長のあいさつに次いで犬養總裁は大要別項の如き演説を試み黨員を激勵しこれにて議員總會を終り引き續いて代議士會に移り

- 一、院内總務、院内幹事選任の件
 - 一、議長、副議長候補者選任の件
 - 一、全院委員長、常任委員選任の件
 - 一、勅語奉答文起草委員選任の件
 - 一、議案提出に關するの件
- を付議決定し同三時散會

全黨一致して政策實現に進め

犬 養 總 裁 演 説

二年半に渉る前内閣の施政がほとんどことごとく政策の宣傳に終り、内は國民生活を極度に壓迫し、外は消極事務的外交に終始したる事實は具に我黨の指摘したる所である、現内閣の責務はもろろん政友會が平素天下に公約した政策を實行するにある、組閣に際して平素の所信を斷行するに易き形態を選びたるはその一であり、組閣後直に金輸出再禁止並に兌換の停止を實行したるはその二である、然してこれによつて彼の金解禁を清算し、一日を空するも將に枯渴せんとする正貨の流出を防止したのである。然れども差し當ては前内閣の行詰れる政策をまづ以て訂正したる後にあらざれば建設に向つて進み得ざるものも少なくない、特に編成の時日に乏しき明年度豫算案に關して然りである、外交については滿洲問題の辛うじて國際聯盟理事會の決議を経たるに止り、日華直接交渉により我權益を確保すると否とは懸つて今後にあり、我黨は一意自主積極の政策を以て極東問題の解決に當るのである、之を要するにまづ當面の國難救済と多年の政弊革正とを斷行するためには諸君も全黨一致を以て我黨政策の實現に向つて大奮勵あらん事を切望する。

尙ほ當日の代議士會に於て左の如く院内役員及議長候補者を決定發表した。

院内總務 志賀和多利(東北)、青木精一(關東)、廣岡宇一郎(中國・四國)、大口喜六(近畿・東海・北信)、東郷實(九州)

院内幹事 野方次郎(關東)、守屋榮夫(東北)、保良淺之助(中國)、清家吉次郎(四國)、瀬川嘉助(東海)、山田又司(北信)、三尾邦三(近畿)、佐保畢雄(九州)

議長候補 菅原傳(第一候補)、木下成太郎(第二候補)、藏園三四郎(第三候補)

第二節 第六十議會開會

院内総務 志賀和多利(東北)、青木精一(關東)、廣岡宇一郎(中國・四國)、大口喜六(近畿・東海・北信)、東郷實(九州)

院内幹事 野方次郎(關東)、守屋榮夫(東北)、保良淺之助(中國)、清家吉次郎(四國)、瀬川嘉助(東海)、山田又司(北信)、三尾邦三(近畿)、

佐保畢雄(九州)

議長候補 菅原傳(第一候補)、木下成太郎(第二候補)、藏園三四郎(第三候補)

第二節 第六十議會開會

第一項 衆議院成立と経緯

犬養内閣 組閣最初の第六十議會はいよいよ二十三日を以て召集された、憲政の常道より解散の氣をほらむ今期議會は召集日當日より既に戦氣横溢して今後の政情の波亂を思はしめて居る、先づ貴族院は規定の手續を終へて即日成立したが、衆議院は二十三日院内において各派交渉會を開き正副議長選舉の手續を協議したが冒頭から朝野兩黨の對抗を見た、政民兩黨ではその參集に先立ちそれ／＼代議士會を開いて勢ぞろいをなし各正副議長の候補者を正式に決定して選舉議場に臨んだ、我が政友會は少數ながらも活氣に満ち、安達氏一派の脱黨と野黨に轉落した民政黨は多數を擁しながら意氣更に昂がらず。

二十三日午前十時の入場合圖のベルに政友、民政兩派の代議士は攻防その地位を異にして左右のドアを排して入場した、議長席に向つて右側は例によつて無産、革新、國同、無所屬の第一控室で占めそのうち特に目立つのは昨日まで我黨天下のもとに横行濶歩した民政黨の脱黨組安達氏等十九名の議席札がさびしく並んでゐることである、その右は政友會席百七十一名の第二黨ではあるが我黨天下丈けに元氣一杯、犬養首相は床次、鳩山、秦、三土、前田の各閣僚や森書記官長、島田法制局長官等の幕僚を引き具して意氣揚々早くも入場する。議場の中央から最左翼まで野黨席となつた、だも野黨凋落の淋しき一まつこの暗影を見出すに充分、斯くて午前十時十五分、田口書記官長議長席につき

正副議長缺位につき議院法第三條第二項により正副議長勅任せらるゝまで議長の職務を行ふ

旨を宣し、前議會閉會後に於ける補缺選舉による當選議員宮澤清作君、内ヶ崎作三郎、篠崎豊彦三君を議場に紹介し直に議院法第三條により議長候補者三名の選舉に移りその氏名點呼に伴つて堂々めぐりが始まる、終つて田口書記官長は「投票總數は四百三票にしてその過半數は二百二票である、これより投票の點檢をなさしむ」と宣し書記官一々投票を讀むだがその結果中村啓次郎(民政)多數を以て議長に當選、續いて副議長選舉に入り増田義一(民政)多數を以て副議長に當選せり、よつて田口書記官長は「右正副議長候補者は直に政府を通じて上奏の手續をとる」旨を宣し、波亂を豫想したる議長選舉を終る、時二時二十五分、越へて同二十四日午前十時二十分振鈴を合圖に議員入場定員に達するをまつて田口書記官長は二十三日勅任された中村、増田新正副議長を案内して入場するや満場拍手を以てこれを迎ふ、田口書記官長先づ中村新議長を議場に紹介すれば中村議長登壇就任の挨拶をなし始めて議長席に着く、次いで田口書記官長は増田新副議長を紹介し副議長挨拶あり、之れに對し篠崎豊彦君は年長者の故を以て議員を代表して祝辭を述べ、引續き議長は部屬を定むる旨を宣し書記官をして抽選を行はしめたる後、中村議長は「これにて諸君の部屬は決定いたしました、これより部長、理事互選のため休憩します」と十一時五分休憩、休憩中各部に

於て部長理事の互選を行ひ先例により部長は年長者理事は年少者それぞれ當選し午前十一時四十分再開して書記官よりこれを報告す、よつて中村議長は

これにて本院は成立しました、この旨を政府及び貴族院に通告します、開院式の御日取は仰せ出され次第公報をもつて報告致しますと告げ同四十七分散會

第二項 議會開會の詔書公布

二十三日召集された第六十回帝國議會は、即日貴族院の成立を告げ、衆議院は二十四日成立したる旨政府に通告があつたので直に政府より上奏の結果同日付官報號外をもつて、左の如く二十六日帝國議會の開會を命ずる詔書を公布せられた。

詔 書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十二月二十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ズ

御 名 御 璽

昭和六年十二月二十四日

各 國 務 大 臣 副 署

第三項 犬養首相の時局談

解散回避の提議はせぬ

多摩御陵參拜の 犬養首相車中談

犬養首相は大正天皇五年式年祭山陵の儀に參列のため鳩山文相とともに廿五日午前八時四分新宿驛發の電車三等車に大禮服姿で納まり淺川に趣いたが、車中現下の重要問題につき大要左の如く語つた。

錦州不攻略の勸告 昨日アメリカ大使フォーブス氏が來訪されたのは錦州における正規兵攻撃問題の事で歐米では大分心配してをりその真相を聽きに來たのだ政府はもちろん陸軍としても事態の擴大を防止する方針には變りはなく積極的に錦州を攻撃する意思はないが自衛權の發動範圍内の行動はやむを得ない、固より正規兵はもちろん攻撃しないが、土賊は征伐しなくてはならぬ、この正規兵は歐米ではその區別がはつきりしてゐるが、支那は正規兵が便衣隊になつたり一皮はぐと泥棒や馬賊になつたりして趣きが違ひ、理解出來ないのでその點をよく説明しておいた、なほ正式の回答は外務省から文書をもつてするはずである、錦州不攻略について英、米、佛三國から政府に對し誓約を要求した

といふやうな事は全然ない、日本がそんな馬鹿な目に遭つてたまるものか、もしそんな事あれば日本の恥だよ、我が輩は張學良には非常に同情してゐる、何分これまで滿洲の王様であつたものが現在のやうな境遇になれば昂奮するのは當り前だ、我々でもそんな風になれば昂奮するよ、しかし張學良も時代といふものを考へて覺せいしなくてはならぬ、先方は永い間馬鹿な事をやつて來たし、日本もこれまでよく辛抱したものだがいつまでも喧嘩する事は馬鹿らしいといふことを悟らねばならぬ、しかも既に解決すべき時機が到達してゐると思ふ。

に趣いたが、車中現下の重要問題につき大要左の如く語つた。

錦州不攻略の勅告 昨日アメリカ大使フォーブス氏が來訪されたのは錦州における正規兵攻撃問題の事で歐米では大分心配してをりその真相を聴きに來たのだ政府はもちろん陸軍としても事態の擴大を防止する方針には變りはなく積極的に錦州を攻撃する意思はないが自衛權の發動範圍内の行動はやむを得ない、固より正規兵はもちろん攻撃しないが、土賊は征伐しなくてはならぬ、この正規兵は歐米ではその區別がはつきりしてゐるが、支那は正規兵が便衣隊になつたり一皮はぐと泥棒や馬賊になつたりして趣きが違ひ、理解出來ないのでその點をよく説明しておいた、なほ正式の回答は外務省から文書をもつてするはずである、錦州不攻略について英、米、佛三國から政府に對し誓約を要求した

といふやうな事は全然ない、日本がそんな馬鹿な目に遭つてたまるものか、もしそんな事あれば日本の恥だよ、我が輩は張學良には非常に同情してゐる、何分これまで滿洲の王様であつたものが現在のやうな境遇になれば昂奮するのは當り前だ、我々でもそんな風になれば昂奮するよ、しかし張學良も時代といふものを考へて覺せいなくてはならぬ、先方は永い間馬鹿な事をやつて來たし、日本もこれまでよく辛抱したものだがいつまでも喧嘩する事は馬鹿らしいといふことを悟らねばならぬ、しかも既に解決すべき時機が到達してゐると思ふ。

議會の解散問題 議會に臨むに當つてこちらから進んで野黨側に對して時局重大の際であるからといつて解散を回避するやうな提議をする考へはない。それをやる位なら始めから協力内閣を造つてゐるよ。世間はよく協力内閣うんぬんといふが政局が重大だから單獨で行くのだ、英國の政黨の如きははつきりした主義主張があつて重要國策遂行上協力内閣を造つたのだが日本にはそんな氣の利いた政黨はない、それは政民とも同様であつてわが輩が政權爭奪の團體だといつた事はそこにある、隨つて問題のない場合は方々から人を集めて賑やかな協力内閣といふものを造るもよからうが現状ではさうは行かない。議會解散の時機はもちろんわからない、政府が進んで解散しよとは思はないが野黨側の出様によつては外科療法と同様でさういふ手段に出るのもやむを得ない事だ。この間も無産黨の代表が即時解散しろと強い事をいつて來た無産黨としては度々選舉を通じて宣傳せなくてはなるまい。選舉の結果はもちろん豫測出來ないが反對黨は政策といふものを持たないからこちらが勝つだらう。しかしもちろん買収や干渉はやらぬ今までの例に徴すると大抵政府黨が勝つものだ。

國策審議會問題 新聞は國策審議會設置とか無任所大臣を置くとか色々傳へてゐるが、無任所大臣については我輩の年來主唱して來た事で寺内内閣當時置かれた外交調査會もその變形だ、政友會でも一番働き手である手腕識見のある山本条太郎君が閣員に入らなかつたからそんな説が出たのだらうが何も山本君一人に限つた事はない、三人位置いてもよい。いまだ何等決つてゐない植民地長官の更迭についてはまだどうするか全然考へてゐない。我が輩は切つ端詰らぬと何も考へない方針だ。

第四項 第六十議會開院式舉行

第六十議會は二十三日召集以來議院成立に要する諸般の形式を整へ、二十六日午前十一時より 天皇陛下親臨の下に開院の盛事を擧げ、議會はこの日をもつてはじめて開會を告げた。この朝、柔かな冬の陽を全面にうけてクリム色の殿堂は一入氣高く、前夜の雨にぬぐはれた門内の廣場は、清々しい氣分で一杯だ、大臣も上院の殿様も無産派の議員も大禮服に、えん尾服に裝ひをこらして、その晴やかな顔、そのさわかな笑聲、けふ許りは「解散」の屈託も政爭の對立も揚棄した明朗さが院内にみなぎる、午前十時過ぎ兩院の正副議長、犬養首相以下國務大臣は倉富樞府議長以下樞府顧問官等と共に正面玄關にお迎へするうちを御先發の伏見大將宮、加陽宮、北白川宮各殿下にも御着あらせられた、兩院議員は正門前廣場に整列して、天皇陛下行幸を御待ちする、陛下には陸軍様式御正裝にて金色さんたる四頭立儀裝馬車に乗御、鈴木侍從長御

陪乘親王御總代閑院宮、王御總代梨本宮兩殿下を始め奉り一木宮相以下供奉參らせて第二公式の簿にて同十時三十五分宮城御出門、順路議院に向はせられ、天機うるはしく一同最敬禮中に同四十五分貴族院に着御、徳川議長の御先導で便殿に入らせ給ひ、各皇族殿下に御對顔、顯官等に謁を賜ふ、この間に兩院議員は貴族院議場に參入、階上特別席は盛裝の外國大公使武官等が占める。同五十分院内に響きわたる振鈴だ、金ピカ姿の犬養首相等各閣僚が正面向つて右寄りの入口から入場かくて一同起立すれば、正面玉座に向つて左方のとびらがサツト開かれ、林式部長官の御前行で陸軍様式大元帥の御正裝美はしき陛下には、御威容おごそかに出御遊ばされ、諸員最敬禮の内に玉座に着かせ給ひ、續いて犬養首相は横溝書記官の捧持せる勅語書をうけ緊張の面持で一段一段と階をふみしめ、玉座に近づき、恭しく勅語書を捧げ奉れば、陛下には、これを御手にせられ玉音朗々左の優渥なる勅語を賜ふ。

勅 語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和七年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ謁サムコトヲ望ム

此の間滿堂唯靜肅莊重の極みである、御朗讀終らせ給ふや徳川貴族院議長は靜々と玉座に參進し、勅語書を拜受して退下、斯くて陛下には同十一時十五分議院御出門還幸遊ばされ、こゝに開院式は終つた。

衆議院は開院式后奉答文議事のため本會議を開き、先づ中村議長議長席につき

本日開院式を行はれ、優渥なる勅語を賜はりました、よつて本院は奉答文を議するためこゝに會議を開きます。奉答文は議長指名十八名の委員に付託して起草せしめたいと思ひます。

と諮り異議なく承認した、よつて議長は荒川五郎君外十七名の委員を指名し

委員諸君は直ちに別室に於て委員長理事の互選をなし引續き奉答文を起草せられんことを望みます。

と宣し、同三十五分一まづ休憩、休憩中奉答文起草委員會は院内議長室に開會委員長理事の互選を行ひ委員長に荒川五郎君(民政)理事に高山長幸君(政友)が當選し慎重審議の結果奉答文案の起草を了して散會、次いで午后零時十分再び本會議を開き奉答文起草委員長荒川五郎君登壇、起草委員會の經過及び結果を報告して文案を朗讀、中村議長は委員長報告通り御異議がなければ敬意を表するため起立を願ひますと諮り全員總起立拍手裡に奉答文は委員長報告通り可決された、奉答文左の如し

奉 答 文

と諮り異議なく承認した、よつて議長は荒川五郎君外十七名の委員を指名し

委員諸君は直ちに別室に於て委員長理事の互選をなし引續き奉答文を起草せられんことを望みます。

と宣し、同三十五分一まづ休憩、休憩中奉答文起草委員は院内議長室に開會委員長理事の互選を行ひ委員長に荒川五郎君(民政)理事に高山長幸君(政友)が當選し慎重審議の結果奉答文案の起草を了して散會、次いで午后零時十分再び本會議を開き奉答文起草委員長荒川五郎君登壇、起草委員會の経過及び結果を報告して文案を朗讀、中村議長は委員長報告通り御異議がなければ敬意を表するため起立を願ひますと諮り全員總起立拍手裡に奉答文は委員長報告通り可決された、奉答文左の如し

奉 答 文

恭ク惟ルニ

車駕親臨シテ

茲ニ第六十回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケ優渥ナル 聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス臣等慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ上
陛下ノ聖旨ニ對ヘ

下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長 臣中村啓次郎

誠恐誠惶謹テ奏ス

次で議長は

奉答文は宮中の御都合を伺ひ參内捧呈することゝしたい、二十七日は午前十時から本會議を開く
旨を宣して同十五分散會

第五項 奉答文捧呈及在滿將士に感謝決議

二十七日の衆議院本會議は午前十時半開會、この日滿洲における陸海軍將士に對する感謝決議案が上程されるので、國務大臣席には犬養首相、大角海相、荒木陸相を始めとして三土、前田、秦の各相が居並ぶ、諸般の報告があつた后、中村議長は

議長は奉答文捧呈のため、本日午前十時參内致しまして鳳凰間において拜謁仰付けられ奉答文を捧讀致しこれを捧呈いたしましたところ優渥なる勅語を賜りました、こゝにこれを捧讀いたします、諸君の起立を望みます

と宣し、總員起立のうちに左の勅語を捧讀した。

勅 語

朕 衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

終つて、一松定吉君(民政)の動議により日程を變更して陸海軍將士に對する感謝決議案を上程し提案理由説明のため小山松壽君(民政)登壇極寒の滿洲の野にあつて困苦欠乏と戦ひつゝ兵賊掃蕩の任に當ることは、實に戰爭以上の勞苦と思はれる。我等はこゝに國民を代表して感

謝の意を表するため本決議案を提出する。

旨を説明して降壇、次いで秋田清君(政友)は自席から

本決議案は我々國民のいはんとする所を如實にいひ表はしたものであるから満ここの誠意を披瀝して賛成する。

旨を述べ、大竹貫一君(革新)も第一控室を代表して賛成を表明し、採決の結果、満場一致本決議案を可決す、決議左の如し

在 滿 將 士 感 謝 決 議

我陸海軍は近時頻發する滿洲北支諸方面の禍亂を掃蕩し以て帝國の權益を保全し居留民のえん護に盡するすこれ國民の感激おく能はざる所なり、時大寒に際し將士の勞苦更に大なるものあらん、衆議院はこゝに院議を以て感謝の誠意を表す

右決議す

本決議に對し、大角海相、荒木陸相は聲淚共に下る熱辯を以て感謝の意を表せり、先づ大角海相登壇

支那方面の警備に當つてゐる我が將士に對し感謝の決議が可決されたことは感激に堪へない。本決議の趣旨は直ちに將士に傳へる、この熱烈なる國民後援の報を得て我が將士は一層發奮するであらう、こゝに海軍を代表して謝意を表する。

旨を述べ、次で荒木陸相登壇

滿洲の事態急を告げてより以來四閱月、我關東軍及び支那駐屯軍並に兩軍司令官の管下に配屬せられてをりまする陸軍の諸部隊は人命を畏みかつ熱烈なる國民各位の御後援、御同情に感奮し、一死報國を誓ひ、海行かば水づくかばね、山行かば草むすかばね大君の邊にこそ死する忠誠を以て皇國生命線の確保にまい進してをります、然る所今又こゝに國民の深く信頼する衆議院における全院一致のこの決議を承はりまするにおいては在滿在支の將兵一層その感激を新にし、益々報効の志を固うし酷寒兵賊を掃蕩するにその勇氣を倍加せらるゝものあるを信じて疑はぬのであります。又、不幸既に骨を荒野に埋め、あるひは廢疾となれる將兵もこの温き院議に對しましては以てめいして護國の鬼となり、以て慰めて更に銃後の干城となるを期するに相違ないと信するのであります、然し、時局の前程は尙すこぶるれう遠であります、て舉國一致の實を完全に發揮するの必要なるは寧ろかかつて今後在ると申さねばならぬのであります、在滿、在支の將兵に對しましてはいよゝみいすの高きを仰ぎ益々その本分を盡し堅忍自重更に功を異日に期し、以て御期待に背かざる様一層の覺悟を促さうと考へて居ります

私はこゝに陸軍を代表致しまして深厚なる感謝の誠意を披れき致しますると同時に、此決議の奥に流るゝ御後援の熱意と御覺悟とを漏れなく傳達するに最善の方法をとり以て舉國一致の決意を中外に明かにするに十分の努力を拂ふ事を期する次第であります

と述べ、終つて日程に入り、全院委員長の選挙を行った結果鶴澤宇八君(民)二一九票、土井權大君(政)一四一票を以て宇澤氏全院委員長に當選、引續いて豫算委員長の選挙を行ひ、川崎克君(民)三五票、兒玉右二君(政)二〇票にて川崎氏委員長に當選左の九氏を豫算委員會議理事に指名した

て舉國一致の實を完全に發揮するの必要なるは寧ろかかつて今後在ると申さねばならぬのであります。在滿、在支の將兵に對しましてはいよ／＼みいずの高きを仰ぎ益々その本分を盡し堅忍自重更に功を異日に期し、以て御期待に背かざる様一層の覺悟を促さうと考へて居ります。

私はこゝに陸軍を代表致しまして深厚なる感謝の誠意を披れき致しますると同時に、此決議の輿に流るゝ御後援の熱意と御覺悟とを漏れなく傳達するに最善の方法をとり以て舉國一致の決意を中外に明かにするに十分の努力を拂ふ事を期する次第であります。

と述べ、終つて日程に入り、全院委員長の選舉を行つた結果鵜澤宇八君(民)二一九票、土井權大君(政)一四一票を以て宇澤氏全院委員長に當選、引續いて豫算委員長の選舉を行ひ、川崎克君(民)三五票、兒玉右二君(政)二〇票にて川崎氏委員長に當選左の九氏を豫算委員會理事に指名した。

原惣兵衛、川島正次郎、倉元要一(政友)、工藤鐵男、坂東幸太郎、山田毅一、定塚門次郎、田中貢(民政)、風見章(第一控室)

尙ほ左記三委員長理事も互選の結果決定した。

懲罰委員長 藤田若水(民)、理事 春嶋東四郎(民)、古嶋義英(民)、小林崎(政)

決算委員長 岡崎久次郎(民)、理事 三田村甚三郎(民)、土屋寛(民)、後藤亮(第一控室)、星廉平(政)

請願委員長 永田善三郎(民)、理事 大崎清作(政)、助川啓四郎(政)、林七六(政)、木村秀興(民)、生方大吉(民)、原吉郎(民)

右諸般の選舉を終つた衆議院は當日を以て最終となし來る一月二十日迄休會する事とし、議長に於て必要あらば休會中と雖も開會する事となつた。

當日貴族院に於ても在滿將士に對する決議案を上程し滿場一致を以て之れを可決した、之れに對し荒木陸相、大角海相は滿ここの謝辭を述べた。

貴族院決議

滿洲事變勃發以來我帝國陸海軍は勇戰奮闘支那兵匪の暴虐を膺懲して之が掃蕩の功を奏し、今又近寒風雪の中に艱苦行動して克く我同胞の生命財産の保護と我權益の擁護とに任ぜり、貴族院は忠勇なる陸海軍將士の功勞に對し深く感謝の意を表す(一條實孝公外卅三名提出)

臨時部	一五八、六八五、七五〇	逓信省	二九二、七九〇	三九四、〇五〇	三三二、一九五
普通歳入	三五、一五五、九三二	拓務省	二一、三三九	二〇、二一四	二二、三五三
計	一、三九七、〇九五、四九八	計	一一四、一三四四	二五五、七五一	一三九、七〇九五
經常部	一、一四一、三四四、四一四	前年度比較 (單位千圓) △印減			

經常部	△	一五五、八八六	合計	六七、五四〇
臨時部		九四、二〇九	區分	一九一、〇七〇
普通歳入	△	二九、三二〇	一般會計	一八五、五九九
公債		一二三、五二九	特別會計	三〇、五二二
總計	△	六一、六七六	朝鮮總督府	一、二七四
歲出			臺灣總督府	四四一
經常部	△	三八、四三二	關東廳	一七
臨時部	△	一三、〇〇〇	樺太廳	一一一
總計	△	五一、四三二	南洋廳	—

公債計畫 (單位千圓)

區分	計	備考
一般會計の分		一、減債額の萬分の百十六に相當する金額の繰入は其の三分の一に減額すること
電話事業公債	一七、三一〇	一、前年度剩餘金の四分の一に相當する金額の繰入は全部之を停止すること
震災善後公債	七、六七〇	
道路公債	一、〇〇〇	
電信事業公債	九二五	
歳入補填公債	九六、四二四	
計	一二三、五二九	
特別會計の分		
鐵道公債	四九、〇〇〇	
朝鮮事業公債	一四、九〇四	
臺灣事業公債	三、〇〇〇	
關東州事業公債	六〇〇	

減債基金 (單位千圓)

區分	繰入額	繰入停止額
一般會計	一八五、五九九	三〇、五二二
特別會計		
朝鮮總督府	一、二七四	二、五四九
臺灣總督府	四四一	八八三
關東廳	一七	三五
樺太廳	一一一	二二三
南洋廳	—	—
帝國鐵道	六、三三一	一一、六六三
製鐵所	九七	一九五
計	二六、八三四	四七、〇七二

朝鮮總督府 (單位千圓)

歳入

犬養内閣

經常部
臨時部

一七八、五六四

二九、九九一

一四、九四〇

一二、九七三

一、三〇五

七七一

二〇八、五五六

計

九六、一〇四

關東廳 (單位千圓)

歲入

經常部

一二、三六二

臨時部

六、四二九

公債金

六〇〇

補充金

四、〇〇〇

前年度剩餘金繰入

一、三二二

其他

五一七

計

一八、七九一

歲出

經常部

一五、七三四

臨時部

三、〇五六

計

一八、七九一

臺灣總督府 (單位千圓)

歲入歲出差引過不足なし

歲入

經常部

八七、六七七

臨時部

八、四二七

公債金

三、〇〇〇

前年度剩餘金繰入

三、一一六

其他

二、三一〇

計

九六、一〇四

歲出

經常部

七七、二一八

臨時部

一八、八八五

計

二〇、九九三

樺太廳 (單位千圓)

歲入

經常部

一八、七五三

臨時部

二、二四〇

補充金

一、六〇〇

前年度剩餘金繰入

五〇〇

その他

一四〇

歲出

經常部

一六、三〇七

臨時部

四、六八五

一、電話事業公債

一七、五一〇、〇〇〇

一、震災善後公債

七、六七〇、〇六七

一、道路公債

一、〇〇〇、〇〇〇

一、電言事業公債

九二五、〇〇〇

其 他	計	三、二一六
前年度剩餘金繰入	計	九六、一〇四
臨時部	出	七七、二一八
經常部	出	一八、八八五

其 他	計	一八、七五三
前年度剩餘金繰入	計	二、二四〇
臨時部	補 充 金	一、六〇〇
經常部	の 他	五〇〇
計	計	一四〇
計	計	二〇、九九三

歲入	計	四、五九二
臨時部	計	二九六
經常部	計	一五
普通歲入	計	二八〇
前年度剩餘金繰入	計	四、八八九

南洋廳 (單位千圓)

一、電話事業公債	一七、五一〇、〇〇〇
一、震災善後公債	七、六七〇、〇六七
一、道路公債	一、〇〇〇、〇〇〇
一、電信事業公債	九二五、〇〇〇
一、歲入補填公債	九六、四二四、七五一
一、減債基金繰入中止	三〇、五二二、四〇〇
計	一五六、〇五二、二一八

鐵道豫算

歲入	計	四、八八九
臨時部	計	二、二二四
經常部	計	二、六六四
普通歲入	計	二、二二四
前年度剩餘金繰入	計	四、八八九

鐵道特別會計の七年豫算案は漸く廿七日に至り本極りとなつた、これによると前内閣時代の公債金五千七百萬圓は四千九百萬圓に減少したがその代り減債基金の一部繰入中止により千二百七十萬圓を捻出することにし、私鐵補助費の五十萬圓節減を復活して例年通り七百五十萬圓とした本極りの七年度帝國鐵道特別會計豫算案左の如し(單位千圓)

赤字一億五千萬圓その補填計畫決定す

前内閣が十二月七日の閣議に於て決定した當時の歲入不足額は一億七千二百十萬圓であつたが現内閣に於てはこの中より失業救濟費四千七百七十五萬圓を減じた代りに樺太廳の存置新規公債利子の増加により二千五百七十萬圓を増加したので結局明年度の赤字は一億五千六百五萬二千圓となるに至つたその補填計畫は左の如し(單位圓)

運輸收入	四四四、三八〇
雜收入	八、〇〇〇
假收入及立替受入	九四、九五九
合	五四七、三三九
歲出之部	
鐵道作業費	
事業費	二七〇、一九一

利子及債務取扱諸費	九〇、四五〇
諸拂戻及立替	九八、〇九八
機密費	二七
計	四五八、七六七
地方鐵道補助費	七、五〇〇
豫備費	二〇、〇〇〇
合計	四八六、二六七
差引益金	六一、〇七一
資本勘定	
歳入之部	
鐵道益金繰入	六一、〇七一
公債金	四九、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
合計	一一二、〇七一
歳出之部	
建設及改良費	
建設費	四〇、〇〇〇
改良費	六五、七四〇
計	一〇五、七四〇
國債償還金繰入	六、三三一
合計	一一二、〇七一
用品勘定	
収入之部	
用品工作収入	一五〇、七四四

雑収入	六六八
合計	一五一、四二二
歳入之部	
用品工作費	一五一、四二二

明年度七線起工建設費四千萬圓

鐵道省の七年度建設費は四千萬圓に決定したがこれをもつて新線工事を施行する結果明年度に著手する新建設線は既定通り左の七線となつた、なほこの建設線は第六十議會が解散され豫算案が不成立になつても實行し得るものである(單位千圓)

線名	區	間	七年度經費	繼續年度	總經費
二俣線	掛川、二俣(静岡)		三〇〇	五	二、五〇〇
今福線	濱田、今福(島根)		三〇	六	二、〇六五
女川線	石卷、女川(宮城)		三〇	六	二、二八〇
牟岐線	羽ノ浦、牟岐(徳島)		三〇	一〇	七、六三三
西湧網線	中湧別、中佐呂(北海道)		三〇	七	三、〇九〇
東湧網線	網赤、常呂(北海道)		三〇	七	三、八七一
樽見線	大垣、樽見(岐阜)		三〇	八	五、五七六

前内閣の豫算より八千余萬圓の減少整理復活は追加豫算等で

來年度豫算案は廿七日の臨時閣議で各閣僚の承認を経て正式に決定したが、總豫算案の歳入歳出總額は十三億九千七百九萬圓でこれを前内閣が決定せる豫算額十四億七千九百九十萬圓に比すると八千

二百八十一萬圓の減少であるがこの由つて來る處は
一、前内閣の計畫にかゝる失業救濟事業四千七百七十五萬圓の計上
を追加豫算に廻したること

事業に充當されるもの)を新に發行することとし、また朝鮮特別會計の減債基金繰入停止についてはその同額だけ一般會計からの補充金を減じて一般會計の財源に充當することとなつてゐる。

計
國債償還金繰入
六、三三一
合 計 一、二一、〇七一

用品勘定
収入之部
用品工作収入
一五〇、七四四

前内閣の豫算より八千余萬圓の
減少整理復活は追加豫算等で

來年度豫算案は廿七日の臨時閣議で各閣僚の承認を経て正式に決定したが、總豫算案の歳入歳出總額は十三億九千七百九萬圓でこれを前内閣が決定せる豫算額十四億七千九百九十萬圓に比すると八千

二百八十一萬圓の減少であるがこの由つて來る處は

一、前内閣の計畫にかゝる失業救済事業四千七百七十五萬圓の計上を追加豫算に廻したること

一、減債基金の繰入三千五十餘萬圓を停止したること
一、樺太廳特別會計の廢止を中止したること

によつて約八千七百萬圓減額されこれに對して拓務省の復活恩給その他の給與の減額一部中止等の増額により差引して前記の減額を見るに至つたわけである、しかして前内閣の決定せる行財政整理の内復活すべきもの並に新内閣の政策として實現すべき事項についてはすべて追加豫算に計上追加することになつてゐる、次に歳入豫算については

一、前内閣の内國稅並に關稅増徴額四千萬圓を切落した
二、右以外前内閣が普通歳入に見込んであつた關稅增收見込額一千六百萬圓を削除したること

三、英國金本位制停止に伴ふ貨幣交換差益金八百萬圓は金再禁のため削除したること

四、失業公債發行四千萬圓を削除したること
五、歳入補填公債(赤字公債)を三千百萬圓増加して九千六百萬圓に改訂したること

六、新に道路公債、電信事業公債を計上したること
等の諸點で前内閣の決定を更正した、右の結果として一般會計における公債發行額は前内閣の決定額よりも一千六百卅二萬九千圓を増加したことになる、なほ特別會計については鐵道公債を九百萬圓増額し臺灣事業公債三百萬圓(從來普通財源で支辨せる鐵道及び港灣

事業に充當されるもの)を新に發行することとし、また朝鮮特別會計の減債基金繰入停止についてはその同額だけ一般會計からの補充金を減じて一般會計の財源に充當することとなつてゐる。

歳入缺陷補填法減債基金一部繰入中止

政府は明年度豫算編成に際し歳入缺陷補填のため減債基金の繰入につき

一、國債額の萬分の百十六に相當する金額の繰入はその三分の二を停止
二、前年度剩餘金の四分の一に相當する金額の繰入は全部停止

することに決定したのでこれがため休會明け議會に現行國債整理基金特別會計法の停止を示すべき別個の法律案を提出することに決定した

内務省追加豫算省議で要求項目決定

内務省は六日から内相官邸において豫算省議を開き中橋内相、松野、河原田兩次官及び各局長出席の上昭和六年度及び七年度追加豫算に關し協議したが左の諸項目の追加要求をなすことに決し直に大藏省と交渉を開始することゝなつた。

□六年度追加豫算

一、北海道及び青森縣凶作救済に要する經費 百五十六萬圓
内 譯
北海道士木費補助 百十二萬圓

青森縣土木費補助

三十八萬圓

尾 道 港

四十九萬五千圓

北海道借入金利子補給

五萬圓

博 多 港

六十三萬圓

青森縣借入金利子補給

一萬圓

舞 鶴 港

十五萬三千圓

一、一般勞働者臨時冬期應急及少額給料生活者失業救濟事業補助

八百七十五萬圓

一、沖繩縣振興計畫調査會費

二萬五千圓

一、北海道及び青森縣凶作救濟に要する經費

九十二萬圓

内 譯

内 譯

一般勞働者失業救濟事業補助

五百六十三萬圓

北海道土木費補助

五十四萬圓

臨時冬期應急失業救濟事業費

二百萬圓

青森縣土木費補助

十六萬圓

少額給料生活者失業救濟事業補助

百十二萬圓

北海道借入金利子補給

十八萬圓

一、府縣災害補助費

十二萬圓

青森縣借入金利子補給

四萬圓

一、利根、渡瀨兩川及び荒川上流工事震災復舊費

二十二萬七千圓

一、府縣災害補助費

十五萬圓

内 譯

計

利根、渡瀨兩川

八萬四千圓

兩年度合計

二百六十三萬一千圓

荒 川

十四萬三千圓

尙土木事業の積極的起興により失業救濟を行はんとする大規模の

一、府縣官舎等災害復舊費

一萬八千圓

土木事業計畫については土木局案がまだ出來上らぬため省議に上程

一、府縣災害土木費補助

五百五十萬圓

する運びに至らず八日中橋内相が關西旅行から歸京後改めて協議決

計 千六百十七萬圓

定することとなつた

□七年度追加豫算

一、學務部三十復活に要する經費

七萬圓

農林追加豫算大綱決定

一、横濱、神戸兩土木出張所復活に要する經費

一萬圓

農林省では七日午前十時より農相官邸に於いて省議を開き、山本

一、七尾(石川)、尾道(廣島)、博多(福岡)、舞鶴(京都)、

各港湾修築地方移管取やめに關する經費

百四十五萬八千圓

農相、砂田政務次官、石黒次官、今井參與官並びに各局長參集して

内 譯

七年度追加豫算の編成方針に關し協議を行つたが、結局左の如く大

七 尾 港

十八萬圓

綱を決定し午後一時散會した

一、前内閣時代立案に係る失業公債四百五十萬圓は産業公債と名

目を改め同額を今議會に提出すること

圖書局存置經費は追加豫算

一、失業救濟低利資金五千萬圓案は農村負擔を増加する處あるを

以て之を取止め、新たに産業公債二千萬圓を發行すること

一、農林審議會を廢止し之に要する經費は明年度以降農業保險費

前内閣に於て既に廢局に決定してゐた文部省圖書局に對し鳩山文
相は政友會の多年聲明してゐる精神訓練教育實際及び内容の改善等

一、學務部三十復活に要する經費

七萬圓

一、横濱、神戸兩土木出張所復活に要する經費

一萬圓

一、七尾(石川)、尾道(廣島)、博多(福岡)、舞鶴(京都)、各港灣修築地方移管取やめに關する經費

百四十五萬八千圓

内 譯

七 尾 港

十八萬圓

農林省では七日午前十時より農相官邸に於いて省議を開き、山本農相、砂田政務次官、石黒次官、今井參與官並びに各局長參集して七年度追加豫算の編成方針に關し協議を行つたが、結局左の如く大綱を決定し午後一時散會した

一、前内閣時代立案に係る失業公債四百五十萬圓は産業公債と名

目を改め同額を今議會に提出すること

一、失業救済低利資金五千萬圓案は農村負擔を増加する處あるを以て之を取止め、新たに産業公債二千萬圓を發行すること

一、農林審議會を廢止し之に要する經費は明年度以降農業保險實施準備費に充當すること

一、米穀調査會を廢止し別途に米穀の管理統制確立を審議すべき

農林省直屬の調査會を設置すること、但しこれが經費は七年度に於て十二萬圓とす

一、森林保險並に林野整備特別會計に關する經費は次期議會に提出すること

一、政友會の黨議にて決定せる産業五ヶ年計畫の内農林關係分を實施するため、之が準備に要する經費を追加豫算に計上すること

と

前内閣に於て既に廢局に決定してゐた文部省圖書局に對し鳩山文相は政友會の多年聲明してゐる精神訓練教育實際及び内容の改善等の見地から圖書局の廢止は穩當を缺くものとし之を取り消す意嚮をもらしてゐるが、今度愈々犬養總理を初め各閣僚の内諾を得たので廿六日の開議で正式に存置と決定する筈である。只來年度の經費は之を普通豫算に繰入るべきであるが大藏省では既に豫算面から抹消してゐるので今日編成替は到底時間が許さぬので之を追加豫算を以てする事になつた。

圖書局存置經費は追加豫算

前内閣に於て既に廢局に決定してゐた文部省圖書局に對し鳩山文相は政友會の多年聲明してゐる精神訓練教育實際及び内容の改善等の見地から圖書局の廢止は穩當を缺くものとし之を取り消す意嚮をもらしてゐるが、今度愈々犬養總理を初め各閣僚の内諾を得たので廿六日の開議で正式に存置と決定する筈である。只來年度の經費は之を普通豫算に繰入るべきであるが大藏省では既に豫算面から抹消してゐるので今日編成替は到底時間が許さぬので之を追加豫算を以てする事になつた。

第三章 犬養内閣の積極政策

第一節 失業救済計畫を産業開發事業に改稱

第一項 産業開發案 大要

前内閣が四十萬の失業群に悩まされた揚句從來の非募債政策を放棄して遂に七年度には之が救済策として財源を公債に求め内務省關係に於て國費三千五百萬圓を投じ道路、河川、港灣等の各種土木事業を起興すの外俸給生活者に對する授職事業を行ふこととし既に國道改良費、府縣道補助、河川改良費、砂防費補助、港灣改良費補助等の各府縣割當額は舊臘前内閣瓦解の直前に於て夫々指令が發せられてゐるので、新内閣は之が取扱ひを如何にするかにつき各方面から非常に注目されてゐたが四日開かれた内務省首脳部會議に於ては本問題に關して約二時間論議した結果左の如く方針を決定し、六日中に具體案を作成して再び大藏省と交渉を開始することになつた。

- 一、前内閣の計畫にかゝる失業救済事業はその名稱を『産業開發事業』又は『産業振興事業』と改稱し且つ事業の範圍を擴張すること即ち前内閣は終始消極方針を以て各般の問題に對處した結果、日に月に失業者を製造し然も之が始末に困却し姑息なる手段方法を講じて來たが新内閣は積極政策を標榜して産業開發若しくはその振興に忠實ならんとするものであるから、今後は失業救済の對照となるべきものが大部分解消する、よつて七年度に實行せんとする各種の土木事業は右の如く改稱し同年度の追加豫算に計上する
- 一、前内閣の失業救済計畫は道路、河川、砂防、港灣等の土木局關係事業費に二千七百萬圓、小額給料者の授職事業又は季節的労働者の救済費に八百萬圓、合計三千五百萬圓であるが、かゝる事業は全くその中心なく只地方の要求する儘に割振られたもので實質的には失業救済に資すると云ふよりも黨勢擴張の道具に供せんとしたこと明瞭である。よつて之等は根本的に内容を更改すると共に更に國費二千萬圓（公債による）を増額して五千五百萬圓とすること
- 一、産業開發事業又は産業振興事業を實行すれば事實上失業者極めて少數となり、之が救済に僅少の經費を以て足るから社會局關係の失業救済費は右増額の場合と雖も既定の八百萬圓に止め、或は二百萬圓内外を減少せしめ之を土木事業費に振向けること

第二項 産業開發案 内容

内務省土木局は別記首脳部會議の結果に基き六日朝局議を開いて從來の失業救済計畫案二千七百萬圓を根本的に更改し産業開發事業としての具體案を作成することとなつたが同局大體の方針は國費五千萬圓とし大體左の通り事業を施行せんとする意嚮である

治水事業 河川線上工事六百萬圓、中小河川補助六百二十萬圓、砂防補助四十萬圓、北上、阿武隈兩川改良費四十萬圓、合計千三百萬圓

濟に資すると云ふよりも黨勢擴張の道具に供せんとしたこと明瞭である。よつて之等は根本的に内容を更改すると共に更に國費二千萬圓（公債による）を増額して五千五百萬圓とすること

一、産業開發事業又は産業振興事業を實行すれば事實上失業者極めて少數となり、之が救済に僅少の經費を以て足るから社會局關係の失業救済費は右増額の場合と雖も既定の八百萬圓に止め、或は二百萬圓内外を減少せしめ之を土木事業費に振向けること

第二項 産業開發案内容

内務省土木局は別記首腦部會議の結果に基き六日朝局議を開いて從來の失業救済計畫案二千七百萬圓を根本的に更改し産業開發事業としての具體案を作成することとなつたが同局大體の方針は國費五千萬圓とし大體左の通り事業を施行せんとする意嚮である

治水事業 河川繰上工事六百萬圓、中小河川補助六百二十萬圓、砂防補助四十萬圓、北上、阿武隈兩川改良費四十萬圓、合計千三百萬圓
道路改良 國道改良二千百萬圓（北海道の百萬圓を含む）、府縣道補助九百萬圓、合計三千萬圓
港灣修築 約七百萬圓

第三項 産業開發事業費案

失業救済事業に代るに産業開發事業を以てする昭和七年度以降の道路、港灣、治水其他の土木事業に就ては目下内務省に於て頻りに立案を急いでゐるが六日朝土木局で内定した計畫基礎案は五箇年繼續國費總額二億五千萬圓、初年度國費地方費を併せ五千八百六十二萬五千圓と云ふ尨大なもので内初年度事業内容は左の如くである。

△國道改良費二千二百七十萬圓△府縣道補助費八百萬圓△治水事業繰上六百四十八萬圓△河川改良費四十四萬八千圓△河川改良補助費（中小河川）九百九十六萬七千圓△砂防費補助五十八萬六千圓△港灣改良繰上げ三百七萬四千圓△港灣改良費二百九十八萬圓△港灣改良費補助百四十萬圓△北海道土木費二百九十九萬圓（内譯道路百三十萬圓、河川二十萬圓、治水六十萬圓、港灣八十九萬圓）

第二節 公債政策決定

明年度に於て發行すべき公債豫定額は鐵道及び各植民地會計に屬する五千五百五十四萬圓に過ぎなかつたのに政府は明年度の財政が極度に窮迫を告げてゐるのに鑑み新規公債發行額を一般會計に於て一億二千三百五十二萬九千圓、各特別會計に於て一千二百萬圓併せて一億三千五百五十二萬九千圓と定め既定及び新規公債發行額を一億九千七百七萬圓となすに至つた、然かも右發行計畫は單に本豫算に計上した分に過ぎず之に六、七兩年度追加豫算として計上すべき公債豫定額約三億四千萬圓も加ふるときは明年度に於ては五億三千萬圓と云ふ巨額になる即ち追加豫算に計上する公債發行豫定額の内譯左の如し（單位千圓）

一、失業救済費

七〇、〇〇〇

前内閣に於ては四千七百七十五萬圓を本豫算に計上する計畫であつたが現内閣は失業救済事業の内容を根本的に更改し且つ約三千萬圓ほど範圍を擴大する方針である。

一、貨幣交換差損金

五〇、〇〇〇

前内閣は英國金本位停止による磅下落の爲め約八百萬圓の海外拂節約を見る豫定で差益金を計上したが、現内閣は再禁止により爲替の下落を見越し右八百萬圓を落すと共に海外拂一億五千萬圓の約三割を差損に見込み六、七兩年度に計上する

一、行政整理復活費

一〇、〇〇〇

文部省圖書局、商工省貿易局等を存置し遞信省の郵務電務の合併等中止する結局人件費並に物件費事務費の増加を要す

一、滿洲事變費

六〇、〇〇〇

政府の對支強硬政策により内地師團の増派行はれ六、七兩年度に於て所要す

一、滿洲事變に伴ふ救恤費

二五、〇〇〇

前内閣當時一千五百萬圓を見込みたるも現内閣の内地師團増派により救恤費一千萬圓を増加す

一、行政整理による退職賜金

一五、〇〇〇

前内閣當時二千萬圓を豫定せるも現内閣の行政整理復活により五百萬圓減少す

一、六年度赤字補填

七五、〇〇〇

前内閣當時は赤字六千萬圓の豫定であつたが既に第二豫備金は涸渇し實行豫算による整理額の一部も軍事費に振り戻したる等により一千五百萬圓を増加す

一、朝鮮私鐵買收等

二三、〇〇〇

朝鮮に於て私鐵買收鹽田築造、北鮮開拓等の爲めに所要す

一、新規公債の利子

一一、〇〇〇

新規公債三億二千八百萬圓は五分利公債なるも年度勿々發行されざるを以て三分五厘の利率程度とす

第三節 犬養内閣の實行政策

第一項 繭糸價の價格維持對策

山本農相は就任以來農産物の價格昂騰に努め、米價の如きも依然低位にある場合は率勢米價を改訂しても買上を斷行したき意向をほのめかしてゐるところ、金輸再禁止以來米價は次第に騰り四日の新甫發會の如きは一圓五六十錢方の奔騰を示し、最早や米價の前途については憂慮すべき點がなくなつたので、第二次的に繭糸價の維持に努める筈である。

即ち内地生糸市況は政變以來爲替安と材料に買進まれ、五六十圓方の反撥を示し殊に横濱新甫先物は六百六十圓（百斤豫算）と約卅圓方昂騰してゐるが肝腎のニューヨーク定期市場は依然一ポンド一ドル七十セントと安保合の商狀で爲替安の影響は何等反映せず前途憂慮すべき狀勢にあるので、正月休暇中にも拘らず山本農相は入江蠶絲局長を横濱生糸當業者と會見せしめ生絲輸出の振興策を協議せしめたが更に五日入江局長を神戸に出張せしめて同様輸出業者その他關係當業者と協議せしめ繭絲價維持策に資する筈である

第一項 繭糸價の價格維持對策

山本農相は就任以來農産物の價格昂騰に努め、米價の如きも依然低位にある場合は率勢米價を改訂しても買上を斷行したき意向をほのめかしてゐるところ、金輸再禁止以來米價は次第に騰り四日の新甫發會の如きは一圓五六十錢方の奔騰を示し、最早や米價の前途については憂慮すべき點がなくなつたので、第二次的に繭糸價の維持に努める筈である。

即ち内地生糸市況は政變以來爲替安と材料に買進まれ、五六十圓方の反撥を示し殊に横濱新甫先物は六百六十圓（百斤豫算）と約卅圓方昂騰してゐるが肝腎のニューヨーク定期市場は依然一ポンド一ドル七十セントと安保合の商狀で爲替安の影響は何等反映せず前途憂慮すべき狀勢にあるので、正月休暇中にも拘らず山本農相は入江蠶絲局長を横濱生糸當業者と會見せしめ生絲輸出の振興策を協議せしめたが更に五日入江局長を神戸に出張せしめて同様輸出業者その他關係當業者と協議せしめ繭糸價維持策に資する筈である

なほ政府としても生糸市價が一に米國財界の盛衰に懸かり、人爲策のみを以て有利に展開し難きを認めてゐるが共保補償糸の滞貨十八萬四千梱が市價昂騰を阻止する因となつてゐることは否み難く、政友會もすでに黨議を以て買上その他による處分案を決議してゐるので右を參酌して至急解決を計る意向である。

第二項 自作農創設は積極的に擴張

農林省當局の方針

農林省では十四日午前十時より自作農事務打合會を開催し、明年度以降將來に於ける自作農創設維持に對する方針に關し種々打合を行つた結果

一、自作農資金貸付實績に關する件については小作爭議解決或は小作地改良の事例等を擧げ意見の交換があり

一、本施設の改善に關しては簡易保險積立金の借入利用は今後とも出來得る限り多額となし昭和六年度の六百萬圓以上を利用することが妥當である、又借入金償還に就いては現在縣獎勵の下に償還組合を組織して居るが、これでは不充分であるから更に國家的に獎勵方策を統一確立すること

一、本施設の規模に關しては米價の現状より見るも土地價格は一層割安であるから、創設の時期としては適當である。

等の意見が出て午後五時散會したが、農林省では當日の會合に持寄つた意見を綜合したる上政策を決定する模様にして、農産物の下落に伴ひ土地價格も亦著るしく低落しつゝある際なるを以て、土地價格の査定宜しきを得れば積極的に自作農創設事業の擴張を圖ることが有力であるとしてゐる。

第三項 鐵道政策の根本方針

床次鐵相は政府の積極政策に基き鐵道政策の改變を考究中であつたが、十二日地方局長會議に、はじめて新規計畫の抱懷を發表し建主改從主義、官私交通機關統制、産金獎勵政策、運賃直下げ

等の實施を聲明し、これがため部内に政策委員會を設置し、必要に應じて在野の權威者を招聘して建設、改良、營業等の政策を審議せしむべく、各關係當局に具體的準備を命じた、かゝる政策的轉換は仙石鐵相以來のことと各方面に衝擊を與へてゐる、計畫内容は左の如くである。

一、**建主改從主義** 運輸減收のため到底往年の建主改從の如く華々しい建設擴張は不可能であるが、たゞ事務當局では從來の建設規定を改正し甲、乙、丙の三等級の他更に一等級「丁」を加へ建設費及び改良費の節減を計畫してゐたので床次鐵相はこれを利用し地方の交通量の少ない路線は輕便鐵道に準ずることとし、建設及び改良費の輕減により完成年度繰上げ又は新線増設をなさんとするものである

一、**官私交通機關統制** 現在は全國の私鐵及び軌道は四百十會社、民間バスは四千八百會社を算し國有鐵道との間に共食ひの状態を現出しているが、資本の二重投下を回避して彼此の統制を保たしめる方針である、これがため明年度には若干の私鐵を買収すべきこと及び現在の私鐵補助金七百五十萬圓は減額しないことを聲明した

一、**産金獎勵政策** 床次鐵相は昨今の金直上りに對應すべく商工省の産金獎勵政策に準じて金鑛の運賃免除又は出來得る限りの割引をなすことを命じた、これが實現すれば從來運賃高のため眠つてゐた北海道地方の砂金鑛はじめ各地に産金熱を刺激すべく期待してゐる、床次鐵相は運賃全免の意向であるが、結局四割程度の特別割引となる見込みである

一、**運賃値下げ** 床次鐵相は運賃直下の方針をとり、購買力の刺激と地方産業界の救済を意圖せる旨表明した、しかし運賃直下は假令一割とするも約四千萬圓の減收を見込まねばならないので、事務當局では運輸收入不況の折から直下げなどは容易に考へることは出來ないといつてゐる

第四項 伸縮關稅制度確立

前田商相は商工省追加豫算の編成に當り、政友會在野時代の公約たる産業立國を基調とする産業五ヶ年計畫の遂行に、多少なりとも着手すべく方針を決定したので同省事務當局では目下之が調査研究中であるが、五ヶ年計畫中でも取りわけ極めて重要視されつゝある製鐵鋼業の確立は商工省所管の項目中最も重大なるものなるを以て、主管局たる鑛山局では之が方策確立に必要な資料取纏めに専ら努力を拂つてゐる。而して製鐵鋼業確立策としては從來其の根本の方策として大合同案が考究されつゝあつたが、之は事實問題として早急には遂行不可能であり、其の他の共販會社案、統制案等も亦ほゞ同様の事情にあるので、原局としては製鐵鋼業の確立方策は追加豫算とは別個に考究し、結局當面の方策としては五ヶ年計畫に依る製鐵鋼業確立策の第一階梯として保護關稅策の遂行を最も妥當とし、其の具體案としては、銑鐵關稅の引上げ及び之に隨伴して必要と認めらるゝ品種の鋼材類稅の引上げを行ひ、更に斯業保護の完璧を期するため伸縮關稅制度を確立すると云ふ案を以て進むことに略内定した、仍つて鑛山局では右の方針に基づき中井製鐵所長官とも打合せを爲したる上、前田商相と協議する筈であつて商相が之

を採擇するか否かは未だ不明であるが右の關稅政策、殊に伸縮關稅に關しては

鐵鋼界は金輸出再禁止の結果爲替關係から外註値段が著く昂騰した爲め、現状では相當の値上りを見て或程度までは關稅を引上げられたのと同様の効果が現れてゐるが、夫にしても尙歐米主要鐵産國の國內相場と比較し、コスト關係等を考慮すれば我が國は低位にあり、而も製鐵鋼業界は依然苦しんでゐる、勿論何の程度に關稅率の引上げを行ふべきかについては最も慎重なる研究を要する點であるが、右の事實に

は商工省所管の項目中最も重大なるものを以て、主管局たる鑛山局では之が方策確立に必要な資料取纏めに専ら努力を拂つてゐる。而して製鐵鋼業確立策としては從來其の根本的方策として大合同案が考究されつゝあつたが、之は事實問題として早急には遂行不可能であり、其の他の共販會社案、統制案等も亦ほゞ同様の事情にあるので、原局としては製鐵鋼業の確立方策は追加豫算とは別個に考究し、結局當面の方策としては五ヶ年計畫に依る製鐵鋼業確立策の第一階梯として保護關稅策の遂行を最も妥當とし、其の具體案としては、銑鐵關稅の引上げ及び之に隨伴して必要と認めらるゝ品種の鋼材類稅の引上げを行ひ、更に斯業保護の完壁を期するため伸縮關稅制度を確立すると云ふ案を以て進むことに略内定した、仍つて鑛山局では右の方針に基づき中井製鐵所長官とも打合せを爲したる上、前田商相と協議する筈であつて商相が之

を採擇するか否かは未だ不明であるが右の關稅政策、殊に伸縮關稅に關しては

鐵鋼界は金輸出再禁止の結果爲替關係から外註値段が著く昂騰した爲め、現状では相當の値上りを見て或程度までは關稅を引上げられたのと同様の効果が現れてゐるが、夫にしても尙歐米主要鐵産國の國內相場と比較し、コスト關係等を考慮すれば我が國は低位にあり、而も製鐵鋼業界は依然苦しんでゐる、勿論何の程度に關稅率の引上げを行ふべきかについては最も慎重なる研究を要する點であるが、右の事實に見れば何れにしても我が製鐵鋼業はそこに關稅保護の必要が是認するのであり、更に世界經濟界の現状がアメリカすらも金再禁止を行ふの已むなきに至るのではあるまいかとの懸念濃厚なる位であつて見れば、將來外國鋼材類のダンピングの虞れ等も多分に伏在するを以て、かかる場合に於ける保護の完全を期するために伸縮關稅制度を採用することが極めて緊要である。との見解から既に福田鑛山局長中井製鐵所長官、および吉野次官等、事務當局首腦部間の意見一致を見てゐることは、右原局案の實現性を極めて有力ならしむべきものと觀られてゐる。

第五項 地方起債の緩和

地方債許可に關する緩和方針は政府部内に於て既に決定されてゐたが十二日正式に内務、大藏兩次官から各地方長官に宛て左の如くその趣旨を通牒した

地方債許可の方針に關しては曩に訓令の次第も有之候處爾今之が許可に就ては從前の如く必ずしも之を災害豫防、災害復舊、失業救濟等の目的の爲めにするものゝみに限定せずと雖も之を各場合の必要に應じ缺くべからざる程度に止むるを旨とし起債の計畫を爲す場合には殊に確實なる財政計畫の樹立に意を致し且嚴に其の執行に際しては濫に陥らざる様之を戒め之が爲め苟も禍を明年度に貽すが如きこと無之様充分御留意相成度尙委任許可債並に不要許可債に就ても此の方針に準じ適當措置せらるる様致度

第六項 内務省警保局の犯罪防止策腹案

十一日の閣議において警察制度に改善を加へ將來不しやう事件の根絶を計るべきことを申合せたので内務省はこの方針により直に具體案の作成に取かゝることに決定した、右に關しては別に委員會の如き組織は設けず、警保局において案を練りこれを省議に付して内務省案を決定するにとなつたが、目下内務省において研究しつゝある基礎案は左の數項でありこれを追加豫算に計上することになつた

一、豫算増加の件 前政友内閣において當時特高豫算二百萬圓を計上したが前民政内閣時代特高關係豫算に大削減を加へ従つて機密費不足のため内債機關が極度に衰微して防犯事務に大なる支障を來しその豫算額も約九十萬圓となつたが今回これを二百五十萬圓に増額する

一、海港監視を嚴重にする 不ていの徒の多くは海外から渡來する者多く海港を嚴重に監視し殊に定期船外の貨物船、半貨物船につき警戒が必要であり殊に漁船等についても監視を嚴にする必要あるを認む

一、特高警察網の擴張 特高網の組織は從來通りにて可なるもこれを擴張し網目を密にして一層しゆん嚴に要視察人の監視並に取締を嚴重にする

一、海外關係 上海その他重要關係地に派遣員の増員を行ふ

一、關係官廳の聯絡を密にする

一、通信機關 裏日本、四國、九州方面の警察電話網を完成すること

一、奉拜者監視 行幸御道筋奉拜線の前後に警戒線を増し嚴重監視すること、奉拜線の人員を從來より制限し多少の非難ありといへども顧ることなく場合に應じて奉拜者の身體搜見をなすこと

一、行幸御道筋 長きにわたり多數の警備員を要する時は軍隊の沿道整列によること

一、言論取締 一般の非難は免れざるもこの際取締りをもつとも嚴重にすること

第七項 行政機構の根本的改革

政府は十二日午後四時閣僚並に與黨幹部懇談會散會後首相官邸に閣僚協議會(陸海兩相、藏相を除く)を開き行政機構の根本的改革問題について重要協議を重ねた即ち與黨の政務調査會の國政一新に關する特別委員長として具體案作製のため調査研究の衝に當つた前田商相から

行政機構の根本的改革としては種々實行すべきものあるが取敢へず直ちに實現し得るものとしては行政事務の刷新を行ひ併せて能率増進を計ることであつて現に各省において行つてゐる認可許可權の中には省令を以て改廢すべきもの或は地方自治體に委讓して然るべきものが夥しい數に達してゐる

旨を詳細に説明し且與黨において決定した具體的要項に關する印刷文書を各閣僚に配布するところあり意見交換の結果

無用の繁文褥禮を一掃し官廳事務を簡易化して法治國民の責任生活向上に寄與する必要がある

といふに意見一致この實行方法として

一、各省に二名乃至三名の特別委員を設け各省々令の改廢によつて實行し得るものは一々閣議の承認を求めず即時改廢すること、法律勅令などに關するものは内閣においてその態度を定め閣議を経て議會に提出して實現を計ること

に意見の一致を見た

第八項 思想善導に對する文相の抱負

鳩山文相は十三日の閣議後、犬養首相と師範教育改善につき懇談した前田中文相の全面的な學制改革案もあの學生大衆運動で他愛なく霧消その結果は反つて學生大衆運動に惡例を残した位なもので『またか』といふ懸念が無いでもないがスポーツマン新文相のこれに對する所説を

旨を詳細に説明し且與黨において決定した具體的要項に關する印刷文書を各閣僚に配布するところあり意見交換の結果無用の繁文褥禮を一掃し官廳事務を簡易化して法治國民の責任生活向上に寄與する必要があるといふに意見一致この實行方法として

一、各省に二名乃至三名の特別委員を設け各省々令の改廢によつて實行し得るものは一々閣議の承認を求めず即時改廢すること、法律勅令などに關するものは内閣においてその態度を定め閣議を経て議會に提出して實現を計ること
に意見の一致を見た

第八項 思想善導に對する文相の抱負

鳩山文相は十三日の閣議後、犬養首相と師範教育改善につき懇談した前田中文相の全面的な學制改革案もあの學生大衆運動で他愛なく霧消その結果は反つて學生大衆運動に惡例を残した位なもので『またか』といふ懸念が無いでもないがスポーツマン新文相のこれに對する所説を聞いて見る

問題は教育制度の改革ではない實は首相の地方長官に對する訓示の一節に思想善導の一項がある、首相の説くところでは思想善導の實を擧げるには家庭教育、小學校教育から十分建直さなければならぬ殊に小學校教育で校長なり訓導なりが確固たる道念が無ければ兒童を教化する事は出来ない、現在では蓄音器のレコードの様に知識の切賣りをする形式的教育が全般的に行はれてゐる様であるがこれでは思想善導は絶対に不可能だ、そこで義務教育ではせめて小學校長だけでも立派な人格者を配置すると同時に高等専門學校以上に行はれてゐる思想善導の教官制度の如きももつと充實させてしかりした道念を有つ人格者をする必要がある、制度の改革とか各學校に對する教員の門戸開放等では思想善導の實績は期し難いといふのである、私もかつて政友會でこの問題について意見を聞かれた事があつたので自由時間の増加を強調して置いた、從來の教育では各科目の擔當教員が各自の關する範圍だけを考へて兒童乃至生徒の全人格の陶やを念頭に置かない、つまり一定の時間だけ機械的に型通りの事を述べてさつさと引きあげるので生徒と教師との人格的接觸が全然ない、この有様では精神的感化が望めないのは當然だ、そこで私は自由時間増加を主張する、つまりこの自由時間中に教師と生徒が打ちとけた氣持で討論する、あるひは默想する、各種のスポーツも一緒にやるその結果は愉快な競技談笑の中に人格的感化を受け従つて思想善導の實績も擧る事と信する、殊にスポーツでしつかりした體格を作る事が必要だ、如何に秀才でも青べうたんのやうな青年は實社會へ出るまでに倒れてしまふ、それに比べてガツチリしたスポーツ選手は學校でも成績は大體十番以内だ、しかも生存競争の最後の勝利者は頑丈な體格の所有者だ、礪川小學校（東京小石川）の例に見てもスポーツ選手は五番以内だ。

第九項 停止區裁判所復活其他重要對策

政友會臨時幹部會は十八日午後二時より本部に開會、津雲總務より

一、内務、鐵道、遞信、司法四省における豫算案決定の結果、復活、増額、繰上げをなすべき關係事業につき各地方よりの陳情極めて多數なるにより特に東總務を煩してこれが取扱主任となしたるに依り右に關する一切の手續等は便宜上同總務と協議せられたき事
二、國有鐵道（未成線）の工事費繰上げ並に増額及び豫算線の打切られたるものを復活する事については必ず地方支部を經由して當局並に

本部にその取扱を申達する事

三、民政党内閣時代事務停止となりたる區裁判所の復活に對してはなるべく多數その實現を期したきにより各地方支部に命じ速にその調査に取掛る事

四、内務省關係の河川、港灣、道路の改修並に新設費を復活また増額する件に對する取扱手續は鐵道省關係と同様となすこと

等の提議あり滿場異議なくこれを可決し次いで久原幹事長よりドル賣問題その後の成行につき大藏當局と折衝の内容を報告しこれに對して秋田、東、植原、志賀、津雲、片野の諸氏より意見の開陳あり協議の結果

この問題は内外に對し極めて重大なる影響を及ぼす問題であるからこれが取扱は慎重を要するにより引續き幹事長に一任して善處する事とし

久原幹事長より對議會策に關し蒐集し得たる情報に基き種々報告したが本問題については廿日以前に開かるべき幹事會に持ち越す事にして散會した

第十項 貿易振興を圖る爲め爲替管理

現内閣は成立直後金輸出禁令を斷行したがその一時的影響に依り爲替相場は三割前後の暴落を來した然し是れは一時的影響にして茲に安定策として爲替管理を行ふ事とし高橋藏相も亦その意圖を有して居る。而して其方法に就ては目下大藏當局に於て考究中である、其の實施を見んとすれば獨逸式の峻嚴な方法を採用のものにして爲替管理より進んで貿易管理、産業統制の範圍にまで及ぶものと豫想される、只之れが實施の時期に就ては未だ確定しては居ない。

第十一項 燃料政策にも積極方針で進む

前田商相の意向

商工省では燃料國策としての石油資源開發のため、追加豫算に於いては北樺太石油試掘獎勵金を要求し、益々北樺太に於ける石油利權企業の進展を期する方針であるが、前田商相は燃料國策逐行のためには先づ北樺太に於ける石油企業の現状、並びに將來の傾向を詳細に知悉し置く必要ありとし、十六日午後一時三十分中里北樺太石油社長を官邸に招致して右に關する實際上の説明を聴取する處があつた、仍つて中里社長は同社事業の現勢並びに北樺太石油資源の將來更に利權事業經營上に於ける對露關係等に關し種々説明し、政府に於いても本事業の進展を圖るために十分考慮を拂はれたき旨を要望する處あつたが、之に依つて前田商相は燃料政策に關しても大いに積極的方針を以て進む意向を有

するものとして期待されてゐる。

第十二項 中小商工業金融制度確立

商工省では燃料國策としての石油資源開發のため、追加豫算に於いては北樺太石油試掘獎勵金を要求し、益々北樺太に於ける石油利權企業の進展を期する方針であるが、前田商榷は燃料國策遂行のためには先づ北樺太に於ける石油企業の現状、並びに將來の傾向を詳細に知悉し置く必要ありとし、十六日午後一時三十分中里北樺太石油社長を官邸に招致して右に關する實際上の説明を聴取する處があつた、仍つて中里社長は同社事業の現勢並びに北樺太石油資源の將來更に利權事業經營上に於ける對露關係等に關し種々説明し、政府に於いても本事業の進展を圖るために十分考慮を拂はれたき旨を要望する處あつたが、之に依つて前田商榷は燃料政策に關しても大いに積極的方針を以て進む意向を有するものとして期待されてゐる。

第十二項 中小商工業金融制度確立

大藏省當局の方針

舊臘預金部融資を決定した中小商工業金融三千萬圓は、其の後各中繼機關並びに道府縣別の割當が濟み、各中繼機關より普通銀行及び組合に對し愈々貸出を開始することとなつたが、元來興銀、勸銀、北海拓銀、農銀、産業組合中央金庫を經由し普通銀行を通じて預金部資金を放出することは、多年懸案となつてゐる庶民金融體制を實現する所以であつて、もし之が失敗に歸すれば庶民銀行を設置するなり其の他別途の方法を採らねばならぬ、目下大藏當局としては此試みが成功し之を恒常的なる制度として今後預金部より常時的に融通の途がつくやうに萬全の策を盡してゐるが、之が實行に際しては預金部資金の運用精神たる有利確實といふ點と、普通の對中小商工業者への貸出が極めて安全且容易な點と殊に中繼機關たる特銀が特銀法の範圍内に於いて普銀に對し安全且圓滑に貸出しを行ひ得るやうな連絡を圖らねばならぬ點等につき相當慎重なる考慮を要するので、既に發表された預金部の貸出方針以外に各中繼機關の貸出内規並びに普銀との連繫につき具體的に詳細に研究調査を行ひつゝあつた、然るに最近に至り大藏省銀行局では農林、商工兩省、及び興銀、勸銀、拓銀、農銀等の意見を綜合して愈々具體案を作成したので十八日銀行局と預金部とが合同協議を遂げて決定することとなつた、而して貸出内規の内容は相當複雑を極めたもので、例へば普銀に對して興銀又は勸銀が貸出を行ふ場合は、その銀行によつては府縣知事の保證を要し、又擔保を取り殊に地方普通銀行と勸銀、農銀との間には、不動産抵當質の方法により有機的連繫を企圖してゐる。

第十三項 中小商工業資金貸出の新便法

大藏省銀行局では、最近預金部との間に再三會合を重ね、中小商工業資金貸出を圓滑ならしめる具體的細目に關し協議中であつたが、その便法として左の新方法を採用する事に決定した、即ち

- 一、勸銀及び農工銀行は中小商工業資金貸出に限つて土地の付隨せざる家屋のみを擔保として貸出す事が出来る
- 一、中小商工業資金を興銀が普通銀行經由で貸出し得る事が認められて居るが、この場合普通銀行の擔保力が薄弱なる場合には府縣の保證によつて貸出し得ること

以上の二點が新方針として今回採用せられた事であるが、この内勸銀が中小商工業資金に限り家屋のみでも擔保にとる事は從來の勸銀内規に一大變化を來したものと見られ、農工銀行も從來家屋のみの擔保貸出は例外的のものであつたが、今回は中小商工業に限り大つびらに貸出し得

る事となつた又弱小普通銀行に對し府縣の保證があれば興銀が中小商工資金を融通し得る道を開いたので地方の弱小普通銀行しかない地方に對しては福音である。

第十四項 陸軍軍制改革と整理案

荒木陸相は十四日午後六時より官邸に陸軍々籍を有しまたは關係のあつた貴族院議員大井成元、大島健一、小笠原長幹、三井清一郎氏等廿餘名を招待して晚餐會を催し席上陸相から明年度豫算案、軍制改革案、行財政整理案等の内容を詳細に説明して諒解を求めたが席上、荒木陸相が説明した軍制改革並に同省の行財政整理の内容は大體左の如くで今議會に提案されるものである。

軍制改革 近衛師團の改編 近衛師團の制度を改革して、砲、工、輜重兵等の部隊を廢止し歩兵、騎兵聯隊を縮小し兵は内地各師團より教育を完了した成績優秀者を選抜して禁闕守衛の勤務に専念せしめる。

滿洲駐劄師團の制度改正 滿洲駐劄師團の交代制を廢し現駐劄師團と同兵力の部隊を派遣し内地留守部隊を廢止す

内地師團移駐 内地一師團の編制を縮小しこれを朝鮮に移駐し在鮮一師團も若干その編制を縮小す

臺灣守備隊に工兵の増加 臺灣守備隊に工兵一中隊を増加す

- 一、内地歩兵聯隊の各中隊人員を減少し機關銃を増備し新式歩兵砲を採用す
 - 二、内地各歩兵聯隊に教育隊を設け幹部候補生の教育を行ふ
 - 三、在朝鮮、滿洲歩兵聯隊は二大隊及び機關銃一隊とし龍山歩兵一聯隊に教育隊一個を新設す
 - 四、在臺灣歩兵聯隊は四大隊及機關銃一隊とし臺灣歩兵第一聯隊に教育隊一個を新設す
 - 五、朝鮮國境守備のため増加せられた人員は廢して約その半部を獨立して師團長に直屬せしめる
 - 六、滿洲獨立守備隊の編制を縮小し別に各大隊に機關銃隊を付設す
- 騎兵隊の改編 師團騎兵聯隊に機關銃を裝備し旅團騎兵の各聯隊より各一中隊を減じ機關銃隊を各聯隊に分屬す
- 砲兵隊の改編
- 一、内地野砲兵聯隊に各一中隊を新設す
 - 二、朝鮮師團の野砲兵聯隊六中隊を五中隊に減少す
 - 三、滿洲師團の野砲兵聯隊を四中隊とす

四、全國の重砲兵隊を整理統合し大隊本部二中隊三を廢止す

五、高射砲三中隊、照空二中隊を新設し二聯隊とす

工兵隊の改編

騎兵隊の改編 師團騎兵聯隊に機關銃を裝備し旅團騎兵の各聯隊より各一中隊を減じ機關銃隊を各聯隊に分屬す
砲兵隊の改編

- 一、内地野砲兵聯隊に各一中隊を新設す
- 二、朝鮮師團の野砲兵聯隊六中隊を五中隊に減少す
- 三、滿洲師團の野砲兵聯隊を四中隊とす

四、全國の重砲兵隊を整理統合し大隊本部二中隊三を廢止す
五、高射砲三中隊、照空二中隊を新設し二聯隊とす
工兵隊の改編

- 一、全國工兵隊を統整理し各師團の工兵隊は左の如く改編す
(イ)三中隊編制の大隊(ロ)二中隊編制の大隊(ハ)五中隊編制の聯隊(ニ)四中隊編制の聯隊
- 二、獨立工兵大隊一個を新設す

三、鐵道聯隊(四中隊編制)を滿洲に移駐す
飛行隊の改編 新に幼年兵を採用して全般にわたり兵員を減少し特に各聯隊に整備隊を置き全國の飛行隊、飛行學校を整理統合して新に九
中隊を増加す
輜車隊の改編

- 一、各師團輜重兵隊を二中隊編制とし滿鮮移駐師團の輜重兵大隊を廢止す
- 二、自動車學校内に幹部候補生を入隊せしめ幹部を養成す
戰車隊の改編 新に戰車二中隊、裝甲自動車隊一個を増加して二聯隊とし歩兵學校内戰車隊を廢止す
化學戰學校を新設 新に化學戰學校を新設しこれに教導一中隊を付し毒瓦斯防護に關する教育を実施す
下士養成機關の新設 各特科部隊全部にわたり學校または軍隊内に下士官養成機關を新設す
その他の施設

- 一、機械兵團の研究機關新設
- 二、無線通信兵の一部に幼年兵採用
- 三、改革に關聯し聯隊區司令部、憲兵隊、衛戍病院、軍法會議、陸軍刑務所を整理す
行政整理 陸軍省の整理 事務簡捷能率増進の目的を以て編制を縮小す
警備、要塞系、要塞司令部の整理 東京警備司令部、朝鮮海峽要塞系司令部及全國の要塞司令部の業務を整理し全國に三個の防衛機關を設
置すると共に警備司令部及要塞司令部の編制を縮小す

各學校の整理 砲工學校を純然たる技術學校とし輜重兵に關する教育を自動車學校に移す
築城部の整理 築城本部及支部の機關を縮小す

- 兵器行政機關の整理 技術本部、科學研究所、造兵廠、兵器廠の業務を整理しその編制を縮小す
軍馬補充制度の整理 育成馬の範圍を縮小し購買馬を以て代る如くすると共に補充時期を延期し全軍に調教師を設置す
在營期間の短縮 特科(騎、砲、工、航、輜重兵)並に青年訓練を経ざりし歩兵の在營期間を更に二十日間短縮して在營期間を一年十ヶ月とす
軍制改革完成期 一、近衛師團改編、昭和七年著手同九年完成
二、滿洲駐劄師團廢止常駐師團設置 昭和七年著手同十一年完成
三、内地師團朝鮮移駐 同上
四、臺灣守備隊改編 同上
五、歩兵隊改編 昭和七年著手同九年完成
六、騎兵隊 昭和七年完成
七、砲兵隊改編 昭和七年著手同十二年完成
八、工兵隊改編 昭和七年著手同十一年完成
九、輜重兵改編並に廢止 昭和七年著手、同九年完成
十、航空部隊の新設及び改編 昭和七年著手、同十三年完成
十一、戰車隊の改編 昭和七年著手、同十一年完成
十二、鐵道聯隊改編及び移駐 昭和七年著手、同十年完成
十三、電信聯隊改編 昭和七年完成
十四、憲兵隊改編 昭和七年著手同十一年完成
十五、學校新設改編その他教育機關整備、昭和七年著手、同九年完成
十六、聯隊區司令部改廢 昭和七年著手、同九年完成

第十五項 五ヶ年計畫産業開發事業案(内務省の産業振興計畫)

内務省土木局は大養内閣の成立と共にその主義政策に基いて從來の失業救濟事業を産業振興事業と改稱し昭和七年度以降に於て公債財源により施行すべき道路、河川、港灣等各土木事業の新計畫を考究中であつたが十一日漸くその大綱を決定するに至り十二日朝までに事業區分を明かにして出來得れば同日午後省議の開催を要求し湯澤土木局長から詳細内容を説明して承認を求めることとなつた、而して今回の事業計畫は

失業救濟事業の如く一ヶ年限りとせず恰かも道路改良費の如く豫算の上ではその年度に必要な金額だけを計上するも實質的には繼續事業として取扱事業の統制を圖ると同時に工事効果を多からしめんとする方針で即ち同局立案に係る計畫内容は昭和七年度以降十一年度までの五ヶ

第十五項 五ヶ年計畫産業開發事業案（内務省の産業振興計畫）

内務省土木局は犬養内閣の成立と共にその主義政策に基いて従來の失業救済事業を産業振興事業と改稱し昭和七年度以降に於て公債財源により施行すべき道路、河川、港灣等各土木事業の新計畫を考究中であつたが十一日漸くその大綱を決定するに至り十二日朝までに事業區分を明かにして出來得れば同日午後省議の開催を要求し湯澤土木局長から詳細内容を説明して承認を求めることとなつた、而して今回の事業計畫は

失業救済事業の如く一ヶ年限りとせず恰かも道路改良費の如く豫算の上ではその年度に必要な金額だけを計上するも實質的には繼續事業として取扱事業の統制を圖ると同時に工事効果を多からしめんとする方針で即ち同局立案に係る計畫内容は昭和七年度以降十一年度までの五ヶ年繼續とし國費三億二千七百二十九萬七千圓、地方費五千八百五十八萬二千圓、その總額實に三億八千五百八十七萬九千圓といふ尨大なもので各事業別による原案を示せば左の如くである。

土木事業費

道路關係

總額	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
三〇、四七五	三〇、四七五	三三、六五〇	三三、六五〇	三三、六五〇	三三、六五〇	二二〇、〇〇〇
國費	二四、一四二	二四、一四二	三三、六五〇	三三、六五〇	三三、六五〇	一六四、〇〇〇
地方費	六、三三三	六、三三三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四六、〇〇〇

地方費	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
六、三三三	六、三三三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四六、〇〇〇
種目	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
治水事業	六、三三三	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	四〇、三三五
治水上	五、三〇一	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	三九、三〇一
地方費	九三四	—	—	—	—	九三四
河川改良費	四四八	四八	一、二四	二、七六	五、五七三	一〇、三三九
國費	四三	三八	八四八	二、二〇	四、二四〇	七、九三九
地方費	三五	一〇〇	二六	六六	一、三三三	二、四〇〇
砂防事業費	—	—	—	—	—	—
國費	—	一、三九三	一、三九三	一、三九三	一、三九三	五、五七三
地方費	—	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	四、二四〇
砂防補助費	—	—	—	—	—	—
地方費	—	三三三	三三三	三三三	三三三	一、三三三
河川改良	五九六	八二	八二	八二	八二	三、八三四
水利補助	九、九六七	一〇、三八二	一五、二五〇	一五、二五〇	一〇、五〇一	六、二五〇
水利統制	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	八一五
調査費	—	—	—	—	—	—
土木試験	—	—	—	—	—	—
充實費	—	—	—	—	—	—

種目	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
國道改良費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
國費	二三、六六七	二三、六六七	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	九四、〇〇〇
地方費	六、三三三	六、三三三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四六、〇〇〇
軍事國道	—	—	—	—	—	—
改良費	—	五〇	一五〇	一三四	—	三四
國道補助	二、二〇〇	二、二〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一七、四〇〇
府縣補助	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
良費補助	—	—	—	—	—	—
街路改良	二七五	二七五	五〇〇	五〇〇	七六六	二、二六六
補助	—	—	—	—	—	—
河川關係	—	—	—	—	—	—
七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計	
一七、四九	二〇、二八	二七、八三三	二九、五〇四	二七、五二	一三三、五五	
總額	一七、四九	二〇、二八	二七、八三三	二九、五〇四	二七、五二	一三三、五五
國費	一六、五〇	一九、七三五	二七、三三三	二八、五〇五	二五、八七六	一二七、八七九

種目	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
港灣關係	—	—	—	—	—	—
七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計	
—	—	—	—	—	—	—

犬 養 内 閣

總額	七、〇九〇	八、二〇〇	七、〇〇	七、九〇〇	七、二六四	三八、三五四
國費	六、四三八	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、四三八
地方費	六五二	二、二〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、二六四	七、九一六
右内譯						
種目	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	計
港灣改良	三、二〇〇	二、一八〇	一、六四〇	六五〇	二六〇	七、九三〇
港灣修築	二、〇七五	四、三〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、四五〇	二〇、〇二五
港灣追加	一、四三三	二、一〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	三、二八六	一二、一〇九
國費	六、七〇八	六、五八〇	六、二四〇	六、二〇〇	六、〇〇〇	三一、四二八
地方費	六五二	二、二〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、二六四	七、九一六
港灣改良補助	七、〇九〇	八、二〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、二六四	三八、三五四
北海道關係						
北海道	二、九九〇	二、九九〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一四、九八〇
以上總合計						
國費	五、一〇〇	五、三、八六七	六、九、八八三	六、四、四七二	七、九、九七五	三二、七、二九七
地方費	七、九一六	八、九一六	一、三、四九九	一、四、五六六	一、四、五七七	五、八、五八二
總計	五、〇四四	六、一、八三三	八、三、三三二	九、〇、〇三八	九、〇、五七二	三、八、五、八七九

第十六項 産業振興事業原案大綱

内務省の河原田次官、湯澤土木局長及び武部會計、岡田河川、松村港灣、武井道路各課長、田中、橋本、鶴岡各土木事務官は十九日午後五時半から外櫻田町の次官々舎に會合し昭和七年度から向ふ五ヶ年間に公債財源によつて起工せんとする産業振興土木事業に關して約五時間半に亘り熟議を遂げた結果原案を左の如く決定するに至つた、よつて河原田次官は同夜十一時半中橋内相を麴町の私邸に訪問し右の内容を詳細説明したがこの結果特別の事情生ぜざる限り廿日内相官邸に於て該計畫案の最後の決定を爲すべく午後一時から省議を開くこととなつた。

産業振興土木事業計畫原案 産業振興土木事業は昭和七年度より同十一年度に至る五ヶ年間に國費總額（地方分擔金を含む）三億六千二百三十萬圓を以て施行し北海道土木事業費は拓殖事業費に計上することとして本計畫中より除外す
昭和七年度以降同十一年度に至る産業振興土木事業費は左の年度割による

七年度	五千五百四十萬圓
八年度	五千九百七十一萬七千圓
九年度	七千八百二十六萬八千圓
十年度	八千七百二十五萬二千圓
十一年度	八千九百九十九萬九千圓

道路事業 道路關係事業費二億一千百萬圓

國道改良費 一億四千十七萬五千圓、その事業方針左の如し

國道にして改良を要するもの千九百餘里（全延長二千四百四十五里）中政府直轄の下に改良するを適當と認むるもの約五百六十里を改良するものとす

十年度 八千七百二十五萬二千圓

十一年度 八千九百九十九萬九千圓

道路事業 道路關係事業費二億一千百萬圓

國道改良費 一億四千十七萬五千圓、その事業方針左の如し

國道にして改良を要すもの千九百餘里（全延長二千四百四十五里）中政府直轄の下に改良するを適當と認むるもの約五百六十里を改良するものとす

軍事國道改良 三十三萬四千圓、その事業方針左の如し現に着手中に屬する千葉縣津田沼、千代田町間及廣島縣阿賀町廣村間改良工事を繼續し四ヶ年間に改良し其他の軍事國道の改良は後年度の計畫に讓るものとす

國道改良補助 千八百十萬圓、その事業方針左の如し

現に補助中に屬する國道改良工事にして昭和七年度以降に於て補助すべき金額四千三百六十萬圓に達す之を約十年間に完済するものとして一ヶ年平均約四百萬圓を要す（七、八、九年度は三百萬圓以内）この外地方廳が執行する國道改良工事に對しては從來の補助政策に則り補助するものとす

府縣道改良補助 五千萬圓、その事業方針左の如し

現在府縣道二萬五千里中地方交通上重要なる府縣道（所謂産業道路）六千里に對して特別の監督を爲しつゝあるを以て是等道路改良の急務にあるもの千二百五十里を選擇し改良せしめ總工事費一億五千萬圓に對し五千萬圓を補助するものとす

街路改良補助 二百三十九萬一千圓、その事業方針左の如し

現に補助中に屬する東京、京都、大阪、神戸、名古屋市内街路改良補助未済額五百四十八萬圓を十ヶ年間に完済するものとし殘額は後年の計畫に讓るものとす

河川工事 河川改修關係の事業費一億二千九百九十四萬六千圓

治水費線上 四千廿三萬五千圓、その事業方針左の如し現に施行中に屬する直轄河川工事にして荒川外二十九河川は施工の關係上既定計畫を繰上げ施行するものとす

河川改良費 七十四萬圓その事業方針左の如し

荒川外三十四河川は現に改良中に屬すると雖も治水政策上よりする時は尙之を以て満足すべきに非ざるを以て更に其範圍を擴張し別途繼續費豫算（總額三千四百萬圓）を設定するも現に工事中に屬する阿武隈川及び北上川は現計畫を擴張するものとす

砂防補助費 三百八十三萬四千圓その事業方針は左の如し

地方をして工事費七百五十七萬二千圓の砂防工事を起工せしめ之に二分の一を補助するものとす
砂防事業費 五百五十七萬二千圓、その事業方針左の如し

富士川外八ヶ川流域に於ては現に砂防工事を施行しつゝありと雖も尙之を以て満足すべきに非ず仍て神通川外五ヶ川流域に新に砂防工事を施

行するものとす

河川改良費補助 六千二百二十五萬圓、その事業方針左の如し

中小河川を改良するに非ざれば治水の完きを保持し難きを以て新に中小河川に對する補助の制度を認め府縣をして約一億二千三百四十萬圓の

河川改良工事を起工せしめ之に對して三分一乃至二分の一を補助するものとす

水利統制調査 八十一萬五千圓

水利の統制を計ることは契緊の要務に屬するを以て新に之が調査を開始するものとす

土木試験充實 五十萬圓現に土木試験所をして河川工事に關する試験を執工せしめつゝあるも現在の設備を以てしては不充分なものあるを以

て之が設備を充實せしむるものとす

港灣修築 港灣修築關係の事業費三千八百三十五萬四千圓

港灣改良線 七百九十三萬圓、その事業方針左の如し現に施行中に屬する神戸港外十一港灣の改良工事にして施工の關係と港灣利用上より

して豫定計畫を繰上施行するを經濟上得策と認むるものあるを以て之を繰上げ施工するものとす

港灣修築追加 二百七萬五千圓、その事業方針左の如し

現に施行中に屬する關門海峽及神戸、今治、鹿兒島に於て更に新工事を起工するものとす

港灣改良補助 一千三十九萬九千圓、その事業方針左の如し

地方港灣にして重要なものを約六十五港は港灣政策上よりして國に於てその改良を助成するの必要あるを以て地方をして千九百三十八萬圓

の改良工事を施行せしめ之に對し約二分一を補助するものとす

第十七項 産業振興の港灣修築細目決定

内務省は昭和七年度以降五ヶ年間に施行せんとする産業振興土木事

業費三億六千二百三十萬圓の計畫案を正式決定し廿日細部の計數整

理をなして即日大藏省に廻附したが右事業中港灣修築に關する內容

は左の如くである

一、重要港灣新規工事

港 灣 別

總 額

初 年 度

細 島 (宮 崎)

一、五〇〇

一〇〇

三 角 (熊 本)

三、〇〇〇

一〇〇

大 分

二、五〇〇

一〇〇

若 松 (福 岡)

三、〇〇〇

一〇〇

宇 野 (岡 山)

二、〇〇〇

一〇〇

青 森

三、〇〇〇千圓

一〇〇千圓

二、同追加工事

左記港灣は一ヶ年限りの工事とす

神戸(兵庫)七十五萬圓△關門海峽(山口、福岡)八十萬圓

(岩手)△輪島(石川)△東岩瀬、氷見(富山)△松江(島根)△片

社、松坂、尾鷲(三重)△武豊、平坂、大濱、新川、龜崎、福江

(愛知)△下田(静岡)△石巻(宮城)△四倉(福島)釜石、大船渡

業費一億六千二百三十萬圓の計畫案を正式決定し廿日細部の計數整理をなして即日大藏省に廻附したが右事業中港灣修築に關する内容は左の如くである

一、重要港灣新規工事

港灣別 總額 初年度

宇野(岡山)	二、〇〇〇	一、〇〇〇
若松(福岡)	三、〇〇〇	一、〇〇〇
大分	二、五〇〇	一、〇〇〇
三角(熊本)	三、〇〇〇	一、〇〇〇
細島(宮崎)	一、五〇〇	一、〇〇〇

二、同追加工事

左記港灣は一ヶ年限りの工事とす

神戸(兵庫) 七十五萬圓 △關門海峽(山口、福岡) 八十萬圓

△今治(愛媛) 二十七萬圓

三、指定港灣の補助港六十五

(一)本補助は一港に對し二十萬圓乃至五十萬圓として五ヶ年間に三期に分つて實施せんとす

(二)右工事は二年乃至三年の繼續として施行す

(三)五十萬圓程度の國庫補助を爲すべき港灣左の如し

岸和田(大阪) △飾磨(兵庫) △直江津(新潟) △夷(同上) △那珂

(茨城) △半田(愛知) △沼津(静岡) △八戸(青森) △宇品(廣島) △

徳島 △宇和島(愛媛) △三津濱(同上) △水俣(熊本) △名瀬(鹿児島)

島)

(四)三十萬圓程度の國庫補助を爲すべき港灣左の如し

宮津(京都) 洲本、相生(兵庫) △嚴島、島原、富江、福江、今

幅、郷浦、茂木(長崎) △寺泊(新潟) △佐原(千葉) △鳥羽、神

第十八項 海運積極方針を三土遞相が宣明

新内閣成立以來、最初の海運業者の會合として注目されてゐた海事研究會總會は二十一日午後五時丸之内會館に開催政府側よりは三土遞相、内田、大橋兩次官、廣幡管船局長、民間側よりは堀啓次郎、大谷登、山下龜三郎、深尾隆太郎、黒川新次郎、寺島成信、今岡純一郎、濱田國太郎氏等海運有力者五十名出席まづ新常議員として宮崎清則、野本正一、安田繁三郎、住田正一の四氏、名譽幹事として町田均氏を推薦の件を可決し海運振興策として

(一)海事行政統一(二)補助航路統制(三)海事銀行創設(四)自國船利用(五)外船輸入稅率改正

等の諸案を政府に建議する事を申し合せて宴會に移つたが内田會長のあいさつに續いて三土遞相は

『海運業はわが産業の生命線ともいふべきで、政府はこれが不況打開のため大いに努力する積りである、海運振興に關して當局はまづ運航資金融通の方針を決定したが、運航資金は運賃を擔保とするすこぶる確實な債權で、決して危険視すべき性質のものに非ざるが故に、國家の補償を必要とせず、金融業者の希望する所も單にその低利たるに止る事を言明してゐる、この點は船主も同様であるから、政府としては極力金融業者を督勵して低利資金の運用を計る方針である』
旨を述べ、海運立國に關し政府の積極方針を明確に宣明した

第四節 立憲政友會の重大政策

第一項 重大政策につき政府與黨の懇談會

政府は休會明け後の議會に臨むに當り特に與黨との聯けいを密にして遺憾なき議會對策を講ずるため十二日正午から首相官邸に政府與黨懇談會を開き

政府側から犬養首相外各閣僚(高橋藏相病氣欠席)森内閣書記官長、島田法制局長官、各省政務官等、與黨側から院内外總務、顧問、常議員正副會長、政務調査正副會長、會計監督、幹事長、院内外幹事等總勢九十餘名出席
午餐を共にした、その席上犬養首相より左のあいさつあり

本日こゝに機會を得て御來集を願つた次第は別に深い意味はないのであります要するところは政府に立ちたる者も黨に居る者も一致團結して國家重大の時機に當つて大いに國家のために盡すといふだけのことでありましてお互の主張は朝にあると野にあるとを問はず異るところはありませぬこゝに組閣以來始めて懇親の機會を得るに當り杯をあげて諸君の健康を祝したいと思ひます
これに對し元田肇氏は與黨側を代表し

私老人の故を以て一言御禮申し上げます國家重大の時機に組閣早々種々なる問題に遭遇されたにも拘らず犬養總理はじめ各閣僚政務官各位におかせられては大いに元氣に國務に當られてゐる事は邦家のため慶祝にたへません一同と共に杯を舉げて總理以下閣僚の健康を祈りますと謝辭を述べて懇談にいきり引續き別室において黨出身閣僚内閣書記官長法制局長官院内外總務並に山本条太郎氏は議會對策殊に議會解散の時期に關する問題を中心として懇談に入つた

まづ久原幹事長から本會合開催の目的とこれに對する希望を陳べてあいさつに代へ

一、政策實行

二、議會對策

三、政府、與黨聯絡

の三問題を議題とし

におかせられては大いに元氣に國務に當られてゐる事は邦家のため慶祝にたへません一同と共に杯を舉げて總理以下閣僚の健康を祈りますと謝辭を述べて懇談にいきり引續き別室において黨出身閣僚内閣書記官長法制局長官院内外總務並に山本条太郎氏は議會對策殊に議會解散の時期に關する問題を中心として懇談に入つた

まづ久原幹事長から本會合開催の目的とこれに對する希望を陳べてあいさつに代へ

一、政策實行

二、議會對策

三、政府、與黨聯絡

の三問題を議題とし

犬養首相 現内閣は在野時代調査研究の上決定したる我黨政策實現のため、成立したるものであるから緊急を要するものから逐次實行に着手することはもちろんであるが、豫算に關する分は組閣後極めて短時日なるため技術上實現不可能である、従つて豫算關係においてはやむを得ず大體において前内閣編成のものを踏襲せざるを得ないこととなつた、然し法律によらずして實現可能なものは各省に對し速かに斷行せしむるやう既にそれ／＼傳達済みであると述べた

山本条太郎氏 我黨政策の根幹たる産業五ヶ年計畫は既に在野時代において審査を盡したものでたゞ實行あるのみであるよつて今更下僚に對しこの政策實行のためと稱し調査研究を命ずる必要はがう末もない、たゞ斷行あるのみである、然るに豫算はやむを得ず前内閣のものを踏襲した、即ち昭和七年度においては追加豫算によるの外これが實行の方法はない、然してばう大なるこの計畫を追加豫算中に計上することの不可能なるはもちろんであるが、これを計上する趣旨は政府においてあくまでも五ヶ年計畫遂行の強固なる意思と決心とあることを國民をして納得せしめ得る實質と形式とをかね備へたものでなければならぬ、即ち申請的に準備費、調査費等の費目を計上して一時をこ塗するが如き態度を廢さねばならぬ、次に産金問題、石油問題等を始め幾多豫算によらず法律規則の變改によらずして實行し得るものはこの際直ちにこれを斷行すべきである、尙内治外交各般にわたり廣範かつ徹底的に調査を行ふ一面内外時局非常重大なるこの際としては特に當面對策に全力を盡され度い

とて關稅問題、植民地對策、金融問題を始め各種各様の時局問題につき、(別項の如く)一々詳細なる數字をあげて陳述し、これに對し東總務も又これを補足して力説し、堀切大藏政務次官は高橋藏相代理として山本、東兩氏の所説に賛成した

前田商相 産業政策の實現を追加豫算中に表現する方法につき準備費、調査費等の費目を以てすれば不徹底なりとの非難があるよつて産金問題石油問題等豫算中に列擧しある各種の品目に對し個々に助成金、獎勵費等の名目を以て計上するも一方法であるがこれは目下研究中である、尙關稅問題についてはこの際在來のスケールを變へて新機軸をたす必要に迫られてゐるから目下研究中である

その他床次鐵相、山本農相、中橋内相等よりも所管豫算の概略その他當面の對策等につき具體的説明をなし、岡田總務は對議會策につき黨務部としての希望特に總選舉に際しては黨本部と支部との間において完全なる統制を保つことの必要な旨を種々具體的實例をあげて説明した續いて解散問題を中心とする對議會策並に政府與黨連絡問題の協議に入るはずであつたが時間がないたため當日は第一の政策問題だけに止め近

く第二回會合を開いて第二、第三の議題を協議するに決しその時期は書記官長と幹事長に一任して同四時散會

第二項 産業五箇年計畫の實行に就て

山 本 条 太 郎 述

上級の如く政府與黨幹部懇談會席上に於て政友會政務調査會長山本条太郎氏の述べられたる産業五箇年計畫實行具體案は政府與黨の重大政策にして將に實行せらるゝに當り之れを茲に詳述する事は一般に徹底せしむる所以でもあらう。以下詳述する所の右計畫は金解禁當時立案せられたものであるから、金輸禁止後の情勢に適應するため今回これを實行に移すにあたりては多少變更の必要を生ずる

(一) 茲に産業五ヶ年計畫の意義及び目的を簡明に言ひ現はせば、夫は我國刻下の經濟難局を打開するに必要な應急對策たると同時に、國民經濟建直しの基礎的事業として將來に亘り恒久の効果を期し得るが故である。

更らに具體的に云ふならば、本計畫の主眼とする所は、深刻なる世界の不況時に善處して、我國産業の振興を圖り、輸入を防遏し、輸出を増進する事に依り、國民經濟の充實と發展を促進すると共に國際貸借を改善し、同時に失業問題を解決する等、極めて重要且廣汎なる目的を有するものである、隨つて此計畫が格別の支障なく、如實に達成せられたならば、現在の經濟國難は匡救され、國民生活の安定を期待し能ふのみならず、國家經濟の死命を制する正貨問題も將た又世に喧しき思想問題及社會問題等に對しても効果的價値あるを疑はない、故に本計畫の内容は單なる一時的及部分的施設にあらずして、永久的且綜合的意義を含蓄するものであり、吾々の主張する新經濟政策の核心は即ち其處にある

顧みるに我國には從來未だ透徹せる經濟國策が確立されず、何人も産業立國の重要性を知らながらも、實際には之を具體化すべき何等の方策が行はれてゐなかつた、夫が爲め貿易は常に均衝を失し、國際貸借關係の上に不斷の悩みを持ち續けて來た、然るに今や世界の全面を吹き捲くる經濟恐慌に際會し、列國競ふて金輸出禁止、爲替管理、關稅政策其他の手段に依り自衛的經濟封鎖主義を執るに至り、此間に介在して我國の立場は層一層艱難の度を加へ、未曾有の苦境に立たざるを得なくなつたのである。

尤も既往の政府は勿論民間當業者と雖も、我國國民經濟の缺陷に就て思慮を運ばなかつたのではない形式的には世界戰爭以後、我財界が逆勢に顛落してからの歴代政府は、各自申合せたる如く、施政の重點を經濟産業の上に置いたのであつて、例へば大正七年寺内内閣の末期には經濟調査會が設置せられ、次いで同九年の原内閣は組閣の劈頭臨時産業調査會を設け、又同十三年清浦内閣時代にも帝國經濟會議が置かれたのである。更に近くは昭和五年濱口内閣の下に臨時産業審議會を設け、其各部門の委員には朝野の識者を網羅せる觀あれど、其實績は單に米獨等

に行はれた産業合理化や、トラスト、カルテルを奨勵するが如き、所謂産業統制に主點を置きたるに止り眞に産業を建直し、國際收支の好轉を圖ると云ふ根本問題に着目して有意義なる政策を樹立せるものは曾て之を見出し能はぬのである是れ恐らく我國國民經濟の弱點が那邊に在るかを明確に認識することなく、寧ろ餘りに當面の事象に囚はれて居つた爲めかと思はれる。

捲くる經濟恐慌に際會し、列國競ふて金輸出禁止、爲替管理、關稅政策其他の手段に依り自衛的經濟封鎖主義を執るに至り、此間に介在して我國の立場は層一層艱難の度を加へ、未曾有の苦境に立たざるを得なくなつたのである。

尤も既往の政府は勿論民間當業者と雖も、我國民經濟の缺陷に就て思慮を運ばなかつたのではない形式的には世界戰爭以後、我財界が逆勢に顛落してからの歴代政府は、各自申合せたる如く、施政の重點を經濟産業の上に置いたのであつて、例へば大正七年寺内内閣の末期には經濟調査會が設置せられ、次いで同九年の原内閣は組閣の劈頭臨時産業調査會を設け、又同十三年清浦内閣時代にも帝國經濟會議が置かれたのである。更に近くは昭和五年濱口内閣の下に臨時産業審議會を設け、其各部門の委員には朝野の識者を網羅せる觀あれど、其實績は單に米獨等

に行はれた産業合理化や、トラスト、カルテルを奨勵するが如き、所謂産業統制に主點を置きたるに止り眞に産業を建直し、國際收支の好轉を圖ると云ふ根本問題に着目して有意義なる政策を樹立せるものは曾て之を見出し能はぬのである是れ恐らく我國民經濟の弱點が那邊に在るかを明確に認識することなく、寧ろ餘りに當面の事象に囚はれて居つた爲めかと思はれる。

夫にして濱口内閣以前の日本には尙十億圓以上の正貨があり、年々輸入超過を續けた上、關東大震災の打撃に會したれども、尙其處に幾分の強味を有してゐたのであるが、昨春世界的不況の進展しつゝあつたにも拘はらず、其觀測を誤りて無準備の金解禁を斷行せる結果は人爲的に對外爲替を釣り上げ、急激に物價の暴落を促すに至り、慘害の及ぶ所産業の全部面國民經濟の全範圍に亘りて殆ど破壊的受難に逢着したのである、斯の如きは本來我が産業機構の改善と發達とに依り輸入防遏、輸出増進の計を確立し、以て金本位擁護の根本方策と爲すべき時に方り、却つて前後の順序を顛倒し、爲替や、通貨政策の如き、金融技巧を過重視し、不自然なる低物價を強制したからであり、左ればこそ前内閣が自ら期待せる經濟界の復興は裏切られ、國民の疲弊困憊は其極に達し、政府夫自身の財政すら多大の赤字を示せるのみならず、遂には英國の金輸出再禁止其他の影響を受けて、僅々二、三ヶ月間に三億數千萬圓にも上る正貨の流出を餘儀なからしめ、我が金準備を四億圓臺に激減せしむるに至つたのである、斯るは要するに内外經濟に對する認識不足の致す處であつて、其政策の如何に誤れるかは眼前に展開し來つた事實其物が明かに實證してゐる。

(二) それで吾々の主張して居る産業五ヶ年計畫は、何よりも先づ國民經濟の根本的弱點を矯救し、自主自立の脚場を建設すると共に、進んで對外輸出を圖るが主眼である、之が爲め内外に亘り國民經濟を充實せしむるには、第一輸入を防遏する事を急務とし、併せて輸出を増進する事に努力せねばならぬ。

勿論、如上の目的を達する爲めには産業機構の改善と發展とに必要なる諸般の施設を行ひ、適度の保護政策をも採らねばならぬ。其施設中には農、林、水、畜、鑛、工等の各種産業に亘り、國家の力を以て積極的に指導、助成すべき幾多の事業があり、大體之を五ヶ年に分つて緩急に應じ順序を立てて、之に着手せんとするが吾々の立案せる計畫である、之と同時に關稅の整理、改正や、動力費、鐵道運賃の引下、産業資金の圓滑なる運用等、政府として講すべき事項は甚だ廣汎であり、殊更朝鮮、臺灣を包括せる各種産業の整調の如きは、此場合尤も緊要なる急務たらねばならぬ。

元來我帝國は平年度に於て約二十四億の輸入があり、昨年來物價は貿易の變調に依り、殆ど半額に激減したるも、尙其内には六億圓位迄は政府の方策と當業の施設如何に依りて輸入防遏の可能なものがある、例へば曩に政友會政務調査會より發表せる通り

重要輸入品中國内生産可能品調(昭和六年度、單位千圓)

種	目	輸	入	額	生産可能額	歩	合
---	---	---	---	---	-------	---	---

鐵 類	九五、五三三	九五、五三三	全 部
機械自動車、時計	一二〇、〇九〇	八三、一四五	七 割
アルミニウム、亜鉛	一四、五五三	一二、〇五五	八 割 三
化學工業製品	七一、八二九	五七、三二三	八 割
纖維及同工業製品	四二一、〇二三	七一、四二四	一 割 七
砂糖、煙草、木材、雜品	一三六、一二四	八二、八四八	六 割
農 畜 産 物	二五一、七六九	一九五、一〇三	六 割 三
肥 料 及 穀	九八、七〇〇	四七、七九〇	四 割 八
計	一、二〇九、六二一	六〇九、二二一	五 割

右は單に概算の數字を掲げたのであるが、本計畫の實行に當り、生産増進に對し原則的に適用せらるべき方針は左記の通りである

(一) 國民生活上の必需品にして現在猶生産不足の爲め海外よりの輸入に依存しつゝあるもの

(二) 我國にて生産可能なるにも拘はらず、外國品に壓倒せられつゝあるもの

(三) 現在に於ては尙幼稚又は技術未熟の爲め振興せざるも將來發展の見込ありて世界の市場と共通性あるもの

斯くして六億圓の輸入が防遏され、更に輸出を増進するならば、我國の經濟界は如何なる面目を發揮するか、正貨問題の悩みも、不景氣の嘆聲も過去の歴史物語りとなるに相違ないのである。

前内閣は無準備の金解禁を擁護する爲め、所謂國産愛用を宣傳したが、一方に極度の消極政策を固執して産業破壊を強行しながら他方に國産愛用を説くが如きは寧ろ不可能を強ひるものであり、何等生産増進策を講ずる事なくして國産を愛用せしめんとするも、國民は愛用すべき品物を見出し得ないのである、吾々は之に異りて先づ國産の増進に必要な方策を樹て、其發展を助成する、夫が即ち輸入防遏、輸出増進の前提要件である。

世上或は保護關稅及び政府の産業助成施設を以て國內物價騰貴を招き消費者の負擔を増すとの非難を加ふるものあれど、今日世界各國に於ける經費政策は悉く關稅障壁を高め、自國の産業保護、自給自足に全力を傾注しつゝある、夫は主として失業者を活用し、併せて國際貸借の改善に資せんとするが爲に外ならずして之を概觀すれば即ち經濟的鎖國時代を顯出して居るのである、此時に方り獨り日本のみが、過去の歴史に過ぎない自由貿易主義に執着するが如きに於ては、國民經濟の危機は永久に救はれない、若し我國が保護政策を排して、臺灣に一千三百萬俵の砂糖の生産がなかつたとしたら、其結果は如何であらうか、物價の不自然なる騰落は忌むべきであるが、國民生活に必要な産業を保

護する事は、佛人の所謂經濟國防であつて、少くとも輸入の防遏せらるゝ丈け、夫丈け國民所得の増進とも、失業者の活用ともなるのであるから、之に基く合理的高物價の如きは、國民經濟全局の上では優に償はれるのであることを知らねばならぬ、況や其高物價と雖も該産業の哺育期間丈けの事で、夫は現時の科學の進歩の程度に於ては僅かに數年を出でざるものであるに於てをやである。

世上或は保護關稅及び政府の産業助成施設を以て國內物價騰貴を招き消費者の負擔を増すと非難を加ふるものあれど、今日世界各國に於ける經費政策は悉く關稅障壁を高め、自國の産業保護、自給自足に全力を傾注しつゝある、夫は主として失業者を活用し、併せて國際貸借の改善に資せんとするが爲に外ならずして之を概觀すれば即ち經濟的鎖國時代を顯出して居るのである、此時に方り獨り日本のみが、過去の歴史に過ぎない自由貿易主義に執着するが如きに於ては、國民經濟の危機は永久に救はれない、若し我國が保護政策を排して、臺灣に一千三百萬俵の砂糖の生産がなかつたとしたら、其結果は如何であらうか、物價の不自然なる騰落は忌むべきであるが、國民生活に必要な産業を保護する事は、佛人の所謂經濟國防であつて、少くとも輸入の防遏せらるゝ丈け、夫丈け國民所得の増進とも、失業者の活用ともなるのであるから、之に基く合理的高物價の如きは、國民經濟全局の上では優に償はれ得るのであることを知らねばならぬ、況や其高物價と雖も該産業の哺育期間丈けの事で、夫は現時の科學の進歩の程度に於ては僅かに數年を出でざるものであるに於てをやである。

(三) 次に本計畫の達成に必要な財源の問題であるが、現在の如く政府の財政も、民間經濟も、前内閣失政の爲めに極度に破壊された今日に在りては、固より容易とは云はれない、併しながら歴代政府の如く單に金融政策の末枝に囚はるゝに於ては到底此經濟國難は打開し能はぬ、殊に其國難たるや雷に過去の缺陷を矯救するを以て足れりとせずして、更に豫測し能はざる明日の世界的變局にも備へねばならぬのである、隨つて此非常時に直面して、之に適應すべき弾力性を我産業の内容に哺育濫蓄すべき事業をも併せて當然遂行せねばならぬのである、之が爲には國民一致協力して我が經濟政策の大轉換に當る以外他に方法はあり得ない。

然るに今や幸にして大養内閣成りて金輸出再禁止を斷行せる結果此産業政策の遂行は、當初豫定せる經費(五億圓乃至六億圓)は大約其半額にて足るべしと推算し得るに至つた、即ち一ヶ年平均五千萬圓内外を以て實現し得べき目算が立つ様になつたのである、夫は金輸出再禁止が自然に我産業を刺戟し、國民經濟發展の原動力たるの作用を齎すからである。

吾々は五ヶ年計畫の樹立と同時に財政及稅制の整理並に行政機構の全般的改革を意圖するものであつて、此の間所要の財源を見出し得べきを信するも、差當つて關稅改正に依る增收額と臨時奢侈稅の設定に依り年額五千萬圓程度の事業に充當するの敢て不可能ならざるを思ふのである。云ふ處の奢侈稅は現今歐米各國を通じ、何等かの形式に於て殆ど例外なく實施されて居るのみならず、刻下の國難に際し比較的負擔力を有する階級が其義務を分擔するは社會政策的意義に於ても敢而不合理とは認められない、勿論夫は一時的且特殊の事であつて決して一般的の増稅を意味しない。

尙世上一部の人士は、吾が五ヶ年計畫に對して甚だ緩漫なる事業の如く誤解するものがあるが、現實に本計畫が決定着手せらるゝ曉には、直に我産業界に好刺戟を與へ、民間の事業も之に呼應して振興し來ること疑ひはない、且其期間に就ても吾々の豫想は最初の二三ヶ年以内に於て目的の大半を達成し得る可能性があり、其全部に對し五ヶ年を要すと云ふのではない従つて、本計畫の實施は一日も速かなるを有利とし一日遅ければ國民の痛苦は一日延長されねばならぬ、況や正貨の激減死活線上に彷徨するの受難時代に當面しつゝある今日に在つては何を措きても國民經濟の根本的更生策を急務とするに於てをやである。

以上極めて大略ながら産業五ヶ年計畫の概要を説明したが、之を要約するに本計畫の目的とする處は産業立國主義の具體化であり、眞實なる意義に於ける國民經濟の建直しであつて、國民所得の増進、大衆生活の安定を基調とする新經濟國策の具象化に外ならない、夫に依つて輸入は防遏され輸出は増進し、國際貸借は改善さるゝが故に正貨兌換制度も擁護され、失業問題が解決さるゝが故に、不景氣は必然打開され得るのである。

吾々は信ずる、世界の何人が局に當つても、現在の經濟國難匡救策は此の一途以外に何等の方策もあり得ない事を、而して國際經濟戰の苛烈を極めつゝある現代の如き重大時機に方りては、最早一刻の猶豫も成り難く、無論區々の彌縫策に安んじ、姑息の計に甘んじて居るべき秋ではない、吾々は金輸出再禁止を第一歩として我國民經濟の轉換更生に精進すべく全國民の協力を切望して已まない。

第二項 増産計畫に依る輸入防遏案

右に述べたる産業五箇年計畫案に基く増産計畫に依る輸入防遏案の大要左の如し。

工 産 品 (單位千圓)

△鐵 一、輸入價額 四八、〇四七。一、計畫 全額内地生産但し一

千二百萬圓の原料鑽石の輸入増加を生ずる。一、關稅 個々の物

品により保護關稅設定の要を認むる。一、施設 利益の保證又は

利率補償の方法による、時宜に應じて官業を整理して一部政府の

投資をなす

△機械類 一、輸入價額五〇、九三五。一、計畫 七割生産。一、關

稅 各品目により保護關稅を要する。一、施設 輸出機械工業に

補助を與ふると共に國內機械工業に助成、利益補償の途を講ずる

△自動車及び部分品 一、輸入價額 一六、三二八。一、計畫 六割

生産 一、關稅 一定價格以上の自動車及び部分品にはしやし税と

して相當重稅を課する。一、施設 現存の三自動車製造工業に僅

少の助成金を交付すれば六割生産は容易なり

△自轉車および部分品 一、輸入價額▲一、〇二八。一、計畫 六割

生産。一、關稅 増徴の要あり。一、施設 モーターサイクルの

部分品を除く他は別段の施設を要せず

△アルミニウム 一、輸入價額▲二、六九〇。一、計畫 全部内地

生産。一、關稅 現在直に關稅引上の要なく元價トン當り八百五

十圓以下に低下したる場合關稅保護の必要あり。一、施設 獎勵
費一ヶ年に百十萬圓、五ヶ年に五百五十萬圓の補助により目的を
達し得る

△亞鉛 一、輸入價額 ▲三、二一九。一、計畫 五割生産。一、關

稅 一定價格以下に低落したる場合に關稅を以て保護する。一、施

設 年額百萬圓の補助により五ヶ年間に完成する

△時計 一、輸入價額 ▲二、一八〇。一、計畫 全額生産。一、施

設 時宜により多少の補助をなすべき必要あるも關稅設定により

大半の目的を達し得るものとする

△硫酸アンモニウム 一、輸入價額 一五、八六一。一、計畫 全

部内地生産。一、關稅 必要なし。一、施設 國產愛用運動の他何

等施設を要せず

△パラピン、ワックス 一、輸入價額 ▲三、一四一。一、計畫

五割生産。一、關稅 引上の要あり。一、施設 助成の必要あり

△苛性ソーダ同灰 一、輸入價額 ▲七、二六四。一、計畫 五割生

産。一、關稅 現行關稅を一圓引上の必要あり、一、施設 關稅

引上のみにて足る

△コイルタル分りう生成品 輸入價額 ▲二、四五四。一、計畫

不利に基くもの故品種改良施肥につき意を用ゆれば關稅改正のみ

にて足る

△小麥 一、輸入價額 三、三〇八。一、計畫 九割生産。一、關

稅 關稅引上げの必要あり。一、施設 綿織物

加工の關係上關稅のみに助成の必要あり

△爆發藥 一、輸入價額 ▲六六八。一、計畫 全部生産。一、關

少の助成金を交付すれば六割生産は容易なり

△自轉車および部分品 一、輸入價額▲一、〇二八。一、計畫 六割

生産。一、關稅 増徴の要あり。一、施設 モーターサイクルの
部分品を除く他は別段の施設を要せず

△アルミニウム 一、輸入價額▲二、六九〇。一、計畫 全部内地
生産。一、關稅 現在直に關稅引上の要なく元價トン當り八百五

△バラピン、ワックス 一、輸入價額 ▲三、一四一。一、計畫

五割生産。一、關稅 引上の要あり。一、施設 助成の必要あり

△苛性ソーダ同灰 一、輸入價額 ▲七、二六四。一、計畫 五割生
産。一、關稅 現行關稅を一割引上の必要あり、一、施設 關稅
引上のみにて足る

△コイルタール分りう生成品 輸入價額 ▲二、四五四。一、計畫

七割生産 一、關稅 關稅引上げの必要あり。一、施設 綿織物
加工の關係上關稅のみに助成の必要あり

△爆發藥 一、輸入價額 ▲六六八。一、計畫 全部生産。一、關
稅 多少引上の要あり。一、施設別段の補助を要せず、たゞ陸軍
工廠の製造販賣せる黒火藥の分を民業に移せば足る

△鹽化加里 輸入價額 ▲二、六三八。一、計畫 五割生産。一 關
稅 部分的に關稅引上の要あり

一、施設 「ヨード」工業發達獎勵により加里工業の増産を計る
△毛織物 輸入價額 九、九九一。一、計畫 全部内地生産。一、關
稅 引上の要あり

△紙類 輸入價額 ▲一〇、〇四二。一、計畫 七割生産、政府が輸
入防止獎勵により十分なり殊に桑樹よる製紙の發明は一層これを
容易に導くものと認む

△製紙用パルプ 一、輸入價額 ▲一〇、〇八三。一、計畫 五割増
産。一、關稅 改正の要なし。一、施設 パルプ工業は木材の低
廉と桑樹パルプの發明により國內生産に移すこと困難に非ざるも
森林經營の國策樹立するまでは五割に止むるを至當とす

△砂糖 輸入價額 一五、六三二。一、計畫 全部生産。一、關稅
改正の要なし。一、施設 現在の助長計畫にて足る

△その他の機械工業雜品 については五割まで内地生産の要あり、
いづれもそれ／＼品目に應じ、保護關稅を設くる必要あり

農 産 品

△豆類 一、輸入價額 三七、六七七。一、計畫 五割生産。一、關
稅 保護關稅の必要あり。一、施設 輸入の原因は我國内の採算

不利に基くもの故品種改良施肥につき意を用ゆれば關稅改正のみ
にて足る

△小麥 一、輸入價額 三、三〇八。一、計畫 九割生産。一、關
稅 關稅引上の要あり。一、施設 作付段別を今後五ヶ年間に十
八萬町歩増加し改良品種を配給し反當り收穫二割増を計かる

△コンデンスミルク 一、輸入價額 ▲二、四〇四。一、計畫 全部
生産。一、關稅 關稅引上の要あり。一、施設 關稅引上のみに
て足る

△米 一、輸入價額 六、九七〇。一 計畫 全部生産。一、關稅
改正の要なし。一、施設 米の國家統制によりこれを徹底すれば
足る

△あは 一、輸入價額 二一、三九〇（昭和五年度分）一、計畫
七割生産。一、關稅 引上の要あり。一、施設 あはは主として
鮮人の常食品なるを以て朝鮮内において二割の増産計畫を樹立す

△穀粉及び澱粉 一、輸入價額 ▲二、四一三。一、計畫 七割増
産。關稅 引上の要あり。一、施設 小麥粉の關稅引上げにて足
る

△たうもろこし 一、輸入價額 ▲二、四六四。一、計畫 七割生産
一、關稅 引上げの要あり、一、施設 多少の獎勵を行へば足る

△豆かす、その他の油かす及び肥料 一、輸入價額 ▲四三、二五
八。一、計畫 五割増産。一、關稅引上げの要あり。一、施設
朝鮮における豆の反當り收穫の約八割の増收を計かり豆かすの自
給を計る

△採油用原料 さい子、けし、ご麻子、荏ご麻子、亞麻、ちよ麻子、

一、輸入價額 ▲一一、七七九。一、計畫 三割乃至五割生産。一

關稅 引上の要あり。一、施設 農家副業として増産奨励する

△ふすま 一、輸入價額 八、二五八。一、計畫 五割生産。一、關

稅 改正の要なし。一、施設 麥の増産計畫奨励により當然生産

ある

△飼料 一、輸入價額 ▲九、五七四。一、計畫 六割増産。一、

關稅 改正の要なし

一、施設 農産物の増産に伴ふの他水産奨励により補ふことを得
るものとする

△煙草(葉煙草) 一、輸入價額 ▲七、五二三。一、計畫 五割生産

一、關稅 改正の要なし。一、施設 米國種葉煙草の増産計畫を
樹立する

△その他の農産物輸入價額 三六、〇〇三(昭和五年) 一、計畫

五割生産。一、關稅 一部引上の要あり。一、施設 採算を考慮

せる關稅引上を行ひ、全國的に生産統制の下に増産計畫を樹立す

れば國民の副業として増産の可能性十分なり

△植物性せん維 一、輸入價額 ▲一一、九四三。一、計畫 二割生

産 一、關稅 引上げの要あり。一、施設 主として麻類に屬す

るものなれば栽培奨励と人絹、ラミールちよ麻等により代用すれば
目的を達し得る

△木材 一、輸入價額 四三、三九五。一、計畫 五割生産、一、關

稅引上げの要あり。一、施設 永續的計畫とし全國的に植林計畫

を施し増産計畫を樹立したる上、林道、軌道、索道の助成と運賃
引下を以て外材と競争し得る施設をなすの要あり

△綿糸綿布 一、輸入價額 ▲一八、四八四。一、計畫 全部生産

一、關稅 引上の要あり。一、施設 關稅引上にて足る

△綿花 一、輸入價額 二九六、二七二。一、計畫 六分一厘の増産

一、施設 朝鮮における綿花増産計畫の經驗を基礎とし更に品種
改良を計り五ヶ年間に朝鮮の作付反別十八萬五千町歩五千三百萬

斤(昭和五年)を倍額にする増産計畫を樹立する

(以上昭和六年分▲印十月迄)

第四章 滿洲問題につき犬養内閣最初の聲明

滿洲の治安維持及び錦州に於ける我軍事行動に關し帝國の立場及び所信を闡明せる犬養内閣成立後の第一次帝國政府聲明書は二十七日午後三時外務省から左の如く發表せられた

一、滿蒙における治安の維持は帝國政府のつねに最も重要視する所にして、政府においては從來各般の機會に同地方の康寧を保持し、かつこれが軍閥争亂のちまたと化するを防がんがため百方適法の手段を講じ來れり、治安の保持ありて始めて同地方は内外人安住の地たるを得べく又秩序なき所、門戸開放、機會均等も結局空名に終るべし、計らずも今次事件は帝國に對し滿蒙における新なる責任を加へ、然してその活動の範圍は更に廣はんなるを致せり、即ち支那側の不當なる攻撃に對し必要の自衛手段をとりたる結果帝國は廣大なる地域にわたりて公共の安寧を維持し、住民の權益を保護するの義務を負ふのむやを得ざるに至れり、當時支那地方官憲は法律秩序保持のため何等協力の機會を求めず一せいに逃亡又は辭職せり、かゝる狀況の下に無この地方民の災害を出來得る限り鮮少ならしむるは明に帝國の義務にしてこれに反し我方において右等良民を無政府状態の渦に委するが如きは正に前記義務の怠慢たるべし、これ我軍が多大の犠牲を忍び支那官憲の機能を失へる地方において人命財産の安全を保持せんがため全力を盡し來りたる所以にしてひつきやう我軍は事態自然の推移によりてその欲すと否とに拘らず右の如き責務を負ふに至れるものなり

二、右の如く今次事件の發生により既存諸機關の破壊を見たるに止まらず滿蒙地方における馬賊その他不逞分子は自然その跳りやうを増すに至りたるも、我軍の所在する方面においてはその威力により漸次治安の回復に向ひつつありたり、然るに十一月月上旬前後より鐵道付屬地接續地方殊に滿鐵本線西方におけるこれ等不逞分子の跳りやうにはかに顯著となり來れるところ右馬賊等の活動は錦州軍憲の組織的策謀に基くものなること捕りよの供述、押收文書其他各種の情報により疑を容れざるところなり錦州方面における第三國武官中支那側において何等攻撃の準備をなし居る證左なしとの報告をなし居るものある所錦州軍憲が大體打虎山以西の北寧線上及びその付近の各地にわたり巨大なる兵力を擁し居るは明にして我軍の周密なる偵察によればこれ等軍隊が錦州その他の駐屯地において着々兵備を整へ居る證跡顯著なるものあるのみならず、その前衛部隊を錦州より遙に東方にある田庄臺、臺安、白旗堡等遼河右岸の各地を連ねる線に配置しをること確實なり然して右事態が滿鐵沿線その他數地に分散駐屯せる我在滿部隊に對する不斷の脅威たるは何人も首肯し得べく、殊に北寧線を利用するに於いては打虎山奉天間及び溝幫子河北間は僅々三四時間内に到着し得べき近距離にある事實は右脅威の甚だ大なるを示すものなり、一方前記

馬賊等は近時錦州軍多數將卒の改編せられたるものを含みその活動の規模急速に増大し居り現に滿鐵本線西方における馬賊は十一月上旬約一萬三千と算定せられたるが十二月上旬の調査によれば三萬を超過しかつ最近においては數百乃至數千の員數と機關銃迫撃砲等の裝備を有し今や正規軍との區別ほとんど困難なる状態にあり偶々以てその背後にこれを補給しこれを指導する錦州軍憲の存すること疑なきを知るべし、又在奉天日本總領事館の調査によれば鐵道附屬地接續地方馬賊兵賊出沒數は十一月一日以降十日間二七八件、十一日以降十日間三四一件、廿一日以降十日間四三八件、十二月一日以降十日間四七二件、合計一、五二九件の多きに上れり、

敵上馬賊等不てい分子の跳りやうに對し我軍において必要の討伐を行ふや滿鐵本線西方の賊團は逸早く遼西方面に逃入するを常とし我軍をしてほとんど奔命に疲らしむるものあり、然も尙我軍において遼西地方に對する賊團の追跡を敢てせざりしは同地方各地に駐屯する前記錦州軍憲配下の支那正規兵との衝突を避けんとする苦ちうに出たるものなり

三、然るに偶々十一月二十四日顧外交部長より在支主要列國公使に對し支那側は日支兩軍の衝突を避くるため、支那軍の山海關以西撤退を實行するの用意ある旨を告げたりよつて帝國政府は同月二十六日正式に右趣旨の提議に接するや主義上これを受諾すると共に在支帝國公使及び在北平帝國代表者に對しそれ／＼顧外交部長及び張學良氏との間に本件に關し話合を行はんことを訓令せり、同公使は十一月三十日乃至十二月三日數次にわたり顧外交部長と話合を行ひたるが同部長は中途より前記申出を翻して右話合に應ぜざるの態度を示し、又在北平帝國代表者は十二月四日以來張學良氏と直接又はその側近者を介し話合を重ねたるが同月七日に至り張學良氏よりその自發的處置として錦州方面支那軍の撤退を行ふべき旨を開示し來り以來幾度となく右約束の急速實行方を確言せるも何等撤兵の事實なく却て同方面の兵備を嚴にし居る實情なり

四、錦州地方撤兵問題に關する交渉開始せられたる以來既に約一ヶ月に及べるも支那側の不誠意なる態度により何等の効果を擧げ得べき前途の見すゑつかざる間に前記の如く賊團の活躍益々しやうけつを極め來り遂には南滿洲における全般的治安の根底的破綻を招來するの恐れある事態を現出せるにより最近我軍は一せいに出勤して從來より比較的大規模の賊團討伐に着手するの止むを得ざるに至れる所我軍において賊團討伐の徹底を期せんがためにはその根據地たる遼西方面に進出せざるを得ざること前述の事情に徴し明なり固より我軍は九月三十日及び十二月十日理事會決議の趣旨に反し好んで支那正規兵に對し攻撃を加ふるが如き主動的處置に出で居るものにあらざることもちろんなるも他面兵賊等の討伐に至りては滿蒙現下の特殊狀況に顧み日本軍において引續きこれを行はざるを得ざる所にして右は十二月十日理事會決議採擇の際我代表において明確に保留せる所なり、然るにこの際支那軍憲にして表面非攻撃的態度を裝はんとするも前記の如く裏面において我軍及び我居留民を目標とする兵賊操縱等の挑發的行動に出で、かつ右兵賊中に錦州軍の將卒多數混入して正規軍との區別困難なる以上我軍において自衛上必要と認むる適當の處置に出づる場合その結果生ずることあるべき一切の責任は前記諸般の經緯に鑑み總て支那側にお

いて負擔すべきものなり

五、帝國政府は聯盟規約、不戰條約その他各種條約及び今次事件に關する理事會兩度の決議を忠實に遵守せんことを期するものにして錦州軍憲の組織的治安かう亂に對する日本國民の憤激甚しきものありたるに拘らず一ヶ月の長きにわたり帝國軍において同方面に對する兵賊討伐

び十二月十日理事會決議の趣旨に反し好んで支那正規兵に對し攻撃を加ふるが如き主動的處置に出で居るものにあらざることもちろんなるも他面兵賊等の討伐に至りては滿蒙現下の特殊狀況に顧み日本軍において引續きこれを行はざるを得ざる所にして右は十二月十日理事會決議採擇の際我代表において明確に保留せる所なり、然るにこの際支那軍憲にして表面非攻撃的態度を裝はんとするも前記の如く裏面において我軍及び我居留民を目標とする兵賊操縱等の挑發的行動に出で、かつ右兵賊中に錦州軍の將卒多數混入して正規軍との區別困難なる以上我軍において自衛上必要と認むる適當の處置に出づる場合その結果生ずることあるべき一切の責任は前記諸般の經緯に鑑み總て支那側にお

いて負擔すべきものなり

五、帝國政府は聯盟規約、不戰條約その他各種條約及び今次事件に關する理事會兩度の決議を忠實に遵守せんことを期するものにして錦州軍憲の組織的治安かう亂に對する日本國民の憤激甚しきものありたるに拘らず一ヶ月の長きにわたり帝國軍において同方面に對する兵賊討伐の自由を抑制しその間政府において凡ゆる手段を盡し右討伐實行の際じやく起することあるべき日支兩軍の衝突を豫防するに努めたる誠心誠意と隱忍自重とは全く前記諸條約及び決議に基く義務に忠實ならんとする精神に出でたるものなること必ずや世界輿論の認識を得べきを信す

第五章 犬養内閣々僚時局談

一、求むる所は條約履行のみ

西下の車中にて 犬 養 首 相 談

犬養首相は伊勢神宮、桃山御陵等參宮のため鳩山文相、犬養秘書官其他を従へ廿七日午後十時十五分東京驛發鳥羽行列車にて西下したが、車中に於て時局につき大要左の如き談話を試みた。

先日滿洲問題に關し三國干涉が始まつたなど、大袈裟に傳へられたので困つたが實は干涉でもなんでもない、たゞ日本が錦州の正規軍を攻撃するやうなことがあつては世界の人心を刺戟するおそれがあるといふ心配からたづねて來たのだ、これについて吾輩はよく説明して元來支那の正規軍と土匪の區別ぐらゐるつけ難いものはない、どこの國といはず軍隊と泥棒の間は大變な相違であるが支那の土匪と正規軍は紙一重の違ひで容易に識別は出來ない、これは戰亂の支那四千年來の全く特異な現象だ日本に錦州の正規軍を打つ意思は毛頭も無いが、治安を案す土匪は徹底的に掃蕩しなければならぬ、事實において土匪を討伐すればこれが逃げ廻り正規軍までがこれにまき込まれて土匪も正規軍もない有様になる。

歐米の人達はこの事を如何にも可笑しい解せないことゝ思つてゐたやうだがわが輩よく説明しておいたから大分は判つたらうと思ふ、錦州の土匪は最近黙々として撤退してゐたのであるが、日本の新聞が三國干涉などゝ書き立てたものだから却つて元氣になつて同方面の事態を悪化したのは遺憾である、今度の事變で歐米では日本の態度についていゝゝ氣をもんでゐるやうで或は滿洲の門戸を閉鎖するやうなことはないかと感じてゐるやうだが門戸閉鎖どころかあの廣漠たる山野を開發し文明を進めて行くには外國の資本はどうしても入れて貰はなければならぬ、も一つ日本は滿洲を第二の朝鮮として取つてしまふんでないかといふものがあるが、飛んでもない見當違ひであんな所を取つてはたまつたものではない、取らない理由をいへば日本からはあの土地に廿年間に僅かに廿萬人しか出してゐない、それも軍隊と滿鐵の御用をつとめる商賣人の共喰ひばかりだ、どん／＼入り得たのは山東、山西の苦力と對抗出來る支那人と朝鮮人だけで滿洲を日本のものにして見たところであの廣い山野を治めて行くことがまづ何よりもむづかしいことだ。

日本の要求するところは鑛山、鐵道、工業などの條約尊重と履行で主權の侵害などではない、これは外交辭令ではない、實際の話だ、政府の

政綱政策は野黨時代における主張で明瞭だから超然内閣や官僚内閣がやるやうな政策の發表など必要はないとお儀式見たいなものだが、平生の主張のうち第一著手として實行すべき重要なものだけを明春早々に發表することにならう、何を發表するかはまだ少しも考へてゐない解散だ解散だと騒いでゐるが解散の好きなものは議員中一人もあるまい吾輩も一期以來議員になつてゐるが解散は一番嫌ひだ、従つて無理

てはたまつたものではない、取らない理由をいへば日本からはあの土地に廿年間に僅かに廿萬人しか出してゐない、それも軍隊と満鐵の御用をつとめる商賣人の共喰ひばかりだ、どん／＼入り得たのは山東、山西の苦力と對抗出来る支那人と朝鮮人だけで満洲を日本のものにして見たところであの廣い山野を治めて行くことがまづ何よりもむづかしいことだ。

日本の要求するところは鑛山、鐵道、工業などの條約尊重と履行で主權の侵害などではない、これは外交辭令ではない、實際の話だ、政府の

政綱政策は野黨時代における主張で明瞭だから超然内閣や官僚内閣がやるやうな政策の發表など必要はないとお儀式見たいなものが、平生の主張のうち第一著手として實行すべき重要なものだけを明春早々に發表することにならう、何を發表するかはまだ少しも考へてゐない解散だ解散だと騒いでゐるが解散の好きなのは議員中一人もあるまい吾輩も一期以來議員になつてゐるが解散は一番嫌ひだ、従つて無理にも解散しようといふ考へは少しもないが、相手の出様では解散もやむを得ないかも知れない、頭をなぐられてヘイ有難う御座いますといふ譯には行かないからな。

年 頭 の 辭

日支係争問題を完全に解決せん

内閣總理大臣 犬 養 毅

茲に昭和七年の新春を迎ふるに當り、謹んで 聖壽の萬歳を祝し奉り、併せて七千萬國民諸君に賀意を表すると同時に、尙ほ此の機會に於て聊か所懐の一端を述べ、國民諸君の御賛同を得たいと思ふ。先づ第一に御覺悟を願はねばならぬ事は、日支係争問題であつて、是れは此の機會に於て是非共解決しなければならぬ。日本は何故にロシアと戦つたか、何故に同胞十萬の血を犠牲にし、二十億の巨費を擲つて惜しまなかつたか。是れは全く東洋永遠の平和を確保し、惹いては世界人類の文化に貢献する所あらんとする崇高の信念に基いたのである。幸ひに當時の支那の政治家も日本の眞意を理解し、幾多の條約は双方の善意の下に締結せられ、爾來滿蒙の地は日に月に開發せられ、日露戦争前には僅に九萬内外であつた同地方の人口は、四分の一世紀後の今日に於ては、既に三千萬を突破するの盛況を呈するに至つた。是れ一に我日本民族の努力の賜と言はなければならぬ。而かも日本は之に満足するものではない、更に益々進んで及ぶ限りの資力心力を傾注し人類文化のために滿蒙開發に努力を續けつゝあるに際し、近年支那政治家は彼等の先輩と日本の眞意を解せず、盛んに大衆を煽動して排日運動を行ひ條約をすら無視し或は破棄せんと企つるに至つた。斯の如き彼等の態度は世界人類に對する背徳であり、殊に我日本民族に取りては實に生命に對する脅威である、故に昭和三年五月時の政府、田中内閣は滿蒙の治安に關し、聲明書を發し、同地方の治安を紊し若くは之を紊すの原因をなすが如き事態の發生は、帝國政府の極力阻止せんとする旨を力説して之を支那政府に交付した。然るに彼等尙ほ悟らず、遂に今回の事變の勃發を餘儀なくせしむるに至つたのは寔に遺憾千萬である。若し此の機會に於て日支係争問題の一切を解決しなければ東亞の地は永久に不安に曝さ

れ我民族は遂に大陸から退却するの餘儀なき運命に陥るかも知れぬ、是れは斷じて忍び得べき事ではない。我等は如何なる困難をも突破し斷乎として一路根本解決に向つて進む覺悟を持たねばならぬ。

次に經濟問題に就ても我々には既に與黨の政務調査會に於て決定した所もあつて、大體の對策方針は立つて居るが尙ほ當面の問題に就ては折角當局に於て研究し、着々實行して、誤りなきを期して居る次第である。

終りに臨み、國民諸君が年の新たなると共に更に心を新たにし國家のため盡瘁せられんことを切望に堪へませぬ。

年 頭 所 感 大藏大臣 高 橋 是 清

昭和七年の新春を迎ふるに當り、年頭の所感として一言致します。

所謂世界の不況は一面に於いて歐洲戰後世界各國に於ける生産技術の一大進歩に伴ひ製造工業品、農産物等の生産額は非常に増加するに至つた。然るに其反面に茲數年の間、世界各國は競つて金本位制復活に力むると同時にデフレーション政策を遂行したるが爲め、増大したる物資の供給と之を消化すべき購買力との間に權衡を失し、爲めに物價の激落を來し、あらゆる生産事業は非常の窮境に陥り、失業續出して遂に世界を通じて殆ど收拾すべからざる狀況に陥つたのである、勿論我國の經濟界も此範疇を脱することが出來ず、經濟界の不況は日に月に深酷を加へ何種の事業を營む者も其の生産費さへ償ふ能はず、作れば損、賣れば又損と云ふ有様であつた、斯の如き狀勢では國家經濟の發展は得て望むべからざるのみならず、國家社會の前途實に寒心に堪へざる所でありまして、凡そ正しく働く人々に對し正しき報酬の保證せらるゝやうな世相を作り出すことが、政治經濟上最も肝要であると思ふのであります。

現内閣は組閣と同時に金の輸出を禁止したのであるが、之は一昨年の金解禁後豫想外に多額なる正貨の流出あり、殊に昨秋英國の兌換停止以來其勢急激を告ぐるに至りましたが、前内閣に於いては極力既定方針を繼續せんと力めたる其結果、我國の金利は愈々昂騰し金融梗塞して産業界の壓迫は一層甚だしきに至るべきは明らかであり、此上國民に大なる苦惱を強るは斷じて不可なるのみならず、金兌換制度を維持せんが爲め有らゆる一切の犠牲を國民に忍ばしめんとするは本末を顛倒するものであります、加之如何に努力を繼ぐとも、内外の大勢は金輸出禁止必須の情勢に在ること明かなるに至りたるを以て、政府は現下の國家經濟對策として最も肝要妥當の處置なりと信じ、禁止を斷行したのであります。

世間には金輸出をだに禁止すれば直に好景氣到來するものと速斷せるもの無きに非ずと雖も左様に簡單には參りません、成る程之が爲めに

爲替は低落し對内的に物價昂騰し對外的には却て低落するを以て、國內産業を刺戟し外國貿易の上にも好果を齎すものゝ如くなるも、國民が今後緊張したる精神を以て奮勵事に當るに非ざれば、將來の好結果は俄に到來するものではない、殊に一時の反動景氣に酔ふが如きは最も禁物とせねばならぬ所であつて、飽くまで着實穩健なる方針を以て事に當らねばならないと思ふ、即ち今後は漸次働く者が働き易き時代に移る

産業界の壓迫は一層甚だしきに至るべきは明らかであり、此上國民に大なる苦惱を強めるは斷じて不可なるのみならず、金兌換制度を維持せんが爲め有らゆる一切の犠牲を國民に忍ばしめんとするは本末を顛倒するものであります、加之如何に努力を繼ぐとも、内外の大勢は金輸出禁止必須の情勢に在ること明かなるに至りたるを以て、政府は現下の國家經濟對策として最も肝要妥當の處置なりと信じ、禁止を斷行したのであります。

世間には金輸出をだに禁止すれば直に好景氣到來するものと速斷せるもの無きに非ずと雖も左様に簡單には參りません、成る程之が爲めに

爲替は低落し對內的に物價昂騰し對外的には却て低落するを以て、國內産業を刺戟し外國貿易の上にも好果を齎すものゝ如くなるも、國民が今後緊張したる精神を以て奮勵事に當るに非ざれば、將來の好結果は俄に到來するものではない、殊に一時の反動景氣に酔ふが如きは最も禁物とせねばならぬ所であつて、飽くまで着實穩健なる方針を以て事に當らねばならないと思ふ、即ち今後は漸次働く者が働き易き時代に移ることゝせねばならぬ、それには人々の働きを尊重せねばならぬ是經濟發展の第一條件である。併しながら折角の其働きを浪費せざること、即ち無駄を省くと云ふ事も亦國民の充分注意を拂はねばならぬ點であると思ふ。

之を要するに、昨年末に至る迄の我經濟界は古人が會て、四時雲落三分減、萬物蹉跎過半凋と詠したる如き有様であつた、今年の新たなると共に所謂陽春布德澤と云ふ風に進めたいと思ふ、而して果して左様に進むや否やは國民諸君の覺悟の如何に由るのである。

産業振興に依り經濟國難を打開

農林大臣 山 本 悌 二 郎

輓近兩三年に於ける農山漁村は疲弊困憊其の極に達してゐると言ふも過言でない、或は此の現象を以て世界經濟の不況に職由するとし、避くべからざるものなりと爲す者あれど、其の基因を世界不況にのみ嫁して恬然たるは、無爲無策を標榜するものと言はざるを得ない、然らば農村不況は如何なる原因に由るかそれは大別して二つの方面から發生してゐる。其の一は收支の均衡が取れない點に農村經濟の苦境が見出されるのである他の一は農村に於ける巨額の負債である、その額は四十五億圓乃至五十億圓と稱せられてゐる。

農村不況打開策は叙上二原因の芟除に重點を置かねばならぬ、先づ第一の農家の收支均衡に關しては何としても収入の増加、即ち所得の増進を圖ることが根本である。それには我國農村の二大生産品たる米及び蠶絲に對する國策を樹立することが焦眉の急務である、米價近年の暴落に對して從來政府は米穀法の運用に依り價格維持に努めつゝあるが充分その効果を達し得ざるは甚だ遺憾である、是米穀法が其の制度上何等かの缺陷を包藏するに非ざるやを疑ふものである、之に對して慎重調査し改正を要すべき點あらば改正をなし、更に必要あらば新たなる國家の管理統制々度を樹立するの覺悟を有するものである。殊に朝鮮、臺灣産米と内地産米との統制に付いては更に徹底せる調整策を講ずるの急務なるを認むるのである。

又蠶絲の價格暴落に對しては、其の原因が無準備なる金解禁と二十萬圓滯貨の壓迫に職由するものなるに鑑み、政府は先づ金輸出の許可制度を實施して價格の恢復に資すると共に、滯貨處分に關しては適宜の處置を講じ更に根本的蠶絲國策としては繭絲の生産費の低減及び生産の調節に關する諸施設を行ふを急務と考へる、即ち原蠶種の國家監理、荒廢桑園の改設等は其の主要なる施設である。

叙上の外農村を振興し好況を招来すべき方策は多々存するも、漫然と保護助長政策を行ひ無爲に國費を費消することは慎まねばならぬ、吾等が提唱する産業五ヶ年計畫は最も此の點に留意し、其の目標を輸入防遏、輸出増進に置き、産業の振興と共に國際貸借の改善を圖り、我國民經濟の刷新に努めんとするものである、昭和七年度豫算は既に編成を終り、時期の關係上根本的改訂を困難とするが故に、積極的諸施設を即時に實行し得ざるは遺憾なるも、第六十議會の協賛を経て實行し得るものに付いては、此の大方針の下に邁進せんとするものである、行政整理に於いて前内閣に依り決定したる茶業試験場の全廢、種鶏場の二ヶ所廢止の如きは、主要輸出品たる茶及び主要輸入品たる鶏卵に關する重要施設の改廢なるが故に之を今回中止したるが如きは其の片鱗を示すものである、第二の問題たる農村負債に對しては、根本的對策として諸施設の考究を要すも當面の解決策としては能ふ限り農家の負債を長期日低利のものに借替しめる、即ち低資融通の條件を緩和し其の便宜を開くと共に將來の負債増加を防止することが必要であるが故に、之に關する合理的施設を樹立する意嚮である。

要之今日農山漁村極度の不振は米、繭其の他農林、水産物の價格の暴落、延いて農山漁家取得の激減と負債の過重とにある、而して此の現象は他面何を齎したかと謂ふに、我國内の工業其の他の産業經濟の不振沈滞是である、農山漁村は我國人口の過半を包容し、國民の生活資料及び生産資料の大生産者たると共に一面大消費者である。此の大消費者たる農山漁村が萎靡し疲弊して、如何にして國內の諸産業の振興好況を期待し得やう、農山漁村の疲弊と國內諸産業との關係は恰も因となり果となり遂に全面的産業經濟の沈滞國難の不況を醸すに至つたのである、故に吾々は確信する、現下の經濟國難を打開し産業の振興を正規に復せしむるには、先づ諸多の方策中農山漁村に於ける産業の振興開發を第一義とせねばならぬこと、而して其の政策の基調は一貫して積極的進取的であらねばならぬ、又實施に方りては常に建設的統一的であらねばならぬ、消極退嬰は斷じて現下農山漁村に處する途ではない、又彌縫的姑息的施設は何等の利益を齎すものでないことを、茲に斷言して憚らないのである。

年 頭 所 感 商工大臣 前 田 米 藏

歐洲大戰後の世界に於ける經濟的不況は昨年には其の極度に達したかに見えた、先づ獨逸の財政的破綻に次いで英吉利が其の傳統的の立場を捨て、金本位制を停止するに至り、全世界の經濟界は爲に異常な衝動を與へられ各國共に甚だしい貿易の減退内國産業の不振、失業者の増加並びに急激な物價の變動に苦しむ事となつた、殊に我國は大戰後の不況に加ふるに大震災に因る打撃を受けて久しく不況に沈淪し、更に昨年に至つて此の深刻なる世界的不況に直面し、加ふるに滿洲事變に伴ふ支那の日貨排斥運動と、英國の兌換停止とに依つて非常な打撃を蒙つ

たのは、甚だ遺憾とする所である。

昨年我貿易は一月以降十一月未迄の輸出額十億六千四百九十九萬圓、輸入額は十一億二千四百八萬圓で、之を前年同期に比較すれば輸出に於いて約二割一分輸入に於いて約二割二分の減少を見たのである、之は物價の低落に依るの外銀價の暴落、印度の外國品不買同盟、各國輸入

歐洲大戰後の世界に於ける經濟的不況は昨年には其の極度に達したかに見えた、先づ獨逸の財政的破綻に次いで英吉利が其の傳統的の立場を捨て、金本位制を停止するに至り、全世界の經濟界は爲に異常な衝動を與へられ各國共に甚だしい貿易の減退内國産業の不振、失業者の増加並びに急激な物價の變動に苦しむ事となつた、殊に我國は大戰後の不況に加ふるに大震災に因る打撃を受けて久しく不況に沈淪し、更に昨年に至つて此の深刻なる世界的不況に直面し、加ふるに滿洲事變に伴ふ支那の日貨排斥運動と、英國の兌換停止とに依つて非常な打撃を蒙つ

たのは、甚だ遺憾とする所である。

昨年我貿易は一月以降十一月未迄の輸出額十億六千四百九十九萬圓、輸入額は十一億二千四百八萬圓で、之を前年同期に比較すれば輸出に於いて約二割一分輸入に於いて約二割二分の減少を見たのである、之は物價の低落に依るの外銀價の暴落、印度の外國品不買同盟、各國輸入關稅の引上等の諸原因に基づくものであるが、最近に至つては支那の日貨排斥、英國の兌換停止に依る影響最も多かるべきは想像に難からざる所である。

英國の金本位制停止は、從來磅爲替を以て決濟するを例とした我對歐洲大陸、阿弗利加、印度南洋、濠洲等の貿易を著るしく阻害し、殊に英國品との競争市場に於いて我輸出貿易は致命的な打撃を蒙るに至つたが、今般政府の斷行した金輸出再禁止により幸に貿易方面に於いては我國は今後磅價の崩落より來る被害を免れ、尙進んでは爲替の有利により輸出貿易の振興と、國內産業の保護に資する所大なるものがあらう又支那に於ける日貨排斥は從來と雖も屢次行はれたるも、結局に於いて大なる影響を見ることなくして経過したが、今回は其の運動相當組織的且統一的に行はれて居り、一面には漸く支那に新工業勃興せんとしてあるを以て本邦品の市場を蠶食するの虞があるが日貨排斥經濟絶交の如きは國際通商の本義に反した不法の行爲であつて、吾國産業の發展上之が根絶を期すべきは勿論で、又之が爲支那國民の蒙れる不利益も世人の想像以上に多大なるものがあり、此際最も適切なる解決を爲し永く東亞二大國間の友好關係を確立すべきものと信するのである。

要之本年に於ける我經濟界及び貿易事情は俄に好轉すべくも見えないが、舊臘現内閣成立と同時に斷行された金輸出再禁止を一轉機として漸次事業界の復活を見、貿易事情も亦好條件の下に置かるゝこととなつたが、更に國內に於いては新内閣の産業立國に關する諸政策が着々實行を見るに至り、國際間に於いては各國の爲政家が銳意努力して居る景氣回復策が奏効を見るに至らば、或ひは意外に早く經濟界の安定景氣好調を呈するに至るものと確信する、物窮すれば自ら通ずと謂つた諺もあり此の際徒らに眼前の不況に意氣沮喪することなく、朝野共新なる元氣を以て新なる運命を開拓することに努力せねばならぬ。

劈頭解散説は段々薄らぐ

西下の

中橋内務大臣車中談

中橋内相は六日午後九時二十五分東京驛發西下したが、車中左の如き時局談を試みた

今議會の形勢かこれは議會へ行つてみなければわからない安達がどういふことをするかこれは本人自身もまだ自分で進むべき途をきめてるないだらう、しかし今議會の解散は免れ難いであらう、そこで選舉の時機だがこれに關して議會再開劈頭に解散を斷行するといふ意見はこの

ごろでは段々うすくなりつゝある、二月説と三月説とがある、従つてその何れかに決まるであらう、しかしこれには論據はない、が第一月に解散して二月に選挙をするのでは雪國あたりでは寒すぎて棄権が多からうし逐鹿場裡に臨む立候補者でも軍資金の調達においそれとは行くまいからなあ。

総選挙の結果については無論選挙をやつてみないでは分らぬがしかしわが黨が勝つことは疑ひの餘地があるまい、なぜならば不景氣な民政黨内閣に代つてわが黨が内閣を組織してから景氣がうんと出て商人も農民も喜んで楽しい正月を迎へたぢやないか警察權の發動については常時でも選挙の時でも正しい明るい警察をやらせたいと思つてゐる大浦君のような苛烈なサーベルの使ひ方は時勢に向かぬ、そして警察が民衆に對するや温みをもつて臨ましめたいと思ふつまり世間でいふ民衆警察といふやつをやらせたいと思つてゐる。

地方官異動は暫くやめにしてぢつと情勢を見ようと思つてゐる先立つての地方長官の異動についてとや角の噂もあるがこの間伊澤多喜男君に會つて批評を聞いたら地方長官の異動の方はよいが部長級の異動はまづかつたといつてゐたそれでは部長級の異動の方は落第かといつたら落第ではないと笑つてゐた、要するに地方官異動は色のついた人に辭めて貰つて地方行政の刷新並に振興をしようと企てたまでである。

解散不可避

久原幹事長聲明

第六十議會は政界の現状より推して解散を免れ難き情勢にあるが、政友會の久原幹事長は七年新春の『冒頭年頭所感』を發表して時局の重大なるを説いた、その結論として聲明していはく

これを打開して新機運を醸成するためには是非とも國民的協力による積極政策の實行に待たなければならない、然るに衆議院の分野は野黨たる民政黨が不自然なる多數を擁し議長、副議長を始め各常任委員長はことごとくその占むるところである、即ち來るべき休會明け議會の形勢は今日よりこれを豫測するに餘りあるではないか、國民の力強い援助と理解ある協力以外に政策實行の途はないのである

右の久原幹事長の聲明に現れた政友會の對議會方針は野黨が議會に多數を占め、少數黨の政府に挑戦する以上は、政友會の政策實行不可能であるから議會の解散もまた回避することは出來ぬといふ態度を明かにしたもので、右の聲明は可なり新春の政界に反響を呼び注目されてゐる。

右の久原幹事長の聲明に現れた政友會の對議會方針は野黨が議會に多數を占め、少數黨の政府に挑戦する以上は、政友會の政策實行不可能であるから議會の解散もまた回避することは出来ぬといふ態度を明かにしたもので、右の聲明は可なり新春の政界に反響を呼び注目される。

第六章 犬養内閣總辭職並に優詔降下

第一節 不敬事件に對する善後處置

第一項 緊急重要閣議開催

一月八日は陸軍始め觀兵式御舉行相成つた爲め定例閣議を午後二時に繰下げ午後一時より、首相官邸に重要閣議を開き犬養首相、鳩山文相、三土遞相、荒木陸相、床次鐵相、大角海相、秦拓相、鈴木法相、森書記官長、島田法制局長官等參集（親任奉告のため關西方面旅行中の中橋内相、山本農相、前田商相、及び病氣中の高橋藏相欠席）先づ犬養首相より緊急重要問題につき説明し協議を遂ぐる處あり。協議深更に及ぶものとして興奮緊張せり。

尙ほ當日内務省に於ては河原田次官、森岡警保局長等の事務首脳部を中心として、何事か重要協議をなしたが、何しろ中橋内相が親任奉告の爲め關西方面に旅行中であり、内相の急ぎ歸京を促す必要ある爲め招電を發した結果内相は同日午後一時半京都發、同日午後九時東京驛着歸京する事となつた。

觀兵式還幸の鹵簿に鮮人逆徒爆彈を投ぐ御行列は御無事還御犯人は直ちに捕はる

【内務省八日發表】 天皇陛下陸軍始觀兵式行幸より還御の御途次鹵簿櫻田門外に差しつかせられたる際警衛事故發生したるがその概要左の如し

本日午前十一時四十四分頃鹵簿麴町區櫻田町警視廳廳舎前街角に差しつかせられたる際奉拜者線内より突然鹵簿第二輛目なる宮内大臣乗用の馬車（御料車の前方約十八間）に手投彈様のものを投げつけたるものありたるが同大臣乗用馬車の左後車輪付近に落ち、同車體の底裏部に母指大の損傷二三を與へたるも御料車その他に御異狀なく同十一時五十分御無事宮城に還御あらせられたり。犯人は警視廳警視石森勳夫、巡查本田恒義、同山下宗平及び河合憲兵上等兵、内田憲兵軍曹等においてこれを捕縛し警視廳に引致して目下取調中なるが、その氏

名等左の名し。

朝鮮京城生れ

淺山昌一事

土工

李

奉

昌 (當三十二年)

御沈着なる御態度近侍者みな恐懼す

天皇陛下には奈良武官長の御陪乗で御車内にあらせられたが事件の大意は、畏も御承知にあらせられたが極めて御沈着の御態度で宮城に還御後も事件については何等の言葉もなくいと御感慨深き御模様に拜され側近奉仕者はただただ恐くしてゐる。

宮内大臣謹話

昨八日陸軍始觀兵式還幸の途偶々一不逞の者現はれて畏多くも鹵簿に對し奉り不敬の所爲に及びましたこと寔に、恐懼措く能はざる所であります。幸にして玉體素より何の御障りもあらせられず、天機麗はしく斯る出來事をば些かも御氣色に懸けさせ給はざる御様子を親しく拜し奉りて畏多きことながら真に有難きことと感泣致したる次第であります。今更申す迄もなく我皇室の御仁澤の宏大無邊なるは天日と等しく上下新舊の隔てなく此の民を大御寶として愛撫育成し給ふことは國民の至誠奉公と相俟つて愈々建國の精神を發揚しつゝあるに偶々今回の如き、心得違の者の爲に皇國の光榮と國民の誇とを傷けらるゝこと返すくも遺憾の極みであります。國民は深く相警めて轉禍爲福協心一體愈々國體の精華を發揮するに邁進せむこと切望に堪へざる次第であります。

第三項 内閣即日總辭職首相參内辭表捧呈

政府は不敬事件に興奮狼狽し森書記官長は直に犬養首相の命によつて各大臣にこの旨を報告して至急官邸に參集するよう傳達するところあり、在京各閣僚は取るものも取りあへず宮中に參内した後首相官邸に參集した、當日は元々午後二時より定例閣議を開くこととなつてゐたがこの不祥事件の突發により一時間繰上げ緊急閣議を開いたが病氣中の高橋藏相及び親任報告のため關西方面に旅行中の中橋内相、前田商相、山本農相等欠席した、當日は御警衛所管の中橋内相が欠席したので犬養首相は長警視總監及び河原田内務次官、森岡警保局長等よりの報告に基き事件の内容を詳細報告した後これに對する政府の責任に關して慎重協議した、即ち大正十二年十二月二十七日虎ノ門事件發生當時は第二次山本内閣であつて犬養首相は遞相の任にあつたから犬養首相は當時の事情を説明して内閣總辭職に至つた經過を紹介するところあり、現内閣として如何なる態度をとるべきやについて、各閣僚より種々の意見が出たがこの際は責任上一旦辭表を捧呈して大命をまつことに決し、病氣欠席中の高橋藏相の諒解を求むることとなり森書記官長は午後四時藏相を私邸に訪問して閣議の結果を報告して藏相の辭表を受取り官邸に歸つた。よつて旅行中の中橋、山本、前田三相の辭表は九日午前犬養首相より捧呈することゝし犬養首相は鈴木法相、床次鐵相、三土遞相、

鳩山文相、高橋藏相、大角海相、荒木陸相等の辭表を取まとめ八日午後五時十二分宮中の御都合を伺つて參内、辭表を捧呈するに至つた。

第四項 多難の時局に當面し優詔か大命再降下か

基き事件の内容を詳細報告した後これに對する政府の責任に關して慎重協議した、即ち大正十二年十二月二十七日虎ノ門事件發生當時は第二次山本内閣であつて犬養首相は遞相の任にあつたから犬養首相は當時の事情を説明して内閣總辭職に至つた経過を紹介するところあり、現内閣として如何なる態度をとるべきやについて、各閣僚より種々の意見が出たがこの際は責任上一旦辭表を捧呈して大命をまつことに決し、病氣欠席中の高橋藏相の諒解を求むることとなり森書記官長は午後四時藏相を私邸に訪問して閣議の結果を報告して藏相の辭表を受取り官邸に歸つた。よつて旅行中の中橋、山本、前田三相の辭表は九日午前犬養首相より捧呈することゝし犬養首相は鈴木法相、床次鐵相、三土遞相、

鳩山文相、高橋藏相、大角海相、荒木陸相等の辭表を取まとめ八日午後五時十二分宮中の御都合を伺つて參内、辭表を捧呈するに至つた。

第四項 多難の時局に當面し優詔か大命再降下か

不敬事件の重大責任をとつて八日闕下に辭表を捧呈した犬養首相以下各閣僚は天人ともに許し難き不敬事件發生の責任に對し只管恐懼謹慎中である、旅行中急遽歸京の招電に接した中橋内相並に山本前田兩相の辭表も九日早朝捧呈せらるべく、茲に犬養内閣總辭職となる段取りであるが、天皇陛下におかせられては内外とも時局多難の折柄に御軫念あらせられ時局收拾に關し鈴木侍從長を八日夜興津に御差遣、西園寺公に御下問あらせらるゝに至つた何分にも今回犬養内閣總辭職の理由は通常の場合と異り突發の不敬事件であり恰も山本權兵衛内閣當時に於ける虎の門事件と類似して居り、殊に外交財政經濟各般に亘る時局は極めて重大なる折柄なるに鑑み西園寺公も優詔拜受によつて犬養内閣が引續き時局收拾に當つて然るべく、そのためには責任を明らかにする意味に於て、一旦犬養内閣の總辭職を差許され再び組閣の大命を犬養氏に再降下あらせらるゝか、或は單に其儀に及ばずとの御優詔を拜することによつて犬養氏の再考を求め給ふか。その何れかを奉答するものと察せられる依つて、鈴木侍從長が今日歸京し委曲復命するや犬養首相は御召しにより、優詔を拜授するものと信ぜられてゐるが、犬養首相も君恩の洪大に感泣し、結局引續き國務執掌の任に當るものと見られる。

第五項 中橋内相參内天機奉伺

八日午後九時二十分京都から歸京した中橋内相は直ちに宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰つけられ御見舞言上の後午後十時首相官邸に犬養首相を訪問し八日の緊急閣議の結果を聴取し、辭表を首相に託し善後處置に關し種々打合せを遂げて十時半辭去したが恐懼しながら左の如く語つた。

今回の如き不敬事件が起つたことに對して自分は何と申上げてよいか解らない。自分はひたすら謹慎してゐる次第である、聞けば内閣は總辭職と決した相だから自分も着京後直に參内天機を奉伺し、その後總理に面會していよゝ辭表を提出する事となつた責任者處分のこと、も今は何とも申上られない。

第六項 政務官辭表提出

八日午後六時各省政務官及び森内閣書記官長、島田法制局長官は首相官邸に參集不敬事件に關する進退問題につき慎重協議した結果各閣僚と同様辭表提出に決した。

第七項 警視廳首脳部夫々辭表提出

警視廳首脳部は八日午後一時警視總監室に會合協議を重ね長總監、大竹警務部長、村地官房主事、田村麴町警察署長、綱島警務課長等は内務大臣へ山本特高課長、榎本内鮮高等係長、出口警衛課長等は警視總監へいづれも辭表を提出することに決した。

第八項 不敬事件後始末に關し山本伯の進言

山本權兵衛伯は八日午後鈴木侍從長と會見し不敬事件問題の跡始末に關し。

今日は日露戦争以上の重大時局であるから政變を生ぜしめるが如き事は大いに考慮すべきことであると思ふと述べ事件のために政變を招來せしめることの非を進言した。

第九項 不敬事件問題と山本伯の所見

犬養内閣の總辭職に伴ふ後繼内閣の問題は、事件の性質上極めて重大且デリケートな關係にあるが、今回の不祥事件と略同様な往年の虎の門大逆事件に關し引責總辭職をなした當時の首相たりし山本權兵衛伯の意見は、宮中方面を始め各方面とも頗る重視してゐる而して山本伯の意見は

斯る事件の勃發は事の大小を問はず誠に恐懼且つ遺憾の至りである。然し今回の事件と大正十二年の大逆事件の場合とは必ずしも、すべての事情を同一にしてゐるとは云へない。而も現下の時局は餘りにも重大であり此の場合に直面せる犬養内閣としては飽迄慎重に善處するの必要がある。

とするにあり、伯は八日午後犬養首相との會見に於いても右意見を述べる所があつたが更に牧野内府とも會見、當時の事情を述べ種々意見を交換した。

第十項 不敬事件に對する衆議院各派交渉會

衆議院は今回の不敬事件に關し前例によれば當然正副議長が眞先に參内し天機奉伺をなし、然る後各派交渉會の結果に基き院議により再び參内することになつてゐるが、今回は中村、増田正副議長伊勢神宮參拜のため旅行不在中であることを以て田口書記官長は九日議長に代つて、各派交渉會を招集し天機奉伺に關する協議をなし衆議院を代表し參内することになつた。

第十一項 政友會緊急總務會